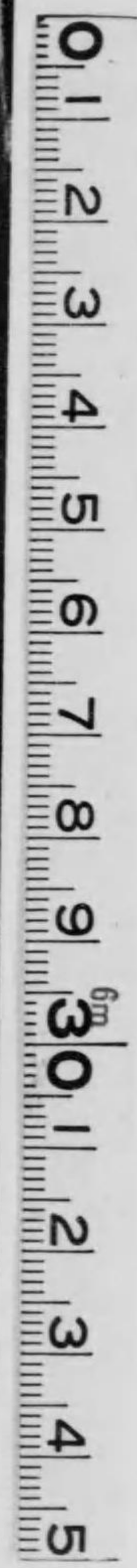


丹波國 天田郡 鄉村社祭神記 全



始



序

或曰敬神或曰尊皇曰忠曰孝其名二而其實一
 予已何似敬神也者亦以宗拜祖先而為
 皇也夫所以忠順於者也而後皇室厚其
 實我祖先之神皇一體力者不二金龜之圖
 無些瑕疪五洲萬國何求亦正傳為吾人
 何幸而生於茲古我軌在形而心之學子唯
 是兢兢於予之學未能付之人情自教倫為

大正
 9. 9. 21
 內交

〇序

吾風俗有喪敦厚有淑之士慨之久矣同僚
山田君之有斯著也亦偶也然其書
終有所局未足以見君之抱負之士身の人
君楷刻著為斯道益揮椽大之筆使七
千步衆出我國漢之而中來敬神の爾其皇會
未改本仙名孝醇の以之歸風俗教一云云屬望
於他日云

福山中學校の函州徳政吾撰

邈々として悠久なるわが大日本帝國の榮譽ある
歴史の蹟に顧望する時、吾人々、その一冊に
た精神の流が炳々として存在を感ずることを感
ずるのである。それは純日本的な精神の愛を以て、
所謂やまゝなまゝの道であり、また惟神カミナガラの道である。
さうしてその精神のあらはれはまゝと畏くも 萬世一系の
皇統に於て、神祇の祭祀に於て、まゝに現日本の世界
的活動を以て顕彰として教ふるものかざるものなる。

こゝに於ては、^ままゝに流るる自覚ハ日本國民としておぼ持て
 めるべきならぬのである。此が近き世界的大動揺が来
 て光榮ある自國のいのちであらふやまゝは、^いはれ
 忘却せんとするものがある。自覺によつて眞實な
 人間の活動が優位であらふとするのである。全國民が天
^{シモ} ^{ムカフ} ^{タニグク}
 雲の向伏すまゝに、谷蟻のさわわたるまはさ、^いはれ
 めがめる時ハ今うでたのうでハたうららしい。

山口如來之助先生は、精神の終りホ主義を立ってゐる

邈々として悠久なわが大日本を中國は崇譽する
 歴史の蹟以敬望を込時が、吾人々、^いはれ
 た精神の流まが炳やう、^いはれ
 まるのである。それは純日本的な精神の愛を以て、
 所謂^{カシナガラ}やまゝたまひでり、また惟神の道である。
 かくしてこの精神のあらはまゝも 萬世一系の
 皇統に於て、神祇の祭祀に於て、まゝに現日本の世界
 的活動を以て顕現として教ふものなるべし。

これ等も、^まい^りつ^つ流^る自覚ハ日本國民としてお持ちて
みんぞれおならぬのである。此が近く世界的大動揺が来
て光榮ある自國のいのちであふまやまはしお成
忘却せんとしてゐるおれがある。自覺をよめて度外お、
人間の活動が價値あふれおとなるのである。全國民が天
雲^{クモ}の向伏^{ムカフ}すおまう、谷^{タニ}嶺^{リゲ}のさわたるおほま、おらおよく自らに
めがめる時ハ今うであらうてハおららぬ。

山田如來之助先生は、精神の統一日本主義を立つておら
おら、兼ねて飽くまで篤志をなされておる。今この郷土を
府天田郡の御社社の御社神記を著されて邦家のたえ
おの興せらおた。これを拜んおらぬ一ハ日本の神國である
おれお創りして惟神の道を教へおらぬ、一ハ祭神の
方へお神事蹟と神社の由緒を詳悉して志あるお
お對して敬神の心を教へ津梁をあらたしたのである。
おらお有るお事といふおらぬ。思ふおらぬお
述によつて皇國の光いおらぬ。邪心國のおお

想ハ、科戸の風乃一雲を跡を以拂ふべくに請有するであ
らう。吾人後生微たる者も、先生の、いか好著述を對
して、深き感謝と尊敬の意を表略したと思ふので
ある。このほどが不敏をはらぐまでして筆を執つて世を
を陳ねた所以である。

大正九年六月廿一日

天田郡郷社一宮神社司 若原末三の謹

丹波国郷社祭神記凡例

- 一、本記ハ、我が郡郷社祭神の御事蹟を奉記して神祇崇敬の一助としたのであります。
- 二、本記ハ、学上級の児童、中孝初年の生徒くらゐを目的としたので、多く口語体です。
- 三、敬称、敬語ハ特に注意したのですが、かゝる書きぶりですら、粗漏な所があったら補つて下さい。
- 四、神、尊、命とやうにまちくにたうてめますればとも、深い相違のあるので、ありません。古事記に、多く神、命としてあり、日本書紀に「至貴曰尊、自餘曰命」と注してあるに過ぎないせぬ。
- 五、近時とか、神祇奉土祓禊の禮を缺き、甚だしい氏神、産土神のことと、知る徒輩が多いやうに、おぼます。吾等ハ決して之を軽々に看過してはいけません。
- 六、故にここに謝方を省みず、特に本記を草してせめて、我が郷の一郡だけでも、我が國跡を背馳する者が出ぬやうにとの、導心を記述したのであります。
- 七、けれども古典に通ぜぬ悲しき誤謬、偏見ハ免れませぬ。本記にその旨を掲げて下さる、至幸ぞと。

大正九年六月

竹毛

○目次

前記

- 一、緒言……………一。
- 二、神祇 附神代系譜……………二。
- 三、神社 全国神社数、京都府神社数、天田郡神社数……………八。
- 全国官国幣社名及祭神 附大祭祀日解説……………一五。
- 四、氏神……………一三。
- 五、祭祀……………一五。

本記

- 梅田神社 武彥植神、経津主神、天兒屋根命 菟原村高杉……………三六
- 梅田神社 天兒屋根命、紀朝臣貫之、或曰春日大神、事代主命、孝元天皇、天兒屋根命、豐玉姫命、紀貫之……………同
- 梅田神社 天兒屋根命、或曰紀氏祖……………同
- 廣谷神社 菟原下鎮坐梅田神社同之、附七福神……………同
- 梅田神社 大車神……………同
- 大歳神社 仁徳天皇……………同
- 壬午神社 同……………同

三柱神社

興津彦神、興津姫神、火緒神

同 寺尾……………三

大原神社

伊邪那岐尊、伊邪那美尊、月読命

同 川合村字大原……………三

渋谷神社

饒速日命

同 岨……………四

馬谷神社

宇麻志麻遲命

同 下川合……………四

勝田神社

和久産巢日神

同 加用……………四

式生野神社

天宇受売命

同 上六人部村三俣……………四

八幡神社

應神天皇

同 岩崎……………四

中六人部村字内、查我村字中、上豊富村北山、上川口村大呂、下川村一尾、上夜久野村直見、中夜久野小倉、下夜久野村畑、雲原村鎮屋尾之。

天神々社

同 狹土尊

同 細見村字草十山……………五

天神々社

同 狹土尊

同 中六人部村字内……………五

天神々社

同 狹土尊

同 中六人部村字内……………五

天神々社

塗土煮尊、沙土煮尊。

全 宇田野 一五

御一宮神社

大己貴命 附祭次第

福知山町字堀 一五二

中六人部村字宮、西中筋村字由、金谷村字宮垣、三岳村字喜多皆同之

天満神社 菅公

雀部村字土師 一六六

下川口村上天津、菴我村字古卷、三岳村日尾

上夜久野村直見同之

明天神々社 月夜見命

同 字前田 一六五

稻粒神社 保食神

同 字川北 一六五

松尾神社 大山咋神、市寸島姫神

西中筋村字末 一六七

一品神社 伊邪那岐命外五柱

同 字石原 一六八

水神々社 罔象女神

同 字田 一六九

式阿比地神社 天照大神

同 字興 一七〇

式大我神社 天之德日命 外三柱

大我村字中 一七三

郷社 式天照玉命神社

天照同照房火明命

下豊富村字今安 一七五

式荒木神社 天神七代、地神五代

建速須佐之尊命

福知山町字堀 一七九

武神社

建速須佐之尊命

下豊富村字荒河 一八二

上豊富村小牧、菴我村安井八坂神社、上夜久野村平野八柱神社同之。

島田神社 埴安命

埴安命

上豊富村字畑中 一八四

一宮神社 大山津見神

大山津見神

下川口村字牧 一八五

同村痛木山神社、菴我村古卷天神、社同之。

是社神社 比賣神

比賣神

全 字上天津 一八六

三岳神社 大己貴命

大己貴命

三岳村字喜多 一八七

一宮神社 高倉子良命外三柱

高倉子良命外三柱

下夜久野村字額田 一八八

高倉君神社 事代主神

事代主神

中夜久野村字日置 一九〇

宇徳神社 伊弉諾尊

伊弉諾尊

上夜久野村字平野 一九〇

三柱神社
 須江神社
 熊野神社
 小和田神社
 滝宮神社
 一宮神社
 本林尾神社
 気比神社
 加茂神社
 井狹野神社
 熱田神社
 日吉神社

與津日子神外三柱
 猿田彦神 附庚申
 天神六代、地神六代
 綿津見神
 瀨織津比賣命
 仁德天皇
 久能知神
 仲哀天皇
 別雷神
 高津彦產巢日神
 日本田尊
 大山咋神

下夜久野村字全四甲 九一
 中夜久野村字末 九一
 全 字大田子 九二
 三岳村字佐多木 九二
 全 下佐之木 九三
 全 下宮 九三
 全 索願寺 九三
 上川口村下小田 九三
 (中夜久野村小倉 九三
 下夜久野村井田 九三
 全 千原 九四
 全 上 九四
 上夜久野村字内垣 九六

蛭子神社
 六所神社
 住吉神社
 有徳神社
 無格社 愛宕神社
 全 朝暉神社
 全 御霊神社
 大牟神社

事代主神
 上宮男神外四柱
 上宮男神外三柱
 權立部景政
 火結神
 伊弉祖植須俣
 保食神
 大牟神外三柱

上川口村字大内 九一
 三岳村字喜多 九一
 金山村字長尾 九七
 全 全名村田和 九七
 省部村字前田 九四
 福知山所旧城址 九八
 全 廣小路 九八
 下夜久野村字全四甲 九〇

目次畢

○神祇十首 (餘自あるまに明倫歌集の中から)

○あえその神やういれしまるづ代またてうたかぬくおれみけいね。
 ○こきもほのやまのしきしきまをふとそめし神代のみちそ今をこき。
 ○日のあとも神のみくにときくからふいすかこくたのむとをしれ。
 ○ちあつちの神のこししたのりたはひとひと信もありえてまーや。
 ○みな人のこころもまかけちばあふる神のあみのくもるとまよく。
 ○何ごともゆえとのこえん世のたのま神のまことそうつたうげの。
 ○あまつ神くあつ祐とらの信もまこゆき成うく道かからし。
 ○夜のまよりひるのまよりとちつ神くはうやーあやまつあまけむ。
 ○神こそハ野から山をまわつくりおけ人はまことのみちをふんぬるま。
 ○もろ人のいのちつまつてやまも世ふたはやまの信とかみやまらん。

(以上おもひ出(り)ました)

丹波国 郷村社祭神記

前記

緒言

大日本ハ神国ナリ天祖はじめて基を開き日ノ神長く統を垂れ
 給ふ我が国のみ此事あり異朝にハ其たぐひなし此ゆゑに神国
 といふなり。神正神正まことによく其名義の由る所を盡されて居る即
 ち我が國ハ上皇室を始め奉り下吾々祖先の神人が創成經營し給ひ
 而して皇祖の神勅のまにまに歴代天皇ハ最高至忠貞の現人神にま
 します畏くも今上陛下御即位式の勅語に

朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹ギ裕ヲ垂レ天壤無窮
 ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉ニテ八洲ニ臨ニ皇化ヲ宣ヘ
 テ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相継キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情

ハ猶ホ父子ノ如ク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ

トハ其一節である歴代天皇の臣民を赤子と仰せ給ふ至仁至慈の大御心我が國特有の純忠至孝の國民性將た君臣一體の大家族たる所以ハまことに明かに御示しあそばされてあるかくも上下其源を一にし其體を同じうせる一大家族たるもの實に我が國體の本義であつて萬邦無比たる所以である

抑、純忠至孝の我が國民性の由つて来る所ハ即ち敬神の思想尊祖の觀念である所謂現人神にまします皇室に忠たつるハ其御祖先にまします皇祖をはじめ奉り又皇祖と俱に創造經始に當らせ給うた神々を尊崇する所以でありなほ吾等が現在の父母に孝なるハ其祖先即ち神代の昔から皇祖をはじめ奉り其外の神々に明き清き誠心を以て事へまつられた吾等の祖先をも尊崇する所以で忠孝ハ決して別々のものでないから遠き深き關係がやがて我が獨特の國民性の根柢であるから吾等子弟を教導する大任に在る者ハ自ら敬神尊祖

の至誠を捧げて其特有の精神を損せず忘れず益々其發揮に努めねばならぬ予こゝに祭神記をものしたのも其趣旨此に存するのである也ハ動もすれば我が神祇を尊崇祭祀するを以て一種の宗教的信仰と誤解する者なきにあらねどハ我が國體を辨せざる者のごとで思はざるの甚しい者である我が建國の體制ハ庸く淺薄なものにあらざりて即ち天祖はじめて基を開き日ノ神長く統を垂れ給うて現代に至れるのであることを念はねばならぬ之を念へば神祇を尊崇することが果して國運の進展に將た皇運を扶翼し奉るに如何に大影響を及ぼすかハ明かであらうとおもふ。

試みに之を先年の歐洲戦乱に見よ兵器ハ精銳に軍人ハ勇敢に國民亦愛國心に富み所謂刀折れ矢盡くる最後の一人まで奮闘し故國の山河を枕として敵死れ以て國家の軀面を保ち國民の壯烈を遺して永久に戦史を飾るであらうと期待されたにも似ず露國先づ革命を起して上下交々泣くの悲境に陥り

獨逸亦正面の敵に敗れずして内部の想思戦に破れたてはなまいか此を念ひ彼を想ひ其貫不渝我が国の如き遠き深きしかも根柢強き大精神がたよりからであるまいか今や世界改造之際し玉石混淆正邪雜駁の潮流に漂ひ囚はれて却て世の大勢に順應する者と誤信せまことに由々しき事を生ぜん之を我が明治維新後に徴するも其玉石正邪ニ對する選擇の如何に國家の消長盛衰に關するかハ明かであらう。嗚呼此際此秋我が神國々民ハ断じて其變動に囚はれず冷靜に周到に其選擇宜しきを得て以て國運の發展に資し皇運の扶翼に任ずるの覚悟が緊要とおもふ而して其覚悟ハ所謂敬神尊祖てふ一大精神に胚胎するものとおもふ。

二、神祇

吾等が父母を敬愛するハやがて敬神尊祖の根本である何となれば現在の父母を敬愛するものハ其祖父母をも敬愛し其祖父母を敬愛するものハ其曾祖父母

をも敬愛することはいふまでもない。かくて漸く其遠祖に及びなほ溯つて其祖神に及ぶ。こゝに至つて其祖神ハ畏くも我が皇祖皇宗々てハ其輔弼の任に當らせ給うた神人であるから敬神ハ即ち尊祖尊祖ハ即ち敬神に外ならぬ。言ひかへれば國民的祖先を神とし一家の始まりを祖と申すに過ぎぬ。唯其幸福を経たることの悠久なると親近なるとの差があるだけである。神祇と申せば何となしく崇高尊嚴に祖先といへば親密情愛に感ぜらるものもやはり時間の上からであるとおもふ。我が國史にハ神代といふ建國創始の神々の御代が定められあるから神祇と申せば直に神代の太古を想ひ其創始經營に御力を盡し給うた神々の尊容の面前に鬚髯たるを覚えるのハまことに奇しき尊き極みと申す外ハない。神祇とハ神代の神々をの申すのみでなく今日各神社に奉祀されたる歴代天皇を始め奉り忠臣烈士偉人苟も國民信仰の集点となられた方々をも申すのであるが是等の御事蹟功業ハ史上に炳然として常に吾等の敬仰尊崇し奉れる所

であるから、下にハ神代の神々の御名を擧げておく。

さて神代の神々ハ天神地祇又ハ軍に神祇とも申して之を天フ神國フ神と稱し奉る。天フ神トハ天上にまします神又ハ天上から此國にお降りなされた神々で即ち造化の三神にま
た天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神を始め奉り伊邪那岐神、伊邪那美
神、天照大御神、其外天孫降臨の時供奉して此國に降り給うた神々を申す。又國フ神
トハ此國でお生まれなされた大山祇神、大國主神、事代主神、猿田彦神たちを申す
のである。神代の神々ハ八百萬神と申すぐらゐであるから果して幾柱ましましたかは
確實に知ることハ出来ぬが其神々の御功德の上から申せば、別に記したてまつた神々の外
に我等日常の衣食住を始めあらゆる職業あらゆる行動にも皆それれ之を主宰し
之を冥護し給ふ神々のましますことを忘れてはならぬ。今其一例を申せば、

- 火神 迦具土神、水神 罔象女神、風神 志那津比古神、志那津比賣神
- 土神 埴安彦神、埴安姬神、金山神、金山比古神、金山比賣神、衣食住神

トヨウケケヒメ、
 豊宇氣比賣神、○家宅神 屋舟久々能遲神、屋舟曲皇受比賣神、○竈神 奥津
 彦神、奥津姫神、○山神 大山祇神、○海神 綿津見神、○木神 久々能遲神
 ○野神 鹿屋野姫神、○思慮神 弥心恩兼神、○医薬神 大己貴神、少彦名神
 ○武神 建甕槌神、経津主神、○官比神 天守受賣命、○厄除神 進雄命
 ○門神 櫛磐窓神、豐磐窓神、○塞神 八衢比古神、八衢比賣神、岐神、○送還
 神 大國主神、○御年神 大年神、御年神、若年神、○五穀及鷹神 保食神がまします
 やうに凡そ吾等の為す業行ふ道神の主宰し冥護し給はぬ所ハない。なほ神代御系譜
 を掲げて神恩の洪大を慶ぶ奉らうとおもふ。

◎神代系譜 (古事記ニ採り、日本書紀、祝詞、姓氏録等ヲ參酌ス)

- 天之御中主神
- 高皇產靈神
- 神皇產靈神
- 宇麻志阿斯訶備比古遲神
- 天之常立神
- 國之常立神

- 豐雲野神
- 宇比地連神
- 妹須比地連神
- 角杵神
- 妹活杵神
- 意富斗能地神
- 意富斗乃并神
- 湊母陀湊神
- 妹須夜可志古泥神
- 伊邪那岐神
- 伊邪那美神

- 金山昆古神
 - 金山昆壳神
 - 波速夜須田苦神
 - 和久産菜日神
 - 天吉葛 (アノコサツ)
 - 川甘菜
 - 埴山昆賣神
 - 大雷
 - 火雷
 - 黑雷
- ▲津波能壳神 (誤脱)

- 津波能壳神
- 御立舟戸神
- 道之長乳出神
- 時置師神
- 和柳良比乃宇斯神
- 道保神
- 飽昨之宇斯乃神
- 奥疎神 (オキカルク)
- 奥那那藝佐昆古神
- 奥那那藝佐昆古神
- 奥那那藝佐昆古神 (オカルク)
- 迎那那藝佐昆古神
- 迎津甲斐舟由維神
- 八十羽津日神
- 大御津日神

- 析雷
- 若雷
- 土雷
- 鳴雷
- 伏雷

- 水蛙子
 - 淡島
 - 淡路之樓之徒別島
 - 伊豫之二名島
 - 筑紫島
 - 伊伎島
 - 津島
 - 膳以堂子島
 - 佐渡島
 - 大伴豐三秋津島
 - 吉備見島
 - 小豆島
 - 大島
 - 女島
 - 知河島
 - 西院島
- 亦名建日方割
大野手比
大野手比
天多林流別
天一板
天之忍男
天之御三屋

- 神直昆神
- 大直日神
- 伊豆刀賣神
- 底津綿津見神
- 底筒男神
- 中津綿津見神
- 中筒男神
- 上津綿津見神
- 上筒男神

天照大御神 ○ 天清日子根命
 正哉吾勝々速日天之忍魂耳神 (命)
 天之忍日乃命 天名武比良鳥命 ○
 天清日子根命
 熊野久須毘命

天火明命 ○ 天近岐心同迹岐志天津日高日子火乃迹々雲命
 火須勢理命
 天津日高日子根命
 天津日高日子根命
 天津日高日子根命

五瀬命
 福永命

止鹿山津見神
於藤山津見神
奥津山津見神
關山津見神
志藝山津見神
羽山津見神
上原山津見神
戸山津見神

○系系鳴尊

◎地神系譜

(旧事記、出雲風土記等ニ拠ル)

多比理岐志麻流美神

美呂浪神

布忍富島鳴海神

天日腹大科度美神

遠津山岬多良新神

由心姬命 亦名依依姬命、中津島姬命
市丁島姬命 亦名沖津島姬命
湯津島姬命 亦名多岐津姬命、辺津島姬命
八島士以美神 母福田姬命
五十猛神
大屋津比売神
抓津比売命
事八十神

大己貴神
須勢理姬命
大年神 母神太早姬
倉御魂神
葛木一言主神
都留伎日子神
国忍別命
山坂日子命
新持寺卒面出比古命 (ツキホコトヲテルミ)
青幡佐神日子命 (アヲ、ハ、サ、シ、サ、ヒ、コ)
八野若比売命

御幸神 母香用姬
奥津日子神 母天知加留美豆比売
奥津比売神 全上
大同魂神 母須沼比神、女信忍姬
神
曾富理神 全上
向日神
聖神
大香山戸神 母天知加留美豆比売 母香用姬
大山作神
疾津日神 全上

味取高日子根神 母由心姬
下照姬命 全上
都美富八重事代主命 母高津姬命
高眼光姬大神命 全上
御井神 亦名木保神 母八上比売
建御名方神 母高志理台何姬
賀屋奈流美命 母不洋
山城日子命
若布部主命

天日方高日子命 母三良海津比売依比売
姬多々良守鈴姬 全上
五十鈴依姬

健飯勝命 母日向神度美良姬
海中大底姬命 全上

健甕瓦命 母出雲臣女沙麻奈姬

豐御氣主神 母賀美呂姬

大御氣主神 母紀伊名草姬

OK

河須岐神
波比伎神
三山神
三山神
三山神
大土神
稻依比売命
千依比売命
佐々津比古命

河田賀田須命 丹大傳國臣政姬
健飯賀多理命
大田々祢古命
大御氣持命
大鴨積命
大友主命
田々房命
若山咋神 丹大宜都咩
若草神
若草神
若草神
若草神
亦名夏高津日神
秋毘売神
久々年神
久々年神
久々年神
久々年神

◎別天神系譜 (旧事本紀及古語拾遺等ニ拠ル)

○高皇產靈神
天表春命
天思兼神
天下春命

天太玉命 ○
天忍日命
天神立命
三穗津比売命
八杵矛長依日子命
天津根直河美高日子命 (マツキナカカミ)
結戸比売命
真玉著玉之是比売命 (マシマツクシマムラヒメ)
天之降命
天佐津比古命
菟佐津比売命

大宮貴命
天久志月命
豐山石穴命
又志山石穴命
天言命

興安之命
天兒屋根命
天種子命
武乳遺命 (シケチノコリ)

○振意命
前玉命
天忍立命
天忍人命
○万葉命
天野川命

○神皇正統靈神
少三形名命
天御食持命
天玉根命
天神玉命
生去鬼命
佐々比売命
宇山比売命

△以上系譜、明治神社志料編纂所編大正八年七月二十日發行ノ
大日本神名神書ニヨリ、神名ナシ○印ヲ付ケタルモノハ此系神
記ニセサル神々トス。ナホ此外ニモ系圖マレドモ因答ス。
以上

三、神社

敬神崇祖の至誠が實現したのが即ち神社である。故に之を国體の上から所謂国體の精華であり萬邦無比の我が國體の章標である。小にしては郡市町村の中樞であり精神である。又神社は實に行政自治の發達を圖るに唯の好機ありあり且取上の目標ともい得る。試に社会の組織を見れば農工商あり、政治家あり、官公吏あり、教養有家あり、宗教家あり、學者あり、医者あり、労働者ありまことに千状万態である。が、さてこの複雑な社会を統一し和衷協同以て行政自治の山嶺を發達を遂げさせしものハ實にこの神社を中心として活動せしむるに在るとおもふ。否これ以外にないとおもふ。神社に對して身氏子らと如何な職業に従事せる者も皆同一に崇敬の至誠をこころげざり謝恩の實を奉ぐべきである。故にこれが行政自治の上に及んで茲に山嶺を發達をも遂げざるやうにするとおもふ。

外國に我が國の如き神社はない。もしあつても其性質が全く違ふばうてよく我が國と反對に帝王とか國王とか或ハ國民の祖先を力めて忘れさせす必要がある。即ちなるべく故を忘れて新に從はず主義で我が報本及始と全く反對である。故に古を偲ぶべき神社など大禁物である。併し其國民をわくに其國土を保護する義務ハ一般に知らせる必要ハあるから或ハ銅像を建てたり石像を造ることハある。がこれハ一の記念物で我が國の神社と比すべくもあらぬものである。況んや風雨に曝され頂上に鳥糞を浴びせられるや。老朽枝を交へた木林嚴密な神境に宮柱太く立てる神殿之を想ひ奉るだにいと崇高の感が起る。瑞垣清く結ひ廻らしたる靈域に純忠至誠の威靈を拜む時誰か神人感應の念に打たれぬ者があるらう。

さて神社を造営するに固より神代に始まったもので天照大御神が天岩戸にお隠れなされた時手置帆員命・彦狭智命の二神に新宮を造らせ給うたことや天神が大国主神の御要求を容れ給うて出雲國多藝志之小瀨に宮柱太く立て高天原に千木高知り云々神代卷に記してあるのを見て知りらる。が天孫降臨の時高皇產靈神が天照屋根

命と木玉命とに仰せられて天神籙アツヒミコヲ神祭ノ時清浄ナ建ヲエテ圓圍ニ當リ幣本ニテカキテ用テテ樹
 テ神座トスルモ今ハ室ノ上ニ等キ神祭ノモ神ヲ安テ植
 世に至つて神社即ち宮居ミヤイを造つて神祇を奉齋すること漸く多くなり神祇ハ臨時の場合
 即ち遷持などに多く用ゐらるやうになつた。かくて三韓支那の文物が盛に輸入されるやう
 になつて神社の構造にも影響し殊に神佛混淆の時代にハ伽藍造、権現造、などの新形式ハ
 生ずるに至つた。元來神社素朴潔白のまゝたるべきに寺院佛堂の如く色彩を用ゐるなど最
 も著しいもので今なほかかる社殿も多くある。かやうに種々変遷しても唯とこしへに神代な
 らの伊勢神宮、出雲大社などこゝくとも尊き極みと申し奉るべきである。
 神社の數ハ陽成天皇元慶年中にハ官社のみでも三千百五十座と申す。後世に及み其數漸く増加せる
 ハいふまでもない。近年昇格もあり合祀もあるから確實とハいへないが大正七年末の國幣一級に
 ○官幣大社 五三 ○全中社 二一 ○全小社 一四
 ○別格官幣社 二四 ○國幣大社 五 ○全中社 四六

- 全小社 二四
 - 府縣社 六四八
 - 郷社 三四五六
 - 村社 四五六五
 - 無格社 六七四九
 - 官幣大社 一四
 - 全別格 四
 - 國幣社 二
 - 府社 一七
 - 郷社 六七
 - 村社 一〇二四
 - 無格社 一六〇五
 - 郷社 二
 - 村社 八九
 - 無格社 二二七
- それから大正六年末の京都府要覧にハ ○官幣社 一四 ○全別格 四
- かく神社の格が定めてある。官社ハ神祇官の神名帳に載せられたもので又神祇官
 から幣帛を頒たれたもの、國司から之を献じた社ハ國幣社である。明治維新後諸社の格を
 制定した官幣、別格官幣明治五年五月淺川神、國幣、府縣、郷村社とし官國幣社ハ其
 費用を國庫支辨とし府縣郷村社ハ其氏子の負担と定められた。明治四十年元令ハ三十九年三十九年から府縣
 社以下にも神饌幣帛料を供進されることとなつた我が國では
 ○郷社 一宮神社 ○全 天照玉命神社 ○村社 奄我神社 ○全 大原神社
 ○村社 三岳神社の五社である。

○官幣大社 ○男山陽宮 應神天皇 神功皇后 此處神山城 櫻吉郡八幡町。松尾神社 大山祇神 市島姫
○福荷神社 倉御志鬼神 猿田彥神 大宮彦神 全國紀伊郡深草村。賀茂別雷神社 別雷神 全受名
郡上鴨村。○賀茂御祖神社 玉依姬命 建角身命 全下鴨町。○平安神宮 桓武天皇 上京市國司町
○大神神社 大物主神 大和三輪町。○大和神社 倭大國主神 八千代町 御幸神 全山田郡朝和村。石上神宮
布道御魂到 全丹波市所。○美日神社 產靈魂植神 経津主神 天兒屋命 比賣神 全奈良市
○廣瀨神社 若守守魂亮神 全廣瀨郡河合村。○龍田神社 天御柱神 國御柱神 全生駒郡三郷村。○丹生
川上神社 高麗神(多力カミ) 高麗神(シラカミ) 全吉野郡南吉野。○枝原神社 祭神同春日神社河
内河内郡枝原村。○榎原神宮 神武天皇 垂額姬命 大和郡白檜村。○古野宮 後醍醐天皇 全吉野
○大鳥神社 大鳥連祖神 和泉泉部大鳥村。○佳吉神社 表筒男神 中筒男神 底筒男神 神功皇后
攝津住吉郡住吉。○生國魂神社 生島神 足島神 全郡面高津。○廣田神社 月神 伴部御魂神 天賦
向津姫神 全武庫郡大社村。○熱田神宮 草薙劍 尾張愛知郡熱田町。○淡路神 社木花咲即姫
牟岐河守郡大宮町。○三島神社 玉藏入彦敷之尊 代主神 伊豆田方郡三島町。○氷川神社 大己貴命
進雄命 福田姬命 國直北足立郡大宮町。○安房神社 天太玉命 安房安房郡神戶村。○香取神宮
経津主神 下統香取郡香取町。○鹿島神宮 建國神 常陸鹿島郡鹿島町。○日吉神社 大山祇神 直江
國淡路郡坂本村。○建部神社 日本武尊 全粟田郡淡田村。○氣比神宮 神功皇后 外六在野前野賀町
○出雲大社 大國主命 出雲筑前郡津和野町。○日前神宮 日前大神 紀伊海草郡宮村。○香
國懸神宮 國懸大神 全上。○伊弉那伊弉諾神社 伊弉那伊弉諾 淡路津島郡多賀村。○香
宮神功皇后 筑前福屋郡香椎村。○宗像神社 多佐理比賣命 市島姫命 多佐津姫命 全
宗像郡大島村。○宇佐神宮 應神天皇 日向宮尊 大宮村。○鶴岡神宮 全南那珂郡鶴岡村。○鹿
郡宇佐町。○小宮高神宮 神武天皇 日向宮尊 大宮村。○鶴岡神宮 全南那珂郡鶴岡村。○鹿
見島神宮 立身火久出見命 大瀧津良郡西國有村。○福島神宮 立身火久出見命 全始良
郡田口村。○札野神社 大國魂神 大己貴神 少彥命 石鏡和魂 全津神 社能久親王 其他全
台北。○榊太神社 大己貴命 榊原豐原町。○八咫神社 建雄命 福田姬命 八咫御子神 京都府下京

○同中社 ○白峯宮 崇德天皇 海仁天皇 上京都市。○柳宮神社 酒解神 大若子神 小若子神 酒解子
全之訓部 大系野村。○古田神社 全上京都市吉田町。○北野神社 女官原直真 全市。○水無瀧宮 後
鳥羽上内。順德天皇 攝津三島郡島本村。○生田神社 稚日女命 神台山下手通。○長田神社 事代
主神 全長田。○井谷宮 宗良親王 遠江引佐郡井谷村。○鎌倉宮 護良親王 相模鎌倉。○日枝
神社 大山祇神 東京麹町区永田町。○全護神社 天照大神 直雄命 全兒玉郡青柳村。○多賀神
社 伊弉那伊弉諾大神 直江上郡多賀村。○諏訪神社 產神 各方神 八咫刀亮命 信濃諏訪
郡諏訪町。○月山神社 月護命 羽前東田川郡。○金出宮 尊良親王 恒良親王 越前敦
加の海神社 綿津見三柱神 播磨用石郡金水村。○赤間宮 安徳天皇 長門下関。○金澤山神社 彦
五殿命 紀伊油草郡三田村。○菅山宮 應神天皇 筑前糟屋郡宮崎。○太宰府神社 世官原
首直入 全筑前郡太宰府。○英彦山神社 心骨命 豐前田川郡。○阿曾神社 肥後河野郡宮地河
の八代宮 恆良親王 全八代郡八代町。
○同小社 ○大國魂神社 大國魂神 國直北多摩郡市原中町の宮門神社 玉依姬命 筑前筑紫郡御笠
村。○波上宮 速玉乃神 伊弉那伊弉諾 事解用乃神 琉球。
○別格官幣社 ○豐國神社 秀吉 京都。○建勳神社 信長 山城安土郡大宮村。○護王神社
多武峯村。○四糸明神社 正行。○淺川神社 正成。○阿倍野神社 北畠親房 顯家 攝津住吉村
○結城神社 結城宗広 伊勢津市。○東照宮 駿河ト下野。○小所山神社 後奈良師以中務香取
郡小所山村。○常盤神社 光國 香取水戸。○唐沢神社 秀郷 下野。○靈山神社 比島親安 顯
家 顯能 守統 岩代。○上杉神社 叢德 米沢市。○岩島神社 兼貞 福井。○尾山神社 利家
神社 武時 肥後。○照國神社 島津有彬 鹿兒島。
○國幣中社 ○最國神社 最國津神 伊豆山田郡府中。○淺間神社 木花咲即姫命 甲斐東八代郡一宮村。
○寒川神社 寒川古古定 全川比古定 相模高座郡寒川村。○窪田八幡宮 應神天皇 全

鎌倉町玉前神社 五前神上後長生即一宮町大洗磯前神社 大己貴命 常陸東茨城郡イソノ
 町の酒列磯前神社 少彦名命 全耶珂即イソノ町の南宮神社 金山彦神 美濃不破郡宮代村
 〇生島足島神社 生島神 足島神 信州小県郡東塩川村の貫前神社 経津主神 上野世甘平郡一
 宮村の二芒山神社 二芒山神 日光町二芒山神社 豐城入彦命 下野宇都宮郡古別神社
 〇伊佐須美神社 大彦命 武沼川別命 山代高田町の都々古別神社 味耜高日子根神 鹿嶋近津村の
 志岐比古神社 志岐彦神 陸奥前シホカマの塩竈神社 鹽土公羽 武庫彦神 経津主命 全上の大物忌神社
 大物忌神 羽後若狭彦神社 若狭立彦 若狭姫命 若狭の気多神社 大己貴命 能登の射水
 神社 二上神 越中の弥立彦神社 天香山命 越後の出雲神社 丹波南条田郡千止城村の筑紫神社
 三徳津姫 天水分神 丹後与謝郡の出雲神社 大國主命 南条田郡千止城村 当社特ニ
 府中村
 〇出石神社 八種神宝 但馬出石即神美村の宇倍神社 因幡美保神社 事代主神 出雲の熊野
 神社 神祖熊野大社 久志津氣野神 全上の水若酢神社 水若酢神 隱岐の中山神社 金山彦神 美作
 〇守仁神社 守仁神 備前吉備津神社 大吉備津彦神 備前中野島神社 市寸島比古神 安芸
 〇住吉神社 住吉筒間男 中筒間男 彦筒間男 三神 長門の伊木郡曾神社 大屋比古神 紀伊の能
 野座神社 家部御子神 全上の大屋比古神 大屋比古神 日向の忌部神社 天日御尊命 全上の
 田村神社 田村神 サヌキの金山比良神社 大物主神 山宗徳天皇 サヌキの大山神社 大山神
 伊予の土佐神社 一言主神 土佐の高良神社 高良玉垂神 筑後の田島神社 多伎理姫命 市寸島姫
 多伎津姫命 肥前西宮の西宮彦神 社 西宮彦多神 豊後新田神社 近々村尊サツマの住吉神
 社 志岐の海神々社 豊玉彦神 ツシマの魚 〇同小土 〇真清神社 火明命 尾張中島郡一宮
 鎮八幡宮 白鹿神 天皇ハコカテ
 小國神 スルガの浅間神社 木花咲耶姫命 全上の大歳御祖神社 全上の水無神社 比叡の戸隠神社 手刀男命
 シナノの駒形神社 陸中の山名木山神社 倉所之鬼神 ムツの出羽神社 伊勢波神 羽前の湯殿山神
 社 大山神 全の古四天神 タケカツチ神 大彦命 羽後 白山比咩神社 伊那那伊那那美神
 加賀の菅生石神社 全の度津神社 五十猛命 佐渡の大神山神社 大己貴命 伯耆の日御埴神社

須佐之男命 イヅモ。須佐神社 全神合の物ア神社 可美直天手命 石見の伊和神社 大己貴命 ハリマ。沿
 名前神社 タツミノ神 ビシゴの玉祖神社 玉祖神 外二社 周防の齋訪神社 タケヲ方神 八坂刀売神 肥
 前の都農神社 大己貴命 日向の枝間神社 サツマ。

四、氏神

皇室に賢所 皇靈殿のまゝす如く 吾等の家々に神棚がある。又皇祖天照大御
 神を神宮に奉遷し 給うたやうに 氏神の社も出来たものとおもふ。氏神とハ内子カミ
 (内子神)で 血統上の祖神を申すことハ明かである。即ち中臣氏及同系の人々ハ天児屋命
 を紀氏及同系の人々ハ天穂日命又ハ其御末なる武内宿祢を其他忌部氏の天太玉
 命 鹿かける大伴氏の天忍日命 にかけるが如きである。尤血統の關係(狭い意味の)ハな
 くとも氏神として山宗敬せられるも澤山ある。これ等祖神ハ始め各家庭で奉齋し
 たのであらうが 其同族が敏行し又同床でハ不敬に渡ることあるをも氣遣うて
 一所に宮殿を造つて 氏神々社とするに至つたものとおもふ。又土産土神(ウブスナカミ)とて
 其本土の神がある。これハ其本土を守護せられ衣食住等を恵み給ふ神である。今

日でハ氏神も土産土神も混同して居る。古来が宮詣として子供の土産されてから田カ子ハ三月
 女子ハ三月三日に参詣させるのハ土産土神に其恩頼を感謝奉養するのである。古ハ百廿日
 又ハ廿十日
 かく氏神ハ血統上の祖神土産土神ハ本居の守護神にましますけれど今ハ合して鎮守
 神とて敬仰尊拜して神恩の深厚を奉謝するのである。氏神に對し奉つて其子孫ハ
 氏人といひしがこれも今ハ氏子と稱するに至つた。前に述べたやうに氏神と土産土神とハ昔
 と親子の關係があるのであるから全国の神社中まづ己が氏神を崇敬禮拜して日夜に
 蒙れる恩頼に報い奉りねばならぬ。即ち氏神ハ故事する氏子ハ皇室に對し奉
 りてハ誠忠又父母に對してハ至孝の臣子であつて古から神祇を崇敬する者に決して
 不忠不孝の臣子ハない。何事も我が氏神を後にし他の神を先にするハ本末を顛倒せる行
 で恰も他人に親みて己が親を顧みぬと同じである。家庭に神棚ありて朝夕に奉仕するハ
 其守護を祈るのであるけれど又子孫をして自ら君を尊び親に事へる至誠を涵養
 する唯一の良法であるから朝夕氏神に参詣するとともに又家庭の神前に拜禮することを怠つ

てハならぬとおもふ。

五、 祭祀

敬神尊祖の至誠が具體化したのが即ち祭祀である。吾等が神の大前に拍手伏拜せ
 る一刹那ハ所謂神人感應眞に一點の野心なく邪念なく全く心身兩ながら
 明き清き至誠の狀態に在る。これやめて祭祀の動機であるやてこの至誠を推し
 ひろめると人倫の大道ともなり道德の本義ともなるのである。或人山鹿素行を評し
 て、ふいに先生の學問の底にハ日本の大精神がこもつて居る。先生の講義されるのは
 青表紙であるけれど其心の底にハ天照大神神が宿らせたまはる居られる。先生
 のこの大精神が門弟ども心の底に滲みこんで数千の門弟ハ悉く先生の精神を精神
 として或ハ武を練り騰を鍛つたからとよく統一がある云々と實に素行此の
 精神は其著中朝事實に於て能く神祇崇敬の念が厚かつたことが現はれて居る。
 かく祭祀ハ至誠以て祖神に親侍するに始り社会百般の事皆神祭から出るの

あるから歴代天皇皇祖皇宗の御遺訓のまにまに特に之を懐き給ひ事あらば必ず先づ
之を皇祖皇宗に奉告して常に政事の大本とし給うのである。是即ち祭政一致であ
つて至仁至愛の大御心を以て吾等臣子の福利安寧を祈りたまふ所以である。祭祀に
ハ伊勢神宮をはじめ奉り賢所皇靈殿及官国幣社と府縣鄉村社の如く氏子が直接
に参るとの別ハあれどもいづれも等しく国家の宗祀であつて只直接と間接との差ある
のみである。故によく至仁至愛の大御心を躰し敬神尊祖の至誠を捧げねばならぬ
後宇多天皇御製

天つ神国つ社を祝ひてぞ我が葦原の国ハをさまむ。

明治天皇御製

定めにしそのはじめより葦原の国のまゝえハ神ぞ守らむ。

さて天神地祇ハ常に国家を擁護あらせ給ひ又氏子の幸福を惠ませ給ふけれども心せしめ

明治天皇御製

目に見えぬ神の心にならふこそ人の心の誠なりけれ。

昭憲皇太后御歌

人知れず思ふ心のよしあしを照し分くらむ天地の神。

○氏神祭ハ氏子の年中行事中最重最要至貴のもので且つ血縁縁者の會合を唯一の聖
日でありねばならぬ。昔ハ官令で他所に往つて居る人でも氏神の祭日には上司のゆるし
を待たずに自由に参拝することを許された位である。今日ハゆるしは出来ぬまでも己が氏
神祭日にハたとひ遠隔の地に在つても遥拝位ハ必ず為すべきである。明治の始め改暦
ありて以来既に五十年この大切な氏神祭日を昔のまゝの日に放置したり或は年だけ太陽暦
に依つたり或は年だけ旧暦に依つたりして氏子にさへ其祭日を年々觸れまはらす有様で殆ど
氏神のましますことを忘れたやり方といつてよからう。これハ固より當路の不誠實に由れども
亦氏子たる者の敬神の念の薄らいた微證であるまいか。神徳を念はず神慮をも懼れ

ぬも甚しいではないか。しかし幸に近き小学児童の氏神を崇敬することの稍々觀るべきものあるに
至つたものハ少く意を強うすることか出来ぬ。が中等以上の學校生徒に至つては其の氏神に對す
る崇敬の念の乏しいことにハ一驚を喫するばかりである。これ必ずしも學生ばかりの罪ではない
一般氏子の平素の行動が其子弟に於る悪影響を及ぼしたものだらうと云ふは亦も
敬神とか尊祖とか將た忠とか孝とか言ふと直ぐに頭が古いとか思想が陳腐だとかいつて之を口
に出すや、憚りて唯後に新來の思潮にのみ眩惑されて自ら喜ぶ徒輩の如きは齒牙にかけると
足らざれども我が國體の基礎の那邊に在るかを知らざるに至つて、吾人の衷心に堪えぬ。この
悪傾向を防遏する手段の一としても一層氏神崇敬の實を擧げざるべからざるであらう。而してこの
氏神祭日を最も意義の深い日とせねばならぬとおもふ。

氏神祭ハ一家の祖神を祭るに對してハ公祭といはれやうが國家の祭祀に對してハ私祭とい
いやう。我が國臣民として此大切な國祭日についての冷淡ハ氏神祭以上であるとおもふ。
其重要な原因ハ國祭日の由來が一般殊に田舎にハ徹底して居ないからであらう。今その國

○四方拜 ハトシノイテヨリ 一月元旦の曉天に天皇陛下神嘉殿の南庭に出御天地四方山陵等を拜し給ひて年

々火をはらひ百穀の曲皇禳を、寶祚の長久を、吾等臣子の安寧幸福を祈らせ給ふのである。
されが吾等臣民ハ此屏キ大御心を奉養して當日早天に其氏神に差拜し無量正安を祈り
奉るべきである。 陛下御拜の順序ハ先づ伊勢神宮次に天神地祇、神武明治御陵水川
神社、伊勢神宮上下賀茂神社、樟柳、産男、火幡宮、鹿島、香取、西宮、其他の山陵を拜し給ふ
かくて後賢所、皇靈殿神殿を拜し給ひ畢つて入御ありせ給ふ。

神嘉殿と申すハ宮中三殿 賢所、皇靈殿、神及、の西方に在る御殿で御親祭を行はせ給ふ所と承る。
四方拜ハ其ハ官報ハ午正四時、宮内省官官官、飾ヲ奉仕スハ神嘉殿南庭ニ於テ、
ラ屋ヲ設ク、具儀、豫設ノ屋ノ中央ニ置キ、侍所ハ立向シ中ニ待テ、設テ、灯台ニ置テ、併ス
五時三分出御、御手水、御剣、御福、御草鞋、御笏等御役

○元始祭 一月三日宮中の賢所、皇靈殿、神殿の三前に於て御親祭を行はせ給ひ、皇
位の元始を祝し報本及始の誠を致させ給ひのである。其儀祭典の次第ハ高田日午正時刻に

三殿の御裝飾を奉仕し大真柳を御所の左右に樹つること常の如く次に宮内省の官員若
 床次に三殿の閑扉をなし奉る。此間次に神饌及神幣帛を供奉りせ給ふ。此間かくて
 天皇陛下八豫て御澤齋あらせられ定刻に至つて先づ賢所の便殿に於て御東席を召さ
 せられ御手水等の儀があつてこれから賢所の大前に進ませ給ふ。此時堂内長御先等
 申し上げ侍従ハ御裾又ハ御氣御物を捧げて隨從し奉る。これより御忱の中に入らせ給ひ
 て御玉串を奉り御拜あつて御告文を奉りて給ひ御鈴の儀があつて畢つて皇座殿の大前
 に進ませ給ひ次に神殿の大前に進ませ給ふ其御儀大恩賢所の大前に異ることなけれは
 御鈴の儀をなしと承る。以二畢つて入拜し給ふ。

天皇陛下入拜の後皇太后陛下御玉串を奉りて給ひ御拜畢つて入拜次に皇太子殿下同妃殿下御
 拜りつ次に親王諸王大臣其他親任官並に宮内省の官員應許香同祇候の人々拜礼
 あり畢つて神饌及神幣物を撤す。此間次に三殿共に閑扉を閉じ御所共此れにて畢り正午
 から有爵者以下判任官及判任以上の待遇を受く人々の参拜ありて其御儀全く終ると承る。

明治三年正月三日に八神元神地祇及び歴代の皇靈を鎮祭せしめられ皇位の元始を祝する御
 祭典を行はせ給ひたのが始めて翌四年正月三日に天皇陛下神祇者に行幸ましまし御親祭
 ありせられたかくて明治五年正月三日より元始祭の御名称を用ひさせ給ひ年々の御儀と定め給
 ひ且つ其式を頒布して全國の官幣國幣社より府縣郷村社に至るまで此の御祭を行は
 せ給ふた。明治三年正月三日鎮祭の詔

朕恭惟 大祖創業崇 神明受撫 爰君生 祭政一致 所由未遠 朕以累
 弱風承 聖緒日夜 怵惕懼 天職之或 虧乃 祇鎮祭 元神地祇
 八神暨 列聖神靈 于神祇官 以申 孝敬 庶幾 使億兆 有所 矜式

政治始 一月四日午前時刻に各大臣樞密院議長、會計検査院長、發言視察東京
 府知事等内閣に参集し次いで 天皇陛下内閣に出御ましまして萬機の政を問召し給ふ
 御式である。其御次第ハ先づ 神宮の御事ヲ奏し次に總理大臣より各廳の政務を奏す
 れば 陛下にハ々々垂聽あらせられ天裁畢り入拜次て各官員退出。

神宮の御事と申すハ前年五月末に神宮祭事より同年中伊勢神宮の御祭典等統て清掃りなく済ませられたる旨の届出あるに依て「神宮祭事申昨年中神事無異の事を奏上す。此間陛下に立御あらせられ臣等同此に倣ひ奉ると承りかゞ神事を先にせられるのハ臣等に我が国風である。古ハ一月元旦に朝賀の儀式を行はせられる中に奏賀、奏瑞とて之の者庭上に進みて去年中のめでたき嘉瑞とものあるを固々かり申出でたるをいりて之を奏上することにあつた。現今の政治始ハ略、これに當ると申すことである。而してこれハ明治天皇所即位の翌三月四日に行はせられたのが始めと承る。コレハ祭日デナイが我が皇宮が故神嘗祖ノ神嘗皇孫ニ教ノ我が同臣ヲ公親ニ奉ルノガ前モヨクワカルカウ特ニコレハタラシムル。

○祈年祭 二月四日 祈年風雨の儀大になく年穀の豊熟ならんことを神祇に祈らせ給ふ御事である。畏くも天照大神神が福徳をお指しなされこれハ我が青人草人臣の食うて生くるものなりと仰せ給ひ又皇孫通々村命所降臨の際に此の音が授ける赤麻度の穂を以て葺原ノ中国に降り周く國中に種をませよと仰せ給うた。かくも我が国民の食物に深く大所心を注がせ給ふたから歴代天皇も皆此皇祖の仰せのまにまに農作物の上に大神心を注がせ給うた。延喜の朝にハ前

にもいへる全国の官社三千百三十二座の神々に對して悉く班幣せられた。班幣トハ即チ神饗中ノ幣ヲ各神社ニ供スルコトナリ

明治の制でハ 二月四日大政宣廳 吟詠に於て伊勢神宮、宮中皇靈等に幣帛を便に班らる。幣遣やむ次で各地方の官幣社、國幣社へ幣帛を班つ各地到着の後日を擇びて祭祀すべし但古礼を存する社ハ其日に因らべし地方長官以下祭に關する官負及び神官共に前日より齋戒し地方の長官正廳に臨み御幣物を点検し属に附す

となほ近年は府縣郷村社に神饗幣帛を追加供進されることなつて居る。祭祀が國家ト如何に重大な關係があるかこれでも知られるてハないか。さうも五穀を司り給ふ神の前ふいゝる如く大年神、御手神たちを申し又その主宰の大神豊受大神で伊勢外宮おましますことハ皆人の知る所である。

○紀元節 二月十日ハ神武天皇(御諱神日本磐余彥彥尊)が中州を御平定なされ大和國敵傍橿原宮で御即位なされた日を記念するたためにお定めなつた大祝日である。此日 天皇陛下ハ皇靈殿に於て御親祭を行はせ給ふ。其御次第ハ午前八時御殿の御装束を奉仕して朝の御祭典がある。

午刻九時より更に御親祭の儀がある。午前十時に出御。皇靈殿に御玉串を奉り給ひ御拝御生を奉り給ふ。次に賢所を御拝ありせられ御鈴如恒御畢つて入御ありせられ。かくて 皇后陛下 皇太子殿下 同妃殿下の御持あり。次に親王、王以下の拜礼、参拜等あり。午後五時更に夕の御祭典があつて御神樂を奏せらる。是より先 陛下に御親祭を済ませ給ふや諸臣の参賀を受け給ひ午前十時豊明殿に出御ありせられ。羣臣百官に酬宴を賜ふ。御宮中前庭に於て伶人を以て舞樂を奏せしめ給ひ御宴畢つて入御ありせらる。此大祝日、明治五年十月十五日を以て「十一月廿九日神武天皇御即位相當日付祝日」被定例奉御祭典被執行候事」と布告せられたるに始まり翌六年四月四日を五節句を廢して天長節と共に祝日と定められ同年三月七日を以て紀元節と稱せられたることより考へた。かくて明治七年以後十一月廿九日を太陽曆に換算せられ二月十日を定日とせられたのである。

神武天皇高千穂宮にましまして御東征の策をなさ給ひ諸皇兄及諸皇子を率ひ給ひ海路から河内上陸なされたが長髓五所の抵抗に逼り再び海路南海を廻り紀伊に上陸せられ熊野の嶺を越えて大和入り給うて己未の年に大和國郡傍橿原の地を相して都を奠め自司に命じて帝宅を經

始し給うた當時の御言に

自我東征於茲六年矣賴以皇天之威先從就戮至是土未清余故尚授而中州之地無復風塵誠宜恢廓皇都規摹大壯而今運屬此也茲承民心朴素巢棲穴住習俗惟常夫大人立制義必隨時苟有利民何妨聖造且當披拂山林經營宮室而恭臨宝位以鏡元々上則答乾靈授德之德下則弘皇孫養正之心然後兼六合以開都掩八紘而為宇不亦可乎觀天取傍山東南橿原地者蓋國之垣區乎可治

日本書紀

と見えて居る。以て建都造宮の大徳心を窺ふことが出来ぬ。又宮殿造宮の事ハ古語拾遺に仍令天富命率手置帆負彦狹智二神之孫以齋父介齋組始採山林構立正殿所謂底部郵磐根宮柱布都之利立高天原木博風高之利御戸排天皇孫命乃美豆御殿手造奉仕也

とありて一端がわかる。かくて宮殿成りて辛酉の年正月御即位の禮を舉げさせ給うた。其儀式のさま

辛酉為元年春正月庚辰崩都禮原宮肇即皇位尊正妃後踏鞠卒鈴媛命立為皇后則大輪大神女也中畧天富命率諸心部捧天璽鏡劍奉安正殿天種十命奏天神壽詞即神世古事類也宇麻志摩治命率內物部乃收不盾嚴增威儀也直臣命帥東目即護衛宮門掌其閑闔矣並令四方之國以觀天位之貴亦俾率土之民以示朝廷之重也于時皇女大率群臣臣連伴造國造等元正朝賀禮拜也凡欣即位賀正建都踐祚等並祭此時矣日事

と悉く信じ難けれど其盛儀の大畧は想像される。さてこの禮原宮は其後遷都屢ありて夙に荒廃したりしが明治三十五年に有志の建議に由つてその遺址とおぼしき處を相して神宮を建て神武天皇を鎮祭し奉りれた。其正殿ハ京都御所内侍所ヲ下賜ニシテコレヲ修繕ナカハラシメタルヲ謹んで按ずるに神武天皇御即位の辛酉の年を以て紀元とする事ハ弘仁曆運記に「神傳曆余天武十五為太子十四歲甲寅從筑紫日向宮船軍東征至庚申年平定中國辛酉年正月即天皇是為元年按計從天皇元年辛酉至今上嵯峨弘仁二年辛卯迄四百七十壹年也」と見え居る。

紀元節又紀元といふ種見えぬけれども神武天皇即位辛酉の年を基本として年歴を数へたる極ぞ右のことである。維新後明治三年頃に至つて紀元を定めらるる議が既に朝廷にあつたこと推しまつるべし。同年十月十五日に横山由清氏が左院制度局に在りて少史の時季しい春安案を作つたことがある。當時横山氏の計算せしところも前にいふ曆運記と同じく神武天皇即位辛酉の年を以て元年としたるもので其の原文に「開闢以來神武天皇即位前七年甲寅の年まで二年の事正しき古書に確徴なし神武天皇即位元年辛酉漢土周惠王十七年三當ル西洋紀元年前六百六十六年より今茲明治三年庚午年まで二千五百三十三年と見ゆ。即ち今日用ふる年數であるが功に思ふに世界に種々の紀元があるけれども我が紀元の如くめでたいものはない。今日何れの國で紀元を定めやうとて其國祖の建國即位の年を以て元年として差支ないもの決してない。これを見て我が國民たるもの此嘉節に當る毎に遠く建國の昔を偲び奉つて又歴朝の洪恩に浴する幸福を感心謝し奉り片時も報効の念を忘れたらぬとあむべし。

○皇靈並祭 春分秋分の日皇靈並殿に於て歴朝の皇靈、皇后、皇妃、並に

皇親の御靈と御親祭あらせらるる同時に神殿に於て八神並に天神地祇を祭らせ給ふ大奉を
申させ給ふのである。當日皇靈殿祭並に神殿祭の二祭典を行はせらるる。其御次第
皇靈殿朝の御祭典皇靈殿並に神殿御親祭、皇靈殿夕の御祭典の三つに分たれ最
肅莊重な御祭儀である。當日午前八時神殿の御装飾を奉仕し式部職官負皇靈殿の御
前に朝の御祭典任へ奉り午前九時半分より皇靈殿並に神殿の御親あらせらるる。陛下は午前時
に出御皇靈殿に御坐せ奉り給ひ御祈り御告文を奏し給ふ次に神殿に同様の御儀ありて入御。
それより皇在陛下皇太子殿下同様に御祈りあり。畢つて親王以下諸臣の御祈りありて
御儀を行はせらるる。一旦内扉の後正午更に内扉午後二時迄に伯子、男爵、後二位以下の人々
の参拜があつて閉扉更に午後四時から式部職官負奉仕して夕御祭典がある。
抑皇靈祭は明治四年二月十八日即ち春分の日神祇官に於て八神、天神、地祇並に歴朝の皇靈
を祭る邦家の隆昌を祈り給ふのが始めである。其後神祇官にも沿革がある明治四年九月に
皇靈は皇所の御傍に御遷居があつた。明治五年十一月更に八神並に天神、地祇は宮中に御遷居

あり御座を合せて單に神殿と稱し奉る。是れは春秋三季祭ハ唯神殿にの之行はせらるるや、に
たつたと承る。然るに明治十一年二月廿三日迄純天皇后後櫻町天皇より入御歴代御式年祭
並に御正辰祭と慶せられ更に春秋三季祭と皇靈の御前に行はせられ御事とあり同年
九月の秋三皇靈祭からハと御殿に御親祭あり即ち明治十一年の春三季祭と前年の如くに御親祭
あらせられハハ神殿ハ猶御親祭に非らざりしのである。然るに同年入秋三季祭からハ更に皇靈
殿先に神殿とくに御親祭に定めせられ現行の御盛典となされたのである。但し三季祭より
皇靈殿先に神殿の御祭なるを以て此の日皇所にハ別れ御祭典行はせられぬと承るが皇
靈祭を春秋三季に行はせらるることたつたの明治維新後事をいへ其淵源極めて古く既に神
武天皇が中州を平定し給ふに御即位あらせられ直ぐ後皇曆をヒモロギとて、皇見山
に立てさせられ皇祖天神をお祭りなされ大奉を申させ給ふ事は正史ハ特筆してある當時の

詔に
我皇祖之靈也自天降監光助朕躬今諸庸已平海内皇帝可致新祀天神用申朕意也

と見えたり、かて皇靈帝の紀傳と申す事あり、又天武天皇の十年五月に皇祖の御魂をお祭りなされたる中世以後、廿荷前の祭として毎年奉じ、註明方と諸國から上れる調物を撰んで之を祭物として諸神社及歴代山陵に奉り、此の皆皇靈を祭定給うた例証である、然るに足利氏の平世に、廿荷前の祭物を絶えて皇靈を祭らざり給ふ所あり、此の明流二年六月廿八日天皇陛下御親ら百官群臣を率ゐせられ、神社官に行幸す、まて天神地祇及歴代の皇靈を又御親祭ありせられ、此の政一致の旨、首を以て國是の大基礎を定め給ひしことを告げ奉り、此に今年五月十七日を以て天神地祇と共に歴代の皇靈を神社官中の神殿に鎮祭せしめられ、今日の春秋二季の皇靈祭と為されし、此の敬神崇祖の所、聖徳の致す所と感激に堪へない次第にあり、明治十年太政官の連文

綏靖天皇以下後櫻町院天皇迄、歴代の所、式年御正辰祭共、初辰、更ニ春秋二季祭ヲ祀置、神武天皇馬正席上ニ先帝正迹歴代共、后妃以下皇親所合祭、被執行候旨相在候事、但神武天皇及後桃園院天皇以下、近陵所、式年御正辰祭共、其后妃皇親所配享、後、

従前より御施行候事

○歴代御正辰(一覽見) 即古川御及御陵所在地

帝號	紀元	月日	山陵	所在地	帝號	紀元	月日	山陵	所在地
神武	七六	四月三日	飯傍山東北	大和高市郡	綏靖	一一二	六月廿日	桃花田島	同上
安寧	一五一	一月十日	飯傍山南	同上	懿德	一八四	十月一日	飯傍山南	同上
孝昭	二六八	八月三日	飯傍山南	同上	孝安	三七〇	二月廿三日	玉手丘上	同上
孝靈	四四六	三月廿三日	飯傍山南	同上	孝元	五〇三	十月十日	釣池島上	全高市郡
開化	五六三	五月廿日	春幸山	全添下郡	崇神	六三二	一月七日	山辺道安	全城上郡
垂仁	七三〇	七月廿日	菅原山	全添下郡	皇行	七九〇	十二月廿日	山辺道安	全城上郡
成務	八九〇	七月廿日	狹城山	全添下郡	仲哀	八六〇	三月八日	志賀長野西	河内志紀郡
應神	九七〇	四月一日	惠賀山	河内志紀郡	仁德	一〇五九	二月八日	耳原中	和泉高市郡
履中	一〇六五	四月廿日	耳原南	全上	反正	一〇七〇	二月廿日	耳原北	全上

先恭	一一三	二月九日	長野北	河内志紀郡	安康	一一六	九月廿五日	菅原見西	大和孫郡
雄略	一一九	九月九日	丹北 高野原	河内北郡	清寧	一一四	二月廿日	坂門原	河内吉野郡
顯宗	一一七	六月三日	傍五 船名坪南	大和葛城郡	仁賢	一一八	九月十日	植生坂本	河内南郡
武烈	一一六	一月九日	傍五 船名坪北	大和葛城郡	繼體	一一九	三月十日	菅原見西	攝津葛城郡
安閑	一一五	一月廿七日	古宮高屋五	河内吉野郡	宣化	一九九	三月廿日	身狹櫻花 鳥坂上	大和葛城郡
欽明	一一三	五月廿五日	松隈坂合	上	敏達	二四九	九月廿日	磯長尾	河内吉野郡
用明	一二七	五月廿五日	磯長原	上	崇峻	二五二	十月廿日	倉橋岡上	大和吉野郡
推古	一三八	四月十八日	磯長原	河内吉野郡	舒明	三〇一	十月廿日	押坂内	大和葛城郡
皇極	重祚				孝德	三一四	十月廿日	大改長	河内吉野郡
齊明	一三二	八月廿七日	越智滿	大和葛城郡	天智	三三一	一月十日	山科	山城葛城郡
弘文	一三三	八月廿五日	長岸出前	近江淡路郡	天武	三七六	十月廿日	松隈大内	大和葛城郡
持統	一三六	一月廿七日	人上	上	文武	三六七	七月廿日	松隈 古岡上	上

元明	一三八	一月二日	奈保東	大和孫郡	元正	一四〇	五月廿日	奈保西	上
聖武	一四一	六月七日	奈保山南	上	孝謙	重祚			
淳仁	一四二	十月廿日	淡路	淡路三郡	桓德	一四三	九月日	佐喜野	大和孫郡
光仁	一四四	一月十日	田原東	大和孫郡	桓武	一四六	四月十日	柏原	城葛城郡
平城	一四八	八月九日	楊森	大和孫郡	嵯峨院	一五二	八月廿日	嵯峨山上	城葛城郡
淳和	一五〇	六月十五日	大原野 西領上	上	仁明	一五一	五月十日	深草	上
文德	一五八	十月十日	田邑	上	清和	一五四	一月十日	水尾山上	上
陽成院	一六〇	十月廿日	神樂園東	上	光孝	一五七	九月廿日	後田邑	上
宇多院	一六九	九月八日	宇多山	上	醍醐院	一五九	十月廿日	後山科	上
朱雀院	一六一	九月十日	後山科南	上	村上院	一六七	七月十日	村上	上
冷泉院	一六七	十月廿日	櫻木	上	圓融院	一六九	三月廿日	後村上	上
花山院	一六八	三月廿日	純屋川上 法皇寺北	上	一條院	一七一	七月廿日	山縣寺	上

〇二二

三條院	一六七七	六月十日	北山	全上	後一條院	一六九六	五月廿日	善提板院	全愛宕郡
後朱雀院	一七〇五	二月十日	円乘寺	全葛野郡	後光嚴院	一七二八	六月八日	山教寺	全上
後三條院	一七三三	六月廿日	円常寺	全上	白河院	一七八九	七月廿日	成善提院	全紀伊郡
堀河院	一七六七	八月六日	後日輪	全葛野郡	鳥羽院	一八〇六	七月廿日	安中寺院	全紀伊郡
崇徳	一八二四	九月廿日	白峯	全愛宕郡	近衛院	一八一五	八月九日	安中寺院	全紀伊郡
後白河院	一八五二	五月三日	本住寺 法華堂	全愛宕郡	二條院	一八二五	九月十日	香澤寺	全葛野郡
六條院	一八三六	八月十日	東山 清涼寺	全愛宕郡	高倉院	一八四一	二月十日	三味堂	全葛野郡
安徳	一八四一	五月十日	河内院 長門	全愛宕郡	後鳥羽院	一八九九	九月十日	大原	全愛宕郡
崇山院	一八九一	十月十日	金草 吉華堂	全紀伊郡	順徳	一九〇二	十月十日	大原	全愛宕郡
仲基	一八九四	九月廿日	觀音寺	全愛宕郡	後堀河院	一八九四	九月七日	觀音寺	全愛宕郡
四條院	一九〇二	二月十日	月輪	全上	後嵯峨院	一九三二	三月廿日	嵯峨院	全葛野郡
後深草院	一九六四	八月廿日	深草 法華堂	全紀伊郡	後光嚴院	一九六八	九月十日	北白河	全愛宕郡

後宇多院	一九八四	七月廿日	蓮華寺	全上	伏見院	一九七七	十月十日	深草法華堂	全紀伊郡
後伏見院	一九九六	五月廿日	全上	全上	後一條院	一九六八	九月十日	北白河	全愛宕郡
花園院	二〇〇八	五月十日	十條院上	全上	後醍醐院	一九九九	九月七日	塔尾	全和吉野郡
後村上院	二〇二八	八月六日	松尾	全上	後光嚴院	二〇八四	五月九日	嵯峨院	全葛野郡
光嚴院	二〇二四	八月十日	山園	丹波郡	光明院	二〇四〇	八月三日	大光明寺	全紀伊郡
崇光院	二〇九八	二月八日	全上	全上	後光嚴院	二〇三四	三月十日	深草 法華堂	全紀伊郡
後醍醐院	二〇九三	六月十日	全上	全上	後山松院	二〇九三	五月十日	全上	全上
稱光院	二〇八八	九月八日	全上	全上	後花園院	二一三〇	一月廿日	後山園	丹波郡
後土御門院	二一六〇	十月十日	深草 法華堂	全紀伊郡	後柏原院	二一八〇	五月九日	全上	全上
後長祿院	二二一七	十月七日	全上	全上	正親所院	二二五三	二月六日	全上	全上
後光嚴院	二二七七	九月廿日	全上	全上	後水尾院	二三四〇	九月十日	月輪	全愛宕郡
明正院	二三五六	五月十日	全上	全上	後光明院	三三四〇	七月十日	全上	全上

〇二三

後西院	二三四五	三月廿六	全上	全上	靈元院	二二九二	五月廿	全上	全上
東山院	二二七〇	一月廿	全上	全上	中清院	二二九七	五月廿	全上	全上
櫻所院	二四一〇	五月廿	全上	全上	桃園院	二二二二	八月廿	全上	全上
後櫻所院	二四七三	五月廿	全上	全上	後桃園院	二二九九	五月廿	全上	全上
光格	二五〇〇	十月廿	後月輪	全上	仁孝	二五〇六	二月廿	全上	全上
孝明	二五三七	一月廿	後月輪	全上	明治	二五七二	七月廿	伏見	全上

○神武天皇祭 四月三日我が国の皇太宗神武天皇の崩御ありせられた日であるから
 皇靈殿に御親祭の典をあげせ給うて大孝を申させ給ふ。日本書紀を按ずるに天皇の
 崩御は「七十有六年春三月甲午朔辰天皇崩于橿原宮時年百七歳」とあり、三月廿の
 山崩神を四月三日と太陽曆に換算されたのである。歴代の皇靈をば春秋三季に祭らせ給
 へども特に皇考明治天皇と共に御親祭ありせられたのである。この御祭日の由来を
 尋ねると萬延年中に徳大寺侯則を勅使として神代祭を行はせられた孝明天皇

に清涼殿の東庭に出御ましまして御遥拜式を行はせ給うた。これより年々の御
 例となり明治元年三月十日に愛宕通祐宣命使として祭向された。同三年
 三月十日から神祇官に於て御親祭の典を行はせられた。且勅使を山陵に遣
 はし給ふこととされた。同四年三月七日にハ

神武天皇御祭典ノ儀海内一同遵行被仰出候条毎年三月十日各地
 方官ニ於テ遥拜式可執行事

と布告された。之ヲ四月三日ニ換算シテ畏くも天皇ハ我が大八洲國を完キ凶徒を殄滅して
 洪基を創造し給へる君にまします。其御功德ハ山嶽々々トシ萬世の後までも仰キ尊ビ
 奉ルハ申すまでもないことである。

○明治天皇祭 七月三十日皇宗神武天皇の御例祭と同じく四殿なる御成典
 を行はせ給ふと申すまでもない。畏くも天皇の御偉徳御大業を無窮に仰キ奉
 らうとして東京代々木に神宮を奉建し明治神宮と稱し奉り其御造営將に

成らうとしてあると取る。さて其御陵ハ當地方とハ近く且つ交通の便もよかり吾等ハ常に参拜して其御遺徳を愧び奉ることを公認つたなりぬ。天皇の御事蹟の大要など記し奉るも却てかしくけれども唯其一端のみを拜記する。

天皇御諱ハ睦仁ムツヒトと申し奉り孝明天皇第二の白子第百二十三代の天皇にまします初御宮ミヤノミヤと申し奉りた。吉嘉永立事九月廿二日太陽曆ニ換算スルニ 御降誕萬延元年七月

十日御年九歳で皇太子に立させられ慶應三年正月九日御年十六歳で御踐祚此年徳川慶喜公大政を奉還し同年八月廿七日御即位の大典を興げさせ給ひ年号を改めて

明治元年とせられた。此年天神地祇をお祭りなされしかの五ヶ條の御誓言文をお定めあそばされた。翌三年東幸なされし上りて帝都を東京にお奠めなされた。同三年正月三日神祇

官に出御なされし上りて天神地祇八神及歴代の皇靈を鎮祭しと孝教を申べさせ給ひたこと前記にいうた通りである。明治五年徴兵令を布きて国民皆兵の古制に復せられ

御宇制を頒布して普通教養の基本を確定し給うた。 陛下ハ五ヶ條の御誓言文に基

き漸次國運の進展を期し給うて明治廿二年にハいよいよ憲法を發布し翌三年帝國議會を開かれ臣民の参政の権を興へ給うたかくて軍事に教育に司法に勸業に各方面に大御心を濺がせられ屢優詔を下し給うた。中には明治廿三年十月の教旨勅語ハ官民に建國の躰制を明示し給うて我が國民道德の基礎を垂教し給うて其歸趨を誤らざるやう大神心を懺がせ給うたことハかの憲法と共に萬代不磨の宝典と申すべきである。かく萬機を御統攬あそばすこと四十五年一日の如く其御勵精のほどはまことに恐懼忌歎し奉るの外はない。明治廿七年及全三十七年にハ東洋平和のために清國露國に對して開戦を宣し給ひしが連戦連捷の結果臺灣及樺太の南洋を得て我が帝國の地位を世界に知らしめ給ひ明治四十二年にハ韓國ハ帝國に併合せられ至仁至愛の皇恩に浴せしめられた。かく我が領土ハやうに擴張し國運ハ隆々として宇内に宣揚せられたるに至つた。前古曾見其比を見ざるは是一に睿聖文武なる明治天皇陛下の御威徳の致す所と申すべきである。然るに陛下ハ明治四十五年七月十四日以來不例にハ

たしせられ御病日々に重りせ給うたわら吾等臣民にたすけ其御平癒を神明に祈
請し奉りしも遂に明治四年七月三日午前零時四十分申すに崩御あらはれ
悲しともかなし陛下の御聖徳の高くましまし御事如何なる華古を以てすともた
盡すまていな御在位四十五年御実年六十六歳に申し奉る。

○天長廿四日 八月三日ハ今上陛下の御誕辰を祝賀し奉る日である此日宮中に於て
所望並殿神殿の御祭典あり又觀兵式も行はせ給ふ御式例である左宮中に於て
親王以下諸臣に之宴を賜ふ其次第第皇且に御殿の御儀飾を奉仕し午前九時から式
部職官負ふ承と御祭典を行はす御祭典の上音楽を奏し神饌を供し尚書典長祝詞
を奏し侍臣長御代拜として御玉串を捧げ奉り陛下御親祭のお定められた御兵式を行はせ給ふに
由つてかくは御代拜せしめ給ふこととけたまはる。
次に皇后陛下御代拜次に皇太后陛下御代拜次に同地殿下御代拜と順次に御玉串を捧げ奉り
次に宮内省官員の拜禮があつて神饌を撤し御非の閉が各退出、以下御祭典由公入田右
觀兵式午前八時御出門にて青山練兵場に行幸せしと親しく兵を觀をなほし給ふ各回

大公使以下にも陪觀を許せ給ふ但兩天にハ觀兵式畢つて還幸あらす午後四時より豐明
殿に於て御前に親王以下に酒饌を賜ふ其御儀紀元節に同じ。但御宴中前庭に於て樂
師をして洋樂を奏せしめ給ふ謹んで按ずるに天長の文に「老子七章に

天長地久天地所以能長且久者以其不自生故能長生」とありより出で之を至
尊神降誕の日に後づけまかりし天地と昔に長久を我に之聖壽の無疆を奉祝すり意である
と申す抑人の誕生日を祝ふこと古の事であるが一般に行はれる事であるが、聖誕の日を夫
長節と申して嘉節となされたの先仁天皇宝龜六年を始と申す即ち統日本書紀三十三卷仁天皇
寶龜六年の條に

勅十月十三日、是朕生日、每至此辰、感慶兼集、宜令諸寺僧尼、每年是日轉經行
道、海内諸國並宜新屠、内外百官賜酺宴、一日仍若此日、為天長節、庶使遐貊、
虔奉先慈、以此慶情、普被天下、

と又同書同年十月の條に

癸酉^{十三}是日天長文輔奉^レ臣献^ル翫好酒食宴畢賜^レ祿有^レ差。と見ゆ、當時の侍儀
式等詳知し難けれど其大略ハ穴視ひ奉^ル事^ニが出来る。

今上天皇、明治天皇第三の皇子にまします神諱 嘉仁と申し奉^ル事。明治十二年八月三日
御降誕明治二十年八月三日東宮宣下同二十二年十月三日御父天皇の嘉節ト方り御年十五歳
で宣太子に立上給^ハた。明治二十五年五月十九日御道孝翁^{サダヲ}御子^{サダヲ}姫と御結婚の大禮を
あげ給^ハた。同四十五年七月三日御父天皇崩御と同時に宣祚を踐ませ給^ハた。大統を紹^グぎ
天下に君臨し給^ハた。天長節に外國使臣を召され宴を賜はる。明治二十五年の天長節に
各國公使を延^キ遠^キ館に召して酒饌を賜はつたが始めに爾後恒例となり同五年の天長節
に親王以下宣官を召して宴を御前に賜ひ又陸軍整列祝砲の儀を操練場に行はせられ
親臨して兵を觀をなほし給^ハた。これまた天長節に觀兵式を行はせられ始め申す。あ、この
聖代お生れられたる者御誰かこの
御民お生けるしもしあり天地の涼ゆる時にあへらく思へば (万葉集)

の感がないものがある。あはれ源清き幸鈴の川の流の末を汲み色香妙なる櫻木の本根
より生ひ出でたるよ日本國民ハ此嘉辰に方り大君の御降誕を奉祝するにつけられたに歌の
と舞ふのみならずつるが太刀身に、つけおもてる真心をいよく磨き大御代の御栄えを祈ら
ねばならぬ。

○神嘗祭 十月十七日新穀の熟いたのを伊勢神宮に供へ奉る御祭典でいと重き
御儀式と申す。今、多々言及して「シニシヨウサイ」といふ古ハ「カンナメマツリ」又ハ「カニマ
マツリ」といふた。止ま喜の頃にい又相嘗祭ともいふた。この日宮中に御遠拜式を行はせり
れ且つ賢所の御親祭を行はせられと承る。其御次第先づ豫め勅使を奏遣し給
はて伊勢内宮に幣帛並に荷前の調絹等を奉り給ふ伊勢にて先ハ且つ前夜
御神樂を行はせり。外宮ハ十五日夜 かくて十五日に外宮に十七日に内宮に御幣帛並に調絹等を奉
る御次第がある。當日宮中に神嘉殿の南庇上御屏風二双を立てまは、其内の筆貝等
を敷き其上に御座を設けて御通拜の式場とせさせ給ふと承る。

陛下は午前十時出御、清道拜畢して入御の後、皇太后陛下、皇太子陛下、同妃殿下の御拜ありせ
らるりと申す。清道拜式畢して直に賢所の大前に進ませりて、兩親祭典を行はせたり。其清道拜
元始祭典同じ。抑れ祭典開極めて古くから行はせられたる中、古くは之を例祭と稱し、其勅使を例
祭使と稱した。古く九月十七日であったが明治維新後、今如く十月十七日と改定せられたる。此清道祭
典の起原は天啓勅文に「奉仁天皇の志に始まつた」といへど、他書に所見がない。又武天皇の御世にまつ
て九月祭典を行ひ神祇祭の使と之を祭らしめり事とある由い人の制と見え居る。其儀高詳
かたこと、延喜式江家次養寺に見えり。平康連傳として行はれたるを後鳥羽天皇以後武
家の世と云へ、朝廷漸く衰へ、諸國の教科等之制の如くならず、應仁以降、古礼全く廢れ、
一まつたかくて後光明天皇の正保四年に詔してこの御祭典を行はせ給ふ。其後、毎年九月十日を以て
勅使を奉遣し、十七日を以て神宮を祭らるると連綿絶えなかり。明治維新後、神祇官再興
せられたるより、同官から勅使を奉遣られたる事ある。が、期日一定しなかつたのを明治四年から
古例の如く九月十日を以て豊后宮を祭り、十七日を以て皇大神宮を祭らり。同時に賢所の便

殿に於て御遷拜式を行はれる事なり、其後多少の沿革あり、現行の如きになつたのである。

又、古は祭典が大中小の三種の別があつて、大祀はたい御一代一度の大嘗會祭典だけであつた。この
神嘗祭典は祈年祭、月次祭、新嘗祭、賀茂祭と共に中祀に属するけれども、大嘗
會、御一代の別に行はせられ、祭事すらあはれ、中祀は事候において大祀と同じく極め
て重大な御祭典であつた。皇室祭典令ニ新嘗祭ト云ハ大嘗會ト云ハ抑、天照大神神が我が皇室の御祖神に
ましまして衣食の本を授け給うたばかりでなく、忠孝の懿訓を萬世に垂れ給うた。無量
無邊の御功德、今更たご奉るまでもない事であるが、上古嘉穀の種を得て給うて
其嘉生の食して活んぎ、其の定め給ひ天孫降臨の際、亦、御祖御祖庭の稻穂を授け給うて
かり人、其の極く播種せしめ給ひ我が國の嘉生、其の食を得て生を遂げしことを得た
のであつた。特にこの御祭典を行はせられて御恩澤を奉酬し給ふ大神心であつた。殊に
年穀の豊穰を祈り給ふ祈年祭に對して終始を全うせよと給ふ御祭典として申す。其の
又、外宮の豐后宮大神は、皇祖の御祖神にまつる。又、相瀧神と申すは、相瀧神ト云ハ豐后宮

を司り給ふ御神であるが同じく其功德に報い奉る。申すもかしこけは我が皇室の歴世を
敬の大御心のあつたましませし申すもなく臣民をめぐらせ給ふ御慈のほどもな
うかひ奉りたまふ。我が臣民たるものこの大御心を奉り奉りてよめらる。神宮の
まゝ新穀は往時神宮の階属せる神田を大神酒大神饗とて供進し奉りたが今
ハ神田の制なき神宮司一廳で過宜の新穀を供進し奉りたりと承る。

○新嘗祭。十月廿三日宮中神嘉殿におき。陛下御親ら當年の新穀の御初穂を
皇室を始め奉り天神地祇に供進し又御親らも聞食し群臣にも賜はる奉り給ふ御慈
「ニヒタマヒリ」又「ニヒタマヒリ」と申す。新嘗祭と共に宮中御儀式中於て最も思慮を
御儀式も申す先づ十月廿日伊勢神宮並に宮内省神代祭帛を領せ給ふ御儀は
る。神宮敷帛特に勅使を致遣し給ふ其他に各地方官を経て之を領せ給ふがて前
日即ち十月廿日綾綺殿において鎮魂祭を行はせらる。これハ天皇陛下を始め奉り皇
后宮、東宮、白妃、教下、御魂を鎮め天御命の長からんことを祈り大御代をことば

奉る御祭儀と申すかくて廿三日 天皇陛下ハ神嘉殿に出御あらせられ新穀を神祇に供
へ奉り御親らも聞食し給ふ。其御次第午後二時御殿の御装飾を奉仕し四時か
式部職官更著床し神座等の御設り。同五時甲子忌火の御燈を點じ各所に庭
燈を懸せらる。同六時親王以下諸官の着衣あり。陛下出御あらせられ隔殿の
御座に著所あらせられ神饗の行立を神樂歌をも奏せしめられ本殿の御座
に進御あらせられ御手づかり神饗を御供進あらせられ御儀畢る神饗を撤せし
給ひ又行立ありて入浴と承る。入浴の前ハ皇太子、親王、王の拜禮がある。入浴の後諸
官の拜禮もあると申す。以上御儀は、かくて翌廿四日午十一時神樂長神座以下を校し次で
出御あり。神饗行立以下夕の御儀と同じ又噴所、白雲殿、神殿の御祭典は同日内宮
御儀も奉りせしめらる。抑此祭典の由未だ明治元年十月廿日の御報告明示され給ふ御
奉十八日 明治元年 新嘗祭に相當り御祭 於京都御行候得共主上御儀御被爲
在候古祭の儀ハ先 皇國の福敷。 天照大神顯現女君生ノ食而可活モカテリ云

余ありせらば於天上狹田長田三令道給ひし福を 皇孫降臨時下し給へりものなるに
 其神恩を忘給はず且皇孫の良無之様にと 神武天皇以來世の 天皇よ
 土月中卯の日當年の新穀を 天神地祇に供せらるゝ重禮にて三千年に近く祀り
 来土月朔日より散麻刺致麻用の清成被為在萬民撫恤の為に 津波等^祀有在候
 事誠以下の身に難有清儀に候諸般の事の中世以來仕郎の風儀も立支候へ
 ども神事のなほ古代の儀にて聊も駭雅無之純禱の古道に候京師及山城國等
 日^月明朝まで杖鐘誦經の音を禁じ庶民に皇近一意に 神祇を尊奉せり御定
 候有之天下統昔、新嘗の日に戸を閉而用戒いたし候^祀百歌に相見候へども只今皇儀
 下り其子細も不存徒に打過候故及津布告候右の譯を全法仁恤の意^廣り被為
 行所^外系に候條公卿諸侯、大夫、士、庶人に皇近篤く相心得高日^月御^祭神祇を
 持し共に五穀豐熟天下泰平を神祇に祈奉りし^儀毎^日食し候米穀は^是元
 天祖の賜物なる事を知^神國恩の厚き事を相辨候^儀遊興安臥して在^{べき}

べきにあらず寒村僻邑の士民兩を祈り晴を願候も必感應有之況天下同 至尊の清
 仁慮を鉢認し奉り共に祈請し奉りに於て神祇の眞感殊に速き^事に候
 と此れ^儀具由奉又具重大の所儀式を^事知られ^儀と思ふさて古は^大嘗とも新嘗といひ
 て其別^のが^後世^の初^の位^の始^に行^はせ^られ^る大^記を^大嘗^と稱^し毎^年土^丹に^行は^せ
 ら^れる^のを^新嘗^と申^{して}區^別す^るに^至つ^たか^く分^れた^のハ^天武^天皇^の白^鳳元^年以^後の
 實^に即^ち文^武天^皇が^大嘗^令を^而制^定せ^られ^た時^に土^丹下^卯月^を以^て祭^日と^定め^られ^た
^其中^卯月^用を^此御^祭後^世まで^せし^たか^けり^もな^く行^はれ^たが^應仁^の大^乱以^後は^此の
 儀^を國家^の大^凶と^遂に^中絶^{して}凡^そ三^百七^十年^を経^て東^山天皇^の貞^白元^年に^至つ^て漸^く再
 興^{され}た^とおも^ふは^其基^量御^記に

貞白元年土月九日新嘗會可有^祀沙法用脚少之間諸事被^有略畢
 意^を被^供新^穀計^之事^也依^之末^世首^為卯^日之^間内^侍所^采女^等向^吉田^土皇^三位^連
 中^祝分^二所^治定^此分^先自^今年^例幸^可有^待沙^法已^往用^脚調^候儀^又事

事嚴儀奇被行思召入也十五日新嘗會依律再興表向八所祈禱之分云之冊被
因御領内より米五升粟五升吉田より遣材中承領の中より、右三程山城光惠儀
由也

とあるに明かである。なほ神道名目類聚抄に「親嘗會等此等事も久しく絶えたり
しに今上皇帝神皇正統記ありしより、承例年吉田に行はし」と記しあるは、後花園天皇
御正四年以後中絶せし新嘗會等、東山天皇の貞治五年即ち元禄元年に再興せられたるものと
すべし、但し毎年吉田の神社官代に行はれ、朝廷に其度毎に儀に神饌を供せられたるに、
一、其後五十年を経るに、櫻所天皇元文五年に始り、舊儀に復せられたるに、
カ、あるは、光格天皇寛政三年更に神嘉殿をも再興せられたるが、同年十月廿日、
神嘉殿に於て古代入通り新嘗會を行はせられ、其後毎年の恒例となされた。明治維新
後元年新嘗會に於て之を布告せられたる十月十日、京都吉田に於て之を行はれたる、
同二年も、神社官代吉田社の信厚殿に於て之を行はれ、陛下は、東京に於て

御遙拝なされた。同三年も、神社官の正廳に於て行はれ、同年、伊内座に於て悠紀主基の神
殿を立せり、大嘗會を行はせ給うた。其後多少の沿革あり、明治廿二年以後、神嘉殿
に於て之を行はせ給ふと前記に通り。

凡そこの御祭典、天皇陛下御親の新嘗を神祇に供し奉りて新年の恩を報じ給ふことが極
め之は重慶帝を御儀である事は、上掲明治元年の御布告に明かである。殊に明治四年十月
大嘗會を行はせられたる際、

夫穀ハ 天祖ノ授與シ給フ所生靈億兆ノ命ヲ保ツ所ノモノニテ 天皇斯ま民ヲ鞠育シ以テ
其恩賴ヲ報ジ天職ヲ奉シ給フヲ斯ノ如シ 然則此大嘗會第一ニ於テヤ 天下萬民諸所
趣旨ヲ奉戴シ當リ人民休業 且地方産土神ヲ参拜シ 天祖ノ德澤ヲ仰ガ隆盛ニ洪
福ヲ祝セスハ凡ソ可カラズ也

と告諭されたるを思へば、至尊の格を代表し給うる 皇祖を始りて天神地祇に報恩の禮を行はせ
給ふが、我々臣民たるものより、此致を念ひて天恩の徳大を感謝せしむるが、

大嘗會と親守祭との別本を分ちけども左大嘗會若くは丹波にもカキテ下年加ふ

あつかり 今上陛下即位の始り予のまのした大嘗會と我が丹波を記す中々抄録し
正暦御我の丹波古事記に且波に作り倭世紀に但波に作り大同類聚方二丹波三作り武備志に丹波
御饗料と為して朝夕の御饗を供する云々丹波風土記に曰く昔者曲豆受大神の降りますや
もたらし天並日命請ひて之を播く御饗料と為して田に播つ大神を祀りて宜しく下三三丹波
因て号して田庭園といふ後分ちて二国とす(和銅六年四月一丹波部丹波郡あり州名を置し此に起る
さて大嘗會の言にオホニといひ轉してオホムベといふ後世の音のまじりヤリと稱し大嘗會といふ此祭
天皇御即位の後始め新穀を以て天照大御神及び天神地祇を祭りせ給ふ御一代二度の新嘗會なり
嘗といふ又踐踏天嘗祭とも申す古ハ新嘗大嘗會の區別明かならざりしが天武天皇二年(紀元一三三)四月
即位の大嘗會行はれて以後毎年行はるる新嘗會即位の始り一たびの大嘗會を大嘗會といひ其區別判
然たるに立れり其後世の治世に依りて盛衰ありしが櫻所天皇元年(文三)年更に後興せらるる大嘗會に
我が丹波の齋田に卜定せられしと教たりし事(皇居に近き國なるに由るべけれとも又實に我が丹波の古
くより齋田の道地たるに由るべし)日本書紀天武天皇五年に神官奏曰為新嘗會下國郡也云々即
尾張山田郡スミ丹波郡沙部(今加佐)並食食トコトハ新嘗會トモ是取古トハハコト上州トハ新嘗會大嘗
の別明にありし天武天皇二年十月の大嘗會祭の國郡見元されども同十二年十月朔丙戌侍奉大嘗會中臣忌
部及神官人等並種彦丹波二國司亦以下人夫等悉賜祿云々是且取古トハハコト上州トハ新嘗會大嘗會
一(紀)に丹波國ト食食ト(主更)其後諸書に見ゆるハ寛平九年七月十四日下亥今ノ日段也以近江
國依智郡為德基丹波多紀郡為主基(日本紀略)兼平元年五月八日出陣定大嘗會(國郡)
後執行事但ト都下國是依智丹波所行也見神祇官之竹傳(貞徳公記)天祿元年三月廿日
丙午於太政官(藤原實賴)職書司被定大嘗會祭德紀主基(近江丹波)又被卜西國郡(日本
紀略)永觀に德紀近江高島郡主基丹波天田郡實心弘に德紀近江坂田郡主基丹波天田郡長元ハ

德紀近江愛智郡主基丹波水上郡延久に德紀近江坂田郡主基丹波多紀郡元仁に德紀近江甲賀郡主基丹波水上郡

康治元年七月廿日(中略)ト大嘗會國郡德紀近江野洲郡主基丹波水上郡(本朝世紀)元暦元年八
月十日(寅)大嘗會卜定同郡也近江甲賀丹波多紀郡三年四月廿三日(積)丹波多紀郡主基丹波水上郡
大嘗會会下(貞)國己去年卜定沙汰了而丹波珠以國良民被每事不合則何可被改之而思食食而改選
國候補如何余申云自中古以來被用近江丹波種任例可被用然但存指古例者被改備中何事有哉
可被南例於外記也廿八日此日大嘗會國郡卜定也上御道此丹波種任例(丹波)種任例(丹波)種任例(丹波)
主基丹波水上(云々)元政元年德紀近江藤原郡主基丹波水上郡八月廿六日今日西國所稱到十月二
日今日御福上加近江相波並河道具云々十月六日御福任立主基丹波水上郡(中略)

大嘗會(元)皇方(丹波)風土記
一帖 津波而池水清玉 且和而國御適合 春日散陽 有陽會集 女社繁宜 遠近微行 哀哀云々 東御前
御吉古松 枝儀倒重 相傳云々 三年出市有日會 飛龍土具備
二帖 夏至之日 名曰黃梅雨 朝日最盛 魚中之主 形已可愛 又能神主及 乃至越山 所以拜喜 兼
風後誰末 尚吸 六年大立也
三帖 一路色濃 為甘露 王者施德 則甘露降 其草木 八月涼風 天氣晶 方里無雲 河漢明 亦秋
合丹書 入野止 下野戸
四帖 方塘合白水 中有鳧與雁 禮之於人 如竹於前 之有時 故世四時 而不改柯易葉
騰黃者神馬也 其色黃 王者德御四方 則至 一名吉光 兼壽三千歲
文政元年十月十日 德紀近江下行侍從藤原實賴 德紀近江官原朝臣為文

主基丹波(國)御屏風六帖和歌十八首
甲帖 正二月 朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞
乙帖 三四月 朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞
丙帖 五六月 朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞
丁帖 七八月 朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞
戊帖 九十月 朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞 霞中朝山早霞

一皇所温明殿に置居る所儀

一東京に御遷幸後皇所所居神生の所儀
一内 皇靈及神及正所祝詞の儀

かたまたま大内を以て致神々祖の祀を重んずるに結へるに比しあはれ昔皇臣たりしものまじりて此の念を固くし
てかたまたま及に并置するにこのたの御大祀に因りて皇明治天皇の深く厚く大内心に留めしむせ不慮の事
極令に依らせ給へる事にて是待儀の中は特に致神々祖の大祀心に出させ給へる前例にたまたま御遷
り加へさせ給へるありと申すもかしこしや(以下要す)

大正四年十一月大祀各儀式詳開

の皇所大正朝の儀 十一月十日 午前八時ヨリ 十二時三十分迄

の皇所大正朝の儀 午後一時三十分ヨリ 四時三十分迄

の内閣総理大臣万歳ヲ唱ふる時 午後三時三十分

の皇所所居神生の儀 十日 午後三時三十分ヨリ 翌日正前堂時三十分迄

の大正朝の儀 十日 午後四時三十分ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後六時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後七時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後八時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後九時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後三時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後四時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後五時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後六時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後七時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後八時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後九時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後三時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後四時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後五時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後六時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後七時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後八時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後九時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後三時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後四時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後五時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後六時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後七時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後八時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後九時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後十二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後一時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後二時ヨリ 翌日正前九時迄

の大正朝の儀 十日 午後三時ヨリ 翌日正前九時迄

(大正事項終)

○大被 六月、十一月の末日に百官以下臣民一般を華穢を祓除する式で宮中に於ては賢所の
前庭を神樂舎に於て之を行はれり。各地に於ては各通直に祓所を設け地方官及
及管内人民一般のために祓の式を行はせり。天下一般に祓を為すが故に之を大被と稱する

のである。宮中に於ては此日先づ午後一時に節折の御儀あり一時五分より祓所の舗設をなし
祓物等を具備せり。同日二時堂典長以下着床同時に式部官の案内による各廳の勤
奏任判任官の総代數十名入りて西の帷舎に着床す。かくて式場の整ふや堂典補三人衆
上の御麻に祓の箱を挿む儀あり是を堂典長、堂典、堂典補の祓の事を仰ふ事なり
堂典進之の中上の大麻を執りて高安の前に至りて大被箱を奉讀す畢つて堂典一人進之
安上の上大麻を執りて退き、着床の諸員に向つて之を祓ひ畢つて大麻を堂典補に授く
大被詞ヲ奉讀スルコトニミレル 次ぎ堂典補祓物を執りて大河に参りて給ひて筑紫の日向の明
中抑此大被の式は太乙伊邪那岐尊の黄泉國より出還りて給ひて筑紫の日向の明
の穂原にて祓せさせ給ひしに起りまも蓋尊の千を四百八入に成りしを天孫速
速行尊の降臨の當時から之を天下に傳へしめ給ひしものなるを大被詞と稱す
其後神武天皇中州を平定させ給ひて都を大和國橿原の地に奠させ給ひた時に
天孫命に天罪同罪を祓けしめ給ひた事古語拾遺に見ゆ。是より世に傳へる事

大いに行化た由凡そ我が國々清淨潔白を好む其天性である情廉潔白を高く公明正大
 を愛する道義心ハ皆これから生じるかくて罪惡を見ること蛇蝎よりも甚しき風差俗
 を成したる也而レて其神多たつねると身軀を情潔にする禮又精神を情める故の
 如き即ち有形無形の感心化や依ること甚だ大なりとするゆゑに大夜の如き五事行けぬ事
 し慣例儀々等々決して無意の事ハ非ざる事を知考へて神事をも忽ちやむなり也
 ①神事祭 二月四日であること

此前記に以上の外神并心得等を原稿にハ附加したる紙幅の都合で省くことゝした
 他日発行の機を得ば補呈する積である。

丹波國郷村社祭神記 前記 畢

丹波國郷村社祭神記

本記

○春日神社

菟原村字高杉鎮座

祭神、武甕槌神、經津主神、天照屋根命の三柱と申す。

皇祖天照大御神が皇孫孫連々并尊を此菟原中園の君主となされる前に
 天穗日尊、天若日子等の神たちをお降したるされて悪者どもをうち従へようとな
 ざられたるされど幾年経ても大神神に復命なすらぬから大神神は更に多くの神
 神と御會議なされて今度武甕槌神、經津主神の二神をお降したるされる
 ことに御決定なされた。この二神は殊に威容あり武徳高くましますから男女に
 勇んでお出かけたなされたゆゑて出雲國伊弉諾小瀨にお着きたる先が十握
 剣を逆立て儼然として大國主神にお問ひなされやう。此菟原中園ハ我が皇
 孫のお治めなるとも土地を汝ハいつまでかうして居る考へか」と大國主神は「天降した

Omika

社格ヲ國セガレハ
スヤニ村社トス

ふとき、神ことりのにいて、吾が子事代主神コトヒロノミコによくお聞かせ下されしこと、お告げなされた折、
事代主神は三穂ミホをといふ所ツクリで釣をして居られ、早速御使をそこへ遣はされて、みことりの
旨をお傳へたされた。事代主神は「吾が父君大國主神と共に此國の皇孫に奉るべし」と
いとすまほお答へられた。御使は「急が還つてこの由をくはしく大國主神に報告し、大
國主神はまた二神にお答へ申されたが、大國主神をば建御名方神と申す力自慢の方が
まします。此時、度此神がこゝに來りて大磐石を取りあげて「誰か我が領土に來て私語するは
と威猛高おなりて二神に手向はれた。けれども、こゝして此二神の敵するこゝが出來よう。遂に
逃げて逃げて信濃國諏訪湖のほとりまで往かれた。二神も追跡して此所まで來られた。建
御名方神も今、絶跡絶命謹んで天神の御せに頼り「我が父兄の心に違はず又こゝより他所に
行かぬ」と堅くお誓ひなされた。二神はこれに御使命を全うされた。是に於て大國主神がわけて國土
平定に用ゐられた。廣野を二神に構けて申されるやう「吾の力を以てよく功を成せり。天孫此國
土を御統治たすにもまた之をお用ゐるさへば必ず平安ならん。吾、今後陰ながら國家を

守護し、まゐらせし」と言ひ終つて、かれがぬを、それより二神はなほまつらば、ぬを悪者、こゝを誅伐
なされて、後、いり、大御神に復命なされた。

二神はこの重大な御任務をお果した。ゆつて始めて皇孫が此中、國を御統治たす。御
神意が達せられ、建國の基礎、皇統の本源を確立なされた。その御功績の偉大なる
こと、申すまでもない。特に其赫々たる御武徳は實に幾二千年の後を照して仰が奉る所だ
ある。蒙昧の時代、小出雲國から遠東の下陸ヒダツチ、常陸の邊まで進發し、勇戦なされた。勇武剛
毅忠誠な御功勞が、尙武國の典型と仰が武神軍神として尊崇するの宜なるがな。
さて、武尊の極神は、熾日神の御子、経津主神、磐筒男、磐筒女、二神の御子と申す。
天兒屋根命、中臣神、興、口、産、靈、神が許登能、摩遲比、賣、神に娶ひなされ、生れまじし、神と

申す。皇祖天照大御神が御弟須佐之男尊の孔鼻を行ひを避けて天岩屋にお入りなされた時、
此中、臣連の神祖、天兒屋根命と忌部の神祖、天照大御神を、お慰め申す
し、上げ、方法を、お占ひなされた。其結果、まづ天香山の、具神を掘り取つて、それに玉や鏡や、

なごを結ひ付けて山石屋の前に飾り大神は聲高らかに祝詞を奏せられた一方には神樂の
音が響きまわし多くの神たちもおもしろさうにおけ大いなる喜びで大神神に不思議と思は
して山石屋を細目にお開けなされて戸外を眺見なさると天守の雄命が其の山石屋を
大御神の御手を奉じて新殿にうつし奉られた。兎屋根命、太玉命は急いで注連縄を其新殿
にひきめぐらしついで復た山石屋へお入りなされぬやうにとお願ひなされた。是より居られた多くの
神もこれにて御安心なされた。

此後天孫降臨の時此二神をお供なされ太玉命は山石屋を兎屋根命に奉りて事をおまかせられた
まめしく奉仕された。さて天見屋根命の御子孫は中臣の姓を賜はり遂に藤原氏となつて永く朝
政を執られたのである。

- 當社と自じ祭神のハ 経津主神の鹿島神社 上川口村 加津手神社 中夜久野村 天見屋根命 高内
- の梅田神社 菟原村 の梅田神社 左村 の梅田神社 細見村 の廣谷神社 川合村 菅原
- の牧野神社 下夜久野村 菅原

○梅田神社

菟原村字菟原下鎮座

祭神は天見屋根命、紀朝臣貫之、或は春日大神、事代主神、孝元天皇

本私に按ずるに孝元天皇母貫之、事代主神とすをよめしからうとおふ。貫之は孝元天皇の皇
彦太忍徳命の孫武内宿禰 武内宿禰 の次子であつて父を以て貫之といふ。其官歴ハ

同九年延喜六年二月任越前権少掾 所書同七年二月廿日任内膳典膳 同十年
二月任少内記。同十三年四月任内大記。同十七年正月七日叙従五位下。同月任加賀介。同
十八年二月美濃介。延長元年六月任大監物。同七年九月任右京亮。同八年正月
任土佐守。天慶三年三月任玄蕃頭。同六年正月七日叙従五位上。同八年三月任木工頭。

同九年卒。

人はいさ心もくらすふとくはをむの香凡おけけること百人一首小出てぬは誰も
知れる歌である。この歌は貫之が大和なる長谷の観音に参詣せられ毎に止宿とれる。是
に及し泊まらず程経て後往かるとかの内宿の主人が承らうお目かかりませぬか此方ハ相か

けりませぬと申した。其時貫之は伯の庭にある梅花を見てこの歌をよみられたので古今集よりに
出て居る。貫之の書も能くし特に和歌が上手であつたから醍醐天皇延喜五年権記友別

従弟ト 其他凡河内躬恒、全生忠岑等と勅命を奉じて古今和歌集二十巻を作られたり此
ミイフ

力撰佳木の始めてあり。此後新上天皇ノ御代ニ後撰集、若山天皇ノ御代ニ拾遺集、以上古今和歌集ト云フ

後鳥羽天皇ノ御代ニ新古今集ト云フ和正八代集ト云フ後醍醐天皇ノ御代ニ新勅撰集、後白河天皇ノ御代ニ新撰集、
兼以上ノ代集ト云フ。全統古今集ト云フ。若山天皇ノ御代ニ統拾遺集、後宇多天皇ノ御代ニ新撰集、以上古今和歌集
ト云フ。伏見天皇ノ御代ニ玉葉集、後十載集、後醍醐天皇ノ御代ニ統拾遺集、花園天皇ノ御代ニ風雅集、後光厳
天皇ノ御代ニ新撰集、全統拾遺集、後醍醐天皇ノ御代ニ新撰集、後花園天皇ノ御代ニ新撰古今集ト云フ

上ノ世ニ 母貝之其古今集ノ序文において和歌の起リや功を論じ又組立たりと説いて大いに

歌道を興したるは萬葉集鈔とか新撰和歌集とかを佐られたがまだ献^{オホホ}上^ホたりといふ前に天

皇が御清^{オホホ}たりされたいに悲まられたといふ旨奉^{オホホ}元^ホ九月朱在天上皇が大堰河へ御幸な

れた時の序文も前^{オホホ}の古今集のときもに名高いものである、其後延長八年土佐守とありて彼^{オホホ}の地

に下り五十年の任職が満ちて永平五年二月廿日に同國長岡郡の國府を御發して翌至^{オホホ}至^ホ上^ホ年正月廿日

夕方京都に歸著せり此の日の記ハ所謂土佐日記と名文である、嘗て紀州に往かうとて

伯^{オホホ}リトモ 夜中に和泉國を通りけるに乘馬俄に地に伏して進まず貫之ハ鞭うたりれと馬^{オホホ}起^ホきあがり

ぬ大いふ不安南に思はれたが道ゆく人のいへるに此所に居ます神の御しわがこり幸来社ま

て知れり人少をけれと神徳高き大神なりかやうの事屢ありと。貫之直^{オホホ}馬^ホ下^ホりて口をき手

あらしきとして身を清め神のましますといふ方に向つて

かきくとりあやめし知らぬ大空にありとほしアリトホシ（蟻通明神）かきをバ思ふべしやは

と馬^{オホホ}忽^ホち起^ホてを進みたりといふことであら天慶九年病いえかなく思はれて源公忠にかくられた

手にあすぶ水にやどれる月かげのあさかたきこのせわこそありけれといひ遣りて程なく

卒^{オホホ}去^ホりて化^ホる貫之の女に紀内侍といふがら父に似て和歌が上手であつた其書古今六帖とい

ふかあり又紀内侍村上天皇御代は建御原殿の清前梅橋が枯れた。天皇人をやつた其代は梅を撰

させ給うたて度色濃ま枝ぶりのあしりの樹が西京の某所かたつたのを堀り取らせ給うた其
時家の主人が梅の枝に
勅をねだいともかしこし宮の内宿はと向ふのわがこたへむと詠んが詠りなほほ

たゞ人々子細あらんと感じんを天皇に申し上げられた。天皇は、とあはれと思し召して其柵を
神通したまはしたと申す。又貴之の男時文又やけり、和歌に堪能て後撰集の撰者、
五人の人である。

孝安天皇の三十二年に皇太子に御立をなされ、次いで輕之原宮に遷り、天下をお治め
なされた。御在位五十七年で、五人の皇子がまゝし、たが彦太忍信命、其弟二の皇子にまゝ

事代主神、細見村止 前中出ハル 鎮座梅田神社の所に出づ。

○郷土史料に本社の二社造境内に凡方十箇社地、古今の半なりしが、後細見伊右衛門の先祖が寄附して廣
めしといふ。文治五年の尊創にして梅田社の初メ、神の傳ふ七社といふ當社の外、友岡の春日神社
細見止の梅田神社、高杉の春日神社、多紀郡草山町の草山神社、内郡茂坂町梅田神社、内郡山原村梅田
神社下り。往古ハ當社祭礼の時、他の大社の神輿、当社へ來りおしといふ。今ハ菟原中村にマカ
ハナといふ所あり、其西に多紀郡よりの神幸道あり、まゝ今なほ三ツツと申す。

事代主神、梅田神社 細見村

ハアヤマリ 高倉神社 中夜久野 の蛭子神社 上川口

○梅田神社 日置 菟原村字及洲鎮座

祭神ハ天見屋根命・曲玉姫命・紀貫之ニ申す。曲玉姫命ハ下夜久野村額田鎮座一宮
神社の部に出づ。

○廣谷神社

菟原村字大身鎮座

祭神ハ天見屋根命 或ハ曰ク紀氏の祖と共に前に出づ。

○梅田神社

細見村字細見止鎮座

祭神ハ菟原村字菟原下鎮座梅田神社祭神に同じ。

事代主神ハ大國主神の御子にましまして御母、神屋楯姫命と申す。御父神の業を記

か給いて中国の事を治められたが天神の御使武甕槌、経津主の二神がお降りた。其
讓國の議を大國主神にお謀りなされた時たあり釣魚に出られて居た。それと直に天鳥
船神を遣って天神の御仰せをお告げなされたら、事代主神ハお答へなされ、然らば此國
ハ天神の御子に献すべしと申して御自らハ重峯此峯を作り船楫を踏みて、此國
たまたられた。是菟原村字高杉鎮座春日神社祭神參照。此大神ハ俗に惠比須と

近守同守鎮座此船神社を富社へ合祀されし事。

○御土史料に云俗傳に往古ハ三俣村生野神社本居(ウラスナ)ナリト事ニ因つて争論起リケレハ別ニ當社を草津建したりト又此船神社ハ昔永正即里井谷城の後赤井其此所に来リテ其再び世に出でなんにハ此竹葉集第廿五巻と視し根竹カ報を以て挿し立て江下に下向す後此竹葉集は茂す赤井此祠を生直りて江より送り来り終に此所に建てたりと再考也

○王太子神社

細見村字芦洲鎮座

名宗神仁徳天皇ハ大鷦鷯命と申し第十六代ノ天子難波高津宮で天下をお治められた。應神天皇ノ白王子にまじりて御母仲姫命と申す天皇幼より聰明處にして仁慈ノ御徳ことに高くしす。御父應神天皇がおかくれなされて皇太子菟道稚郎子此天皇に譲る御位にお即きたりぬ。此時大山守(オホヤマウシ)神天下を得よるとは禍に兵を舉げて皇太子を攻めよるとなされたり大鷦鷯命直にお使を遣はして皇太子に告ぐは言けりした。稚郎子聞いて大いに怒り兵を起して兄命をお伐りたりされぬ。これハ父天台王の命お北朝の元からある。此後も稚郎子ハ御位を譲りたりされ遂に御自ら即位されぬ。そこで天台王止むを得ず御即位よりされぬのである。天台王或日高臺に登りて人臣の形多と

御覽せられ祖税を陰々賦役を免じなどして仁政を布せ給ひし御事皆知る所である。

或云祭神ハ若年神と俗傳多前の大塚神社尙じ、これカ考へるとこれ全く誤なり。若年神ハ大年神ノ大歳神社金山村天石鏡石ノ大年神社石夜叉野村字子孫縁池合村今西若年神全上。○須佐之男命—大年神—御年神

朝山戸神—若年神

○三柱神社

細見村字寺尾鎮座

祭神ハ興津彦神、興津姫神、火結神ノ三柱で興津彦ノ興津姫ノ二神は共に大年神の御子で空皇ノことを同り給ふ神である。御母三柱とも天知速流美豆比賣命と申す。御事蹟ハわからぬ。火結神ハ火之横速男神、火之炫田古神、火之加具土神とも申し伊那那美尊此の神を生ませ給へりおかくれたり。此神ハ火を司りたり各地方愛宕神社の祭神である。近国で名高い山城葛野郡愛宕山朝峯鎮座阿多古神社である。古ハ丹波桑田郡岡分村に鎮座ありしを先仁天皇の御代に奉遷せりと無論式内である。

○郷土史料上は俗傳と云ふるに三百年前草山天神の社境内より移し奉りりと。始ハサ戸前、千本此の社が産土神と云ふことぞ。

興津彦神の三柱神社下夜久野村今中鎮座。上夜久野村今平野鎮座。○興津姫神 今上
上川口村今上田三柱神社の火結神 今上 及無格社今宮神社在都村今前田鎮座。金山村
今下野條鎮座。○興津彦興津姫二柱の神 諸人に炊事を教へられた神であるから上代手竈
ノ神とて空宗教せられ、朝廷に大炊寮にも奉りられたが後世佛説を混じて三玉世瓜神と稱す
るに至つた。三玉世瓜神のことは下夜久野村今中鎮座三柱神社の部に云ふ。

○大原神社

川合村今大原鎮座

祭神は 伊邪那岐神、伊邪那美神、月読命の三柱と申す。傳言に伊邪那岐、伊邪
那美の三神高御産産日神カク此国土を治り堅めて治めよと仰せをかういつて天沼矛
をおろしおろされたり此時世はなほ滄溟のやうにあつたといふ。
そこで二尊は天浮橋にお立ちなされて試みにかの矛で滄溟をおかきあげたといふとこの
矛の滴りが凝り島と成つたこれが游能基島で今の淡路島の西南なる十島をいふ。

二尊ハこの島に御殿をお造りなされ御夫婦とならせられた大八洲の神経宮その外多くの神々を
をお生みなされ其の神々も亦その職を授けなされたり是れがたてて国土を成した
のであるが二尊は更に天下の主宰たる天照大神、月読命、須佐之男命の三柱をお生
みなされ天照大神神天の御事をお任せなされ月読命に根國を須佐之男命に海
原の事を治めしめられた。

諸冊二尊大八洲生成の記事は新井白石や久米博士など著名人事的に解釈して二尊が我が
国土を経営せられた事といふ或は島々を支配し給ふ神を生み給ひしなりと説くある
が此等は神話を科学的に解釈したるに生じた誤謬であるこの神話に二尊が同
土を生み給ひしといふ所に價値が存し居る。即ち大八洲はその山や木や草や海や同じ
く二尊が生みたまへるものであります皇室のものである。従つて此国土に皇室の本宮たる
天皇が永く君臨ましますものがあるといふ信念深く國民の心に刻まれ此に皇室
中心主義の国土観念を生じたのである。無論この大八洲生成の神話も同時に太古

に於ける國民の地理的知識を以て規ふべきものがあるがそれら皇室の祖先が生み給ひし国土
 といふ信念念結が付けられ大八洲なる國号は我等の祖先が其の國土に名づけた美稱
 となつた。そしてこの大八洲といふ語は希望と愉快とを感じずるのである。次に諸冊に
 の神話「生む」といふことで殆ど全部を占めてゐる。「生む」は其の子孫を永く
 連續さすことで回顧的にあらず前進的であり又希望の的である一日に十人を
 溢りぬさんと伊邪那美尊の言に對し一日に千五百人を産まんと伊邪那
 岐尊が宣ひし所に子孫繁昌主義がよく現はれて居る。
 天照大御神が皇孫に宣ひし神話に「葦原千五百秋瑞穂國は是
 吾が子孫の王たるべき地なり宣しく爾皇孫就て治しめせ行矣空
 祚之隆當天壤と代躬り無かるべし」とあるのは實に我が國体の
 尊嚴無比なることを示せるものなるのみならず大八洲神話の精神と
 「生む」主義とが此に理想化されたのである。之を西洋諸國基督教世

界創造説などと比較すれば我が建國神話の神聖なる所以がよく了解せ
 られるであらう云々。(黑板博士國史研究による)

又當國社祭神は伊邪那岐尊、天照大御神、月讀命の三柱を申す。天照大御神は西中筋村
 鎮座阿比地神社の部に出づ。

○郷土史料に云祭礼正月廿八日朝戸廟の神事。三月廿三日御神幸。六月十月初夏行事。九月廿八日御慶造
 立神事。 文徳天皇仁壽三年三月廿三日桑田郡野々村の内裡原村に鎮座此所にいつき奉る
 八後宇多天皇弘安二年九月廿八日なり。其後、後小松天皇應永四年十月十三日社殿を造り事あり
 當社に天一位天原大明神の扁額ありて小野道風の筆なりと傳ふれども其詳あり。
 當社に八王子の日子といふことあり。社家祖傳の神祕なるを以て縁起にも載せずといふ。境内已も成
 交の方へ凡百五十箇未申より丑寅のうへ凡百五十箇社領田三石毎月御供料綾部綾部より代々寄
 附。社家大原和泉といふ今の西山山長其高たり。
 予幼時父の当社に奉仕せらるに從ひて在りしこと三半。其社殿の宏は境地の木林嚴、院心には神を正しき
 ○福知山名所に云大原神社の部の東北境の川合村字大原に在る。部中葦原の各社で五穀の豊熟安産
 を祈るため遠近より参詣するもの日々絶えぬばかりである。其社殿のひろくおごをかなこと八田合吉
 にめづらし。此處、綾部から京街道の橋山へ出づ。往還不當作をり。福知山から綾部駅
 で下車しそれから七山峠を越えて川合村字大原に出るのが便道である。綾部から当社まで
 八田道三里八町といふ。又福知山から京街道を生野(福知山から三里二の東芦洲まで往つてそこか
 ら左へ川合谷を行く一生界かり当社まで約五里)

伊邪那岐尊ハ一品神社 西中筋村字石原鎮座の小松神社 三岳村字下佐本鎮座

伊弉那美尊ハ一品神社ト云ハ高野神社奄我村字菅巻鎮座

月読命ハ明天神ト社雀部村字前田鎮座水神社ト西中助村字戸田鎮座

○澁谷神社

川合村字岬鎮座

祭神 饒速命 事紀ハ天照國照彦天火明命ハ天忍德耳命の御子で御母は栲幡

十々姫命と申す御父天忍德耳命、皇孫迹々杵尊の御降臨に先だつて此國を假手

定のために御降りなさらうとなりさつた時に此神がお生まれなされたか父神ハ請うて

この御子をして代り降らせ給うた。そこで天磐船に乗つて河内國河上勅命の峯に降り

たされた。其後大和國鳥見白土庭山に住み土家長髓彦の妹炊屋姫をお妃とま

たれ、宇麻志麻治命を生ませられた。

さて神武天皇御東征の時長髓彦天皇に申し仰るや嘗て天神の御子饒速日命此地に来降

されて吾ハ此神を君として仕へ居ます。一かに天皇も亦天神の御子と申されるハ如何かと天皇は

天神の御子多し汝が君と仰ぐ饒速日命若し天神に相違なく必ず長御しおれあらう。と云

かゞそれを云せと命じ給うた。長髓彦、饒速日命のお持ちなされた天羽々弓と天歩鞆と

をさげ申した。天皇を味覚なされていかれもと思し召し味みづからおびさなす矢と勒とを

彼にお示したされた。そこで彼ハ長髓彦大いハ怖れたが、その兵を構へて降らな。饒速

日命ハ彼の頑達不靈で到底論し難きを察知し給ひ遂に彼を殺し余衆を率めて

皇軍に敵順たされた。天皇ハ大いに之をお褒めなされた。是が後世の物部氏の祖先である。

或云吉田社祭神ハ土佐坊の靈と丹波

○馬谷神社

川合村字下川合鎮座

祭神 宇麻志麻治命又可美真手命とも書く。饒速日命の弟ニテ御母ハ御炊屋

姫と申す。神武天皇の御東征の時御父と共に歸順なされた。天皇は深くお悦びなされ

特に御褒美として神劍を下し賜うた。この後物部を率めて四方の處どもを平け

られた。天皇の御即位おはされた時に此の命は御祝いの靈を獻じ又神術を立

てお悦びを申し上げられた。天皇はまことに御機嫌よくまします。特に近御殿

の内に侍せしめたまうた。因つてスリネ宿禰兜足元 辨叔尼守の字と云ふに常三ノオミに天皇のお側近奉仕せられた。そこで内物部を引率して成儀おこすかに宿禰を稱へ道臣命の求取部と並び立つる馬の禁衛を守護する任務を盡された。二年春二月天皇功を定の賞を賜ひたまふ時先づ此命に勅して汝の功勲既に成れり。今より朕股の職に在りて水不貳の美を傳へよとて特に御剣を授けたまうた。此より以後世に其職を傳へせられた。命は又味間見命ウマヒミと申す。當社は土佐坊の馬を祭れりといふ。

○郷土史料に云古夫の曰く土佐坊の馬死後出せりをなし、より之を祭れり。又上川合小字福吉に長五郎といふ者あり。土佐坊の槍、刀等を所持せりといふ。
○二にハ土佐坊との之あれども二八日後を云ふ。昌俊ハ人モ知多南都の僧良行を為して終に土佐坊平にあつけられたり。もし果して此のに來れりせば此間の事ならんと思ふ。今も川合に土佐といふ苗字のあるハ之に因めり。而して此の神社に土佐坊の靈を奉り、馬合神社に其馬を祭れりといふハ蓋し故なきにあらざる。○動物を以て送信であつて我が神社成聖を汚すもの神社成聖の最良武器とせる無敵者もあつたがこれハ我が国民性を解せむ徒輩である。例ハ馬や犬が主人の厄難を救うたか之を神として祭るハ即ち下を愛する忠恕愛懐の徳を露路で所謂動物成聖の徳である。三州碧島郡六ツ美村上和田に犬頭神社といふがある。是昔大久保左エ門の祖先左エ門五郎忠成が首て出陣しあつた岩穴の下に坐睡して將に大蛇に吞まれようとした時に死を以て其厄難を救うた犬がある。之を祭つたと傳へてを。又仙臺市片平町に在る馬上神社も昔遠祖貞山公に殉じた馬を祀つたといふ。かゝるいふ意味から動物を祭る神社は全國を通じて茨山あると云ふ。後に勝手な

理穴風をつけて送信としていふやうなりの當社に馬を祭つた意味はどうか分らぬがともかくいふにたのり一寸記しておく。

○勝田神社

川合村字加用鎮座

祭神は和久産巢日神又稚産靈神とも書く。伊邪那美尊の御子で豊受毘賣神の御親と申す。日本書紀に軒具穴智神が埴山堰を築られて稚産靈をお生みたまはれ此神のお頭の上に齋蟲と養と生じ又お臍に五穀が生じたとある。それで曲家カマにハ恩頼をかうむつた神である。御子豊宇気思売神に至つては穀物成り出でたるなるを此神カマ其ムスビの神徳を玉持ち給へるのゆゑ未だ成し終へ落はざるを以て豊宇気思売神の御神徳の廣く大いに對して御親神とれども稚とい申しなるとして平田分和は説かれた。

○式生野神社

上六入部村字三俣鎮座

祭神ハ天字受賣命又天鋼女命とも書く。皇祖天照大神神が御弟須佐之男命の乱暴な行状を避けて天岩屋に立てこもり給うた時多くの神瓦ちが御相談の結果この宇

受賣命ハ神樂舞をおひきつけられた。そこで命は「あ」とおまじわい装をして
 辛小神葉を持ち鹽を伏せて其上でトント足拍子をかく御神樂を奏せられ
 た。多くの神たちもあまりのをかきよ一度にびつとお笑ひなされた。かくして天照大
 御神は遂に山名戸からお出ましなされた。そのころ命は「あ」と御側を侍つて大御心を
 お慰められた。後世のお神樂ハ此時から始まつたといふ。これハ往時ハ各地も成興に行
 けられた。明治維新後ハ因念で稀になつたが當社ハやはり毎年春の杖にお神樂奉
 納がある。其取もゆかしい。又ふさはしい神事とおもふ。 此外前の大原神社ハ元行せられしが又
 ともかく郡内ハ稀有神事である。

かく大御神のお側を侍つていときめやお仕へたされた。後世の内侍女官もこれが起原で
 る。まことに愛嬌の御徳高き神にまします。さて命ハ其後天孫降降の時又子供をな
 された所ハ皇孫のお出まし道徳にあたりて猛く嬉しき神が立ち塞つて居られた。依つて
 此命に仰せて其神に「如何なるわが皇孫の御ゆくつかい」在るぞ」とお問はしめられた。すると
 その神「吾ハ固神猿田彦神ぞ。今天孫降降と承つたから此所にお迎へ申して居るのである」

と答へられた。命ハ「は」からハ汝先行するわ、吾もまじわい猿田彦、吾先行しまらんと答へ
 申された。命ハ「は」何處まで天孫何處にお到りまらぬか」とお問ひなすと天孫ハ「日向高
 千穂梅触山にお降りなされ吾ハ伊勢狭田長田五十鈴川上に着かん」とかくて天孫既にあまの
 たちされて後命をしてこの猿田彦神を伊勢までお送りさせられた。此命ハ又入宮命今も申す
 旧事記古語拾遺等ハ「此命ハの高御産巢日神一天皇命一入宮命」と見える。

神祇官中猿田彦の祖神ルマ、また水工郡佐治町鎮座式内佐地神社ハ高田社と同神に
 ○御史料に「猿田彦内百箇十古本替答たり古。此神を白神とて祭礼に預りし三侯、池田、堀越上
 野、生野、坂室、正右寺、秋原ハ八村にして之をすべて生野庄といひ、今ハ村々に別社を立てたり。昔の
 タココといふ所にヤサメ田といふ所あり古當社の祭礼にあたりし所と傳ふ。又秋原ハ田といふ所あり
 上田天神の天降りし古社と傳ふ。今コマ田といふ。社地ハ廿四計前一段高き所あり古、鳥居あり址
 石など存せり。又同所より西へ六丁計の所に島に方二箇の塚あり古の御旅所なり。此社古ハ山上に在りし
 を中古今の地に移し奉り元禄年中正一位御祭神(ミテケラ)大明神と稱せり。上古ハ八人アセテの生野庄
 神ありしと傳ふ。此社山上に在りし頃往來の田士に山名(タリ)ありき。今も旅立する者此社に多し。昔
 一て祭足せし無事にぬきすうことを得しとて意匠より祭多し。毎年三月、御神祭ハ奉り
 ○福和山名所ハ「言新進を社ハ二所全で社前下置す。境内廣かり水と老樹生み降りて又ミコ神タリ
 甲斐口一殊には晴日露宿雨後ハ時をどり拍手の音日夕絶えたり。福和山名所ハ二宮
 古教で各高、生野ハ此神社から教所東に言新進に泊りて教十軒立て止んだ所である。流車アツた昔ハ
 八國の往來が盛で休泊する旅客も多かつたが今ハ只古の名残を止めて居るにすぎないが、便所ハ

登喜宮を、銀行支店、旅社、飲食店などがあつて我が都東の名邑である。
 ○大江山といふの、みらのとけりまはまふもいふ、あまのついで
 と、遠く人々に知られてあり、此地我が都東の都東郡である。又平治元年大嘗會、玉皇の
 ○大江山こえて、いづの、すゑと、は、と、並、あ、さ、ふ、あ、み、け、り、か、な
 その他、この地をよんである、昔は、是、さ、ま、い、た、ま、い、の、か、こ、ろ、を、あ、つ、た、あ、か、さ、
 ○こま、と、め、て、い、く、の、お、の、ひ、と、さ、と、い、見、ゆ、け、り、や、一、さ、ら、ち、ら、む、
 ○卯の、化、の、ま、け、り、か、き、都、に、め、あ、さ、ら、ず、生、野、の、ま、の、こ、ち、こ、と、す、ん、
 ○ま、こ、と、に、や、人、の、ま、る、に、は、た、え、に、け、ん、い、く、の、ま、の、な、つ、み、こ、い、と、
 ○お、ぼ、つ、か、な、こ、ら、い、月、の、あ、か、れ、て、い、か、て、い、く、の、ま、と、を、す、い、ら、ん
 以上西首末末抄

○八幡神社

- 上六人部村字岩崎鎮座
- 中六人部お字大丹鎮座
- 目 查祇村字中鎮座、武内查祇神社四社の一
- 目 上豊富村字北山鎮座
- 目 上川口村字大呂鎮座
- 目 全 村字上小田鎮座
- 目 下川口村字一尾鎮座

- 目
- 目
- 目

上夜久野村字直見鎮座
 中夜久野村字小倉鎮座
 雲原村 鎮座
 下夜久野村字畑 鎮座

以上祭神、^{ホムダクケ}豊田別命であるが、こゝに、仲哀天皇、神功皇后、又武内宿禰の決事蹟
 の大略を記しておく。

仲哀天皇の足仲彦命と申し、^{ヤマトノミケル}日本武尊の御子と申す。成務天皇の四年、皇太子に立
 ちた。これ遂に十四代の御位に即位され、^{アサトノトヨウラ}穴門豊浦宮にまゐられた。^{ミナトノミヤ}今、長門豊浦郡
 此天皇、^{オホナカヒ}大中原比売命とみあひなされ、^{カゴサカオシシマ}香坂忍熊二人の御子である。又、^{オホナガ}息長帯比賣命、^{オホナガ}即ち
 神功皇后にも、^{ホムヤワケ}呼夜和氣命と品陀和氣命、^{ホムダクケ}天下即ち應神天皇の御二方がまします。天皇が熊
 籠を御征伐たう、^{ホムヤワケ}前にかつ、いふ事、^{ホムダクケ}古事記に載せてある。あつ時、天皇がお琴を彈じて
 居た。さうし、^{ホムヤワケ}武内宿禰、お庭に侍して居た。と、神が皇后に、さうて、^{ホムダクケ}教へられた。こゝより、西方に

宝国ありて金銀財宝満ち満ちたり吾今吾國を汝に賜はらん」と告げられた。そこで天皇は高き所に登つて西方をむかひみたまはつたが「即ち國らしきものを見えず見わたす限り唯ひり」として海原ばかり天皇は「この神が吾を欺いたのであつと思召してお琴をおし陰を欺つておこまひをされた」と神が大いふ怒つて「この天下の治める国でない汝がうろく迷ふに赴くべし」と告げられたら西内宿禰は「こゝにて天皇に申し上げるといかにやうに神がお怒りなされたいよろしくない。早くお琴を弾いたまへと天皇に申すはまた琴をお弾じたまはれたか軟くすうと琴の音も聞えなかり。如何なされたかと燈火をかげ見奉ると天皇は既に本宮にたゞされぬたこの法事日本書紀にも出てゐるがこれと少し異つてゐる。

神功皇后は仲哀天皇の二年に白土にたゞすられた。息長宿禰三の降女で清母の葛城之高額姫と申す。熊衰が叛いた時天皇と共に出立前白土にたゞすられた。天皇は熊衰を討つた。熊衰の征伐中に天にたゞすられた。書紀に「熊衰の征伐の時、天にたゞすられた。皇后は親ら政を候し軍を帥めて三韓を征せられた。やがて三韓共に降りて前にも凱旋した。

てから應神天皇がお生まれなされた。

應神天皇は第十五代の天皇で大和國高市郡輕島之明宮で天下をお治めなされた。御在位四十年御年は百十歳と申す。この天皇は御母神功皇后が三韓より凱旋なされた。直にお生まれなされた。このお胎の形は胎の形のおはした。上古鞠をホムと申す。たからやがて御名となされた。御在位中、重なる御重蹟は三韓を漸次お懐けなされた。彼も種々の物を貢として我が文化を助けた。特に其十六年春二月に六百有の王仁といふ学者が来て論語十巻と千字文一巻とを献じたことお忘れなう。其他伊豆國に命じて始めて船を生造らうめた。またことごとく歴史の本にたゞすれど裁せあるからこゝにたゞす。さて今國で有名なる八幡神社の官幣大社、出雲八幡宮、全上宇佐八幡宮、全氣比神宮、全中社、全宮崎、全同郡中社、鶴岡八幡宮、全函館八幡宮等である。武内宿禰も合祀せし所である。是れ武内宿禰は皇行天皇から仁徳天皇まで五朝に奉仕して中心誠をたゞす。其國言を餘事功績極多し。因幡國山名郡岡村鎮在國郡中社宇信神社其他に

孝記セリ。

住昔ハ八幡大菩薩と稱して、因縁の信仰厚く又學問の神と云ふ云々(天満宮)と共に尊ぶ事多
れたが、大菩薩菩薩といふ佛者勝手に所けたのである。其八幡といふも主祭と傳教の語である。
類聚名物考、神祇部、節を矢張り、とて左にか、
八幡大菩薩、應神天皇の神靈をいひ奉り、八幡名清水にも、象りまし、宇佐にも、とありあつた
しを後に神記のよしにて大菩薩と申し、申すも、仏法家の中にも、此事久しく人の
心に深習とす、我が今更改むべし、あふさむ、大境、東三條殿、(國自兼家公)の御賀、以て參詣
せさせ給ひし、ハ、一條殿、(左大臣)も、参りて給ひ、大境にあらせ給ひ、水がさる、例、おれ、と、天下の大事
なり、とて、御出立の、川に、おほし、申す、御殿、お、申す、給ひ、引、出、て、具、し、申、せ、給、ひ、し
なり。この生に御す、と、給ひ、申す、と、なり、只、毎日、八幡大菩薩、南、全、山、金、山、
王、南、毛、大、船、若、波、四、船、密、多、經、と、冬、の、御、賀、を、教、に、と、し、一、百、八、十、八、遍、で、必、念、じ、申、せ、給、ひ、ける。
それ、外、の、事、つ、と、め、給、ひ、す、の、神、皇、正、統、記、第、十、六、代、才、五、世、應、心、神、天、皇、ハ、件、天、皇、草、野、の、
西、子、神、母、ハ、神、功、皇、后、ナリ。胎、中、天、皇、と、も、又、リ、卷、田、天、皇、と、も、名、付、け、奉、り、之、を、教、明、天、皇、の、所、
代、に、始、り、て、神、と、あ、ら、は、れ、て、換、装、の、肥、後、國、妻、形、の、池、に、所、に、あ、ら、は、れ、給、ひ、し、後、ハ、人、皇、十、六、代、卷、田、
の、卷、田、の、八、幡、を、た、り、と、の、た、ま、き、卷、田、の、も、の、名、ハ、八、幡、ハ、卷、田、の、身、を、た、り、後、に、豊、後、國、守、使、の、宮、
に、い、り、給、ひ、し、が、聖、道、天、皇、東、大、寺、を、建、立、の、後、巡、禮、し、給、ひ、し、を、許、宣、り、し、を、許、宣、り、し、を、許、宣、り、し、を、
を、調、へ、て、迎、へ、申、さ、り、。又、神、託、あり、と、神、宮、家、の、教、あり、し、が、か、し、寺、に、勸、請、し、奉、り、る、。され、と、
猶、勸、使、ち、と、い、つ、佐、に、參、り、し、。情、和、天、皇、の、時、時、大、安、寺、の、僧、行、教、守、佐、に、ま、り、た、り、し、
。聖、生、あり、と、今、の、房、山、石、清水、に、移、り、す、。午、未、行、幸、し、奉、幣、也、石、清水、に、あり、。一代、一度、守、佐、
へ、も、勸、使、を、立、て、ま、つ、ら、る、。昔、天、孫、あ、ま、ん、だ、り、給、ひ、し、時、御、佛、ハ、神、八、百、萬、あり、し、。大、物、主、の、神、し、た、
が、つ、て、天、へ、登、り、し、九、八、十、神、と、い、り、。今、ま、も、佛、佛、を、奉、り、る、。神、三、千、余、在、あり、。然、し、天、照、
大神、の、上、に、並、ぶ、と、二、所、の、宇、廟、と、て、八、幡、を、仰、き、申、さ、り、。事、と、た、ふ、と、き、佛、事、下、り、と、を、八、幡、と、
申、御、名、ハ、御、託、宣、に、得、道、以、來、不、勸、法、性、樂、八、正、道、重、權、運、。只、行、解、脫、也、象、生、。故、云、

八幡大菩薩とあり、八正と内関に正見、正聞、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定惠、
是を八正道といふ、おほま心正を水、身、口、意、の、自、由、清、ま、る、三、業、に、邪、々、く、し、内、外、
有、不、正、ま、る、を、諸、仏、世、の、本、懐、と、す、。神、明、の、重、重、也、ハ、是、が、為、を、な、し、。又、八、方、に、八、色、の、幡、
を、立、つ、る、と、あり、。八、色、の、幡、の、た、ら、は、西、方、阿、彌、陀、の、三、十、三、身、即、形、ナリ、。その、故、に、や、行、教、神、高、に、
ハ、弥、陀、三、尊、の、形、に、見、え、す、と、説、け、り、。光明、照、波、の、上、に、移、り、せ、ま、り、け、り、を、頂、戴、し、。因、房、山、に、
置、申、け、り、と、云、。神、明、の、本、地、を、い、ふ、と、た、し、か、を、多、く、觀、望、し、。此、も、大、菩、薩、の、立、應、也、ハ、世、に、ま、り、
か、し、。詮、探、多、く、お、は、し、ま、す、。或、リ、又、昔、於、靈、鷲、山、説、妙、法、華、經、を、も、或、リ、佛、勸、を、り、と、も、大、自、
在、菩、薩、ナリ、と、も、託、宣、し、給、ひ、申、す、。八、正、の、幡、を、建、て、八、方、の、象、生、を、濟、度、し、給、ひ、本、懐、と、
す、。思、入、つ、つ、ら、る、。昔、に、や、天、照、大神、ハ、唯、二、道、を、の、み、を、清、心、と、し、統、一、り、云、々、。
○放生會(室物集)八幡宮の神功皇后、皇國恩治の時、多々の放生をなし給ひし、其
罪障懺悔の爲に、綱、の、と、れ、魚、を、買、取、て、八、月、十、五、日、に、放、ち、給、ひ、。放生會と申す、是、れ、
。諸、國、寺、中、行、事、大、全、三、二、八、月、十、五、日、山、城、回、八、幡、放、生、會、(真、刻、三、下、り、廿、日、迄、老、四、年、未、
。起、り、。日本、を、依、て、大、陽、日、向、亂、逆、に、及、ぶ、。公、家、も、ハ、守、佐、宮、に、祈、請、ナリ、其、神、皇、
。幸、島、勝、波、豆、米、と、い、ふ、者、神、軍、を、立、し、彼、國、を、攻、め、後、ハ、其、教、を、討、つ、八、幡、大神、託、
。之、の、た、ま、は、く、人、の、戰、の、刑、殺、の、殺、生、を、な、さ、り、。さ、賊、の、た、め、に、放生會を修ふし、。八、幡、每、年、八、月、
。朔、日、より、十、五、日、を、諸、所、の、魚、を、買、取、つ、て、十、五、日、に、山、の、下、の、川、に、放、ち、け、り、。放生會、是、れ、
。其、後、世、の、た、め、に、田、ノ、新、ハ、神、皇、山、下、に、お、り、せ、ま、す、。祠、官、。祠、僧、。衣服、を、發、ひ、俗、人、身、
。を、差、し、供、養、す、。云、々、。

祭神 天照大神 天孫坐守

○天神々社

下六人部村字多保市鎮座

細見村字草山鎮座

祭神

國狹土尊クニサツチノミコト

中六人部字大内鎮座

祭神

豐野尊トヨノミコト

中六人部村字田野鎮座

祭神

天神々社

沙土煮尊サツチノミコト

祭神

此外無格社オホトコノミコトに下六人部村字天神々社祭神オホトコノミコト大戸之道尊オホトコノミコト大若田尊オホトコノミコト天神々社

祭神

祭神オホトコノミコト面足尊オホトコノミコト、萱根尊オホトコノミコト生野鎮座オホトコノミコト天神々社祭神オホトコノミコト伊弉那美尊オホトコノミコト

祭神

たゞし。以上合せて七天神と稱す。近郷より七所詣りて春日分秋分より祈而、臨時の祈請奉告等に各社を巡拝するもゆかし。多保市天神々社に末社六社といふが

祭神

あり即ち風狹土尊以下六柱を祭れり云々。當社境内一百四十四方神木林若羽林等あり神

祭神

田志段八畝廿五歩あり。

祭神

古事記を見ると天地のはじめの時高天原に成りました。神の命を天神中主神次に高御

産業日神次に神立産日神この三柱の神は皆獨神にましまして御身をかくし後

まつ次カ同わかくしはあふらの如くわたくしの中如く酒や、時に女牙尊の如く女元尊が

るものに因て成りました。神の命を宇麻志阿斯許備比古神次に天志主神この二

柱のま亦獨神にましまして御身をかくし後、上の五柱を別天神と申す。

次に成りました。神の命を國常主神次に豐雲神、此柱の神も獨神にましまして御身をかくし後

にましまして成りました。神の命を比羅布神次に妹須比留連神、次々角村神次に妹須比

神、次々意富能神、能地神、次々妹須能神、次々世陀琉神、次に妹須夜許志古

泥神、次に伊弉那岐神次に妹伊弉那美神以上國常主神より伊弉那美神ま

でを併せて神世七代と稱す。式内志水神社の都多照

又日本書紀の庚卷より古へ天地未だおかし陰陽合れず淨純なること、雞の子の如く

くもろを牙をかくる。其情陽なるもの左なりと天とちり重陽なるもの右なりと地とちり

と地とちり及んで神の其中より、國常主尊と申し次々風狹土尊次に

も、必ずあなたと結婚なさるに相違なう私が前刻のやうに悲しい目や遣うたのは
實は先きにこゝを過られた方が私をいぢめなすつたのであるを以てかやうな方
にいとむ上は元凶に應じられたと存じませしと申し上げた。大神はやがて此處
の許にお着きたりさうと軍して鬼のうらなひであつた。伊弉諾の神を、大いお怒つて
遂にこの大神を殺さうと伊弉諾たまされた。ある日伯耆國の手向山で狩を志す大神とい
はれるに「此山に赤猪が棲んで居る。吾等は今そを逐ひ出すから汝は山を鹿に待
つて居てを獲捕せよ。若し捕得たら汝を殺すぞ」として伊弉諾兄弟は
猪の形した大石を焼けて山上から轉かして落とすと正直な大神はこれぞと忽ち其石を抱
いて終つて死なれた。所が伊弉諾若し神を見て大いお悲み緒の直に天上に登つ
て伊弉諾日神にお訴へた。神皇日神は、いと伊弉諾の方向をお授けな
されたから大神は遂に蘇生なされた。が、伊弉諾の神を、復た大神を山中に誘
ひ出して大木で隠殺せんと謀られたが、これも伊弉諾神の伊弉諾で伊弉諾生なす

れた。そこで大神、伊弉諾の勧めに従つて根國におます須佐之男神の許に上はか
なされた須佐之男命は勇力悍な方であるから早速大神の勝力を試さんと
てか命じて蛇室に宿せられた。此時須佐之男命の御女須勢理比売が
大神と蛇のヒレといふものを授けて害を免れさせられた。今うたまた蜈蚣
蛇や蜂の室に入れらるると復た須勢理比売の討らひで少くも害を被ら
たかつた。須佐之男命のためにも大神を野中の矢を取りに遣はして四ノくから火を
つけられた。大神は如何にせんかとあわて惑はれた時に一匹の鼠が来て来て大神を
助けまつた。かくいふの困苦を告めさせられたが大神は遂に須勢理比売
を貰ひ天詔を授けて此許をお逃がたうとせしめられた。折しも須佐之男
命は御宿になつて居られたが其琴が何かにたゞと解つて響いたから須佐之男命にお
とろきさめて大神のあとから大いお呼んで「汝早く返り兄弟の八十神の家へ来て大國主神
となり願同玉神となり須勢理比賣を嫡妻とし子孫永く榮えよ」と仰せられた。

大神とこの御言葉の後、七箇を津經に傳へられた。ある日出雲の美保崎にお出掛け
 たまはると、遠かの海上から此方と指して来り、あまの近づくをよく津經にたさる
 と、これハ神降生集日神の御子少思比古那神であられた。大神「この神と馬足弟も及
 ばぬほどにお仲よく、共に力を合せて國土を経営し、百姓を禁厭の法を制定
 めなをられたが、この少思比古那神、御もよくお寄り、あられた大神は、いたくお惜み、あ
 れて海上を望んで居給ふと、又海上を光らして来り、あまの近づくをよく津經をお出
 ださると、あまの五りは、是れ天の幸魂、幸魂、幸魂である、と告げられた。因て之を三山山に
 お祀りなされた。これを大物主神と申す。かくて天神のお使たり、かの武甕槌、経
 津主三神が降り来られ、津經の事をお諭しなされた。頃、大物主神、既にお免と御
 子事、代主神が主として國事を執つて居給うたのである。この津經の事、その尾よく
 解決されて大神「此輩、津經、天神の命のまに、献上申します。唯、今後、五が住所をばし
 かとお定め下され、吾ハ、西國界、永く大御代を守護し奉りませう」とお誓ひな

されてやうぞお隠れなされた。直に御心の直く正しい美しい大神である。天神もこの大神
 の御要求のこゝろから、各郡にお容れなされた。多岐志之、津經、出雲に、宮、根、太、り、ま
 して、言、天、原、に、十、本、を、御、知、り、を、み、づ、の、み、の、ら、か、た、大、神、を、御、祀、り、な、さ、れ、た。それ、が、今、の、出
 雲、同、梓、葉、大、社、で、あ、り、武、甕、槌、神、経、津、主、神、の、二、柱、の、祭、神、に、ま、す。神、社、の、部、多、照、の
 郡、内、で、宮、社、と、同、と、祭、神、の、中、六、人、が、村、字、宮、社、は、一、宮、神、社、西、中、の、村、字、宮、社、は、
 水、神、と、社、合、村、字、宮、社、は、一、宮、神、社、三、島、村、字、宮、社、は、多、岐、志、三、山、神、社、と、す。世、俗、
 大、黒、天、と、稱、し、甲、子、と、仰、け、ら、れ、た。此、大、神、も、ま、た、御、七、福、神、の、頭、と、も、也。

○郷土史料云、境内、南北、七、八、間、東西、三、八、間、正、面、馬、場、あり。櫻、馬、場、といふ。又、三、所、許、の、並、松、ありて
 一、つ、の、口、鏡、手、と、呼、ぶ、し、が、今、の、八、に、は、れ、た。廢、せ、り。丹、波、志、に、云、丹、波、周、の、一、宮、の、東、田、郡、出、雲、村
 の、出、雲、神、社、和、銅、四、年、上、等、又、昔、年、創、す、と、國、書、一、カ、葉、本、記、に、改、曆、推、古、の、例、を、引、つ、て、出、雲、村
 山、田、郡、出、雲、子、親、王、之、屋、四、年、の、皇、年、創、す、と、い、ひ、つ、た。た、り、依、て、ま、る、が、和、銅、四、年、ハ
 和、銅、四、年、と、い、ふ、事、共、同、な、り。一、同、一、宮、の、皇、年、を、共、同、の、事、と、す。され、が、一、宮、は、と、稱、し、奉、り、ま、す。又、
 後、世、の、こ、と、を、い、ふ。私、に、考、へ、ら、れ、た。私、に、考、へ、ら、れ、た。私、に、考、へ、ら、れ、た。私、に、考、へ、ら、れ、た。私、に、考、へ、ら、れ、た。
 神、社、ハ、大、和、美、和、神、社、一、宮、神、社、駿、河、國、宮、社、神、社、一、宮、神、社、但、馬、國、西、面、鹿、
 神、社、一、宮、神、社、移、し、奉、り、ま、す。此、説、に、よ、り、播、磨、國、の、一、宮、ハ、西、面、鹿、神、社、に、て、多、岐、志、
 大、三、津、人、命、人、の、少、事、相、記、の、説、目、を、以、て、同、体、と、す。恐、ら、く、後、に、移、し、奉、り、ま、す。後、に、移、し、奉、り、ま、す。
 え、ら、れ、給、ひ、し、に、依、り、て、此、社、ハ、一、宮、と、稱、し、奉、り、ま、す。社、記、つ、た、は、ら、ず、正、徳、四、年

四月十一日夜社殿火に記録等焼失す、此時社人皆田情八郎に逐電せりとつたふ
空阿附候、松平正殿頭及朽木守植昌侯の立寄泊候并に社田制札其正徳の
火火に焼失せりといふ、
朽木云ア少輔植元侯立寄泊候

一宮社領於同御内高十五石一本田外也月録別致有之事紀史例今之度開色石令之立寄
附之置全可社納元固林為古瑞者不可有相違者也仍如件
正徳四年甲午年二月廿一日
朽木云ア少輔植元侯
社人中

堀内田六及五畝九止
右一宮社領紅先例所被裁立可附也
正徳四年甲午年二月廿一日

谷中平之助 判
平田八右衛門 判
本林 伝八郎 判
古川七右衛門 判

若木菅馬殿
福林岩見殿
菅田情八郎殿

朽木土佐守植治侯
全 玄翁侯
全 虫羽守綱貞侯
享保十三戊申年二月三日
ク 五庚戌年 八月日
明和九年辰年 月日

右何と目新

当社の殿宇ハズベテ福知山より修理せられ又正月五月九月にハ毎季御湯立の行事を奉納せら
れりて正月十一日九月九日の両度の祭日にハ城主スズウ参拜せられ差支の時代拜せられき。
末社よりハ福神社ハ旧福知山城地に在りしも二に移し奉られしといふされば或以前ハ神輿など
城内本丸に納めたりしといふを大原神社。天瑞神社あり。當社ハ往古ハ相官なく福照山神光寺
といふ寺ありて二に修験者住まりて神役を勤めたりハ今ハ空海院即ち其址なり。又堀内守財天
祠の南に神光寺あり。凡廿四に十四箇許の地たり。中古ハ村を以て神役を勤めしが正徳四年
夫といふ者の時より別社を立てたりといふ。一の頃にかま月詳ならず。
祭礼式九月七日より齋戒し八日より參詣する者多し。八日酉の刻より神灯敷しく点す。
翌九日幣串の二十角にして長六尺許なるを二本合せたるに四重を杉形に付けたるを御神木
とて己の刻すいふことハ社司之を社立則に奉じ神立則に向つて三度即神靈を乞ふといふし
奉り次に末社大原次に八幡次に天瑞の各社に於て前同様に行事あり。かくて御神木ありてこの
時神奈備山の真大神をもちたる者先馳し四百人の供養何れも御神木の脇文なり單衣
を著せり。御列中にハ御旗・鉾・太刀・弓・矢などといふれも威儀を正して供養の者持持す。
此供養の者合どもハ正徳三年の御神木をなすなり。神木の古道順ハ社前ハ小流を左に
折れ東へ行き又南へ坂を上り崖の中に於て若木の大神（若木神社の祭神をいふか）を後し奉り
此時神由ありしが今ハなし）それより中の御旅所と誦訪明神を祭れ所あり（現時練
兵場の一隅）こハ山もとにて本社より二箇半許もあるしこに古松数株ありこの木の下に神官
御神木をいふこと三度その三度目に供養の者に渡す者百人の者先を導きて一の肩を入れ
奉らんとエイヤクと声かけ御神木も合ふ。こハ御神木をいふは御神木をいふは御神木の向東
終ふまにかけまはるかくて天王山といふ神旅所（今ハ五右衛門の上なる溜池の東）に入ると依
然此所に祭儀あり。復た供養の人々に渡らせ給ふこと前カ加し。さて前カ竹助ハ異なり直
竹助より本社に向はせ御宮入となる。此間鳥居の辺より本社に四箇一進一退一上一下。
ヨシヤチヨシヤの声さすなり天地もゆるがんばかりなり。御宮入の刻なるを告げとせしむ或ハ日暮
見しきり夜子入ることあり。去り安永三年の祭礼にハ御神木鳥居の前まで及び給ふと見る

起之。今作卷勅海客王勅書少內記如故。

全十五年正月七日授後五位下遷兵部少輔二月廿九日轉任民部少輔。

元慶元年十月十八日兼文章博士。式部少輔如故。

全三年正月三日依家君敎。行右大臣正二位。藤原基經。制文德實錄序。

全三年正月七日授後五位上。全五年五月晦日是善公薨死年六十九。

全六年正月十日兼加賀權守。式部少輔。文章博士如故。去年丁父憂解職。今以本官起之。

全七年四月廿一日緣家勳海客。權行治部大輔事。

仁和二二年正月十六日任讚岐守。同三年秋乞服入京。

全四年春向州。是時授正五位上。五月六日城山神祭之祈雨。即降雨。

寬平二年春四能秩。取京公年四十四。

全三年二月廿九日補花人頭。三月九日任兼式部少輔。四月廿日又兼左中弁。瑞人頭。

少補廿廿廿廿廿請解花人頭。勅許之。

全四年正月七日授從四位下。五月十日類聚國史奏。先是道真奉勅撰至

是功成。史二百卷。目二卷。高皇太后三卷。

全五年二月十六日為參議。遷式部權大輔。左中弁如故。廿三日轉左大輔。四月三日任勳

解由長官。兼春小宮亮。參議。左大弁。如故。

全六年八月廿日為遣唐大使。副使後五位上。右少弁。如故。九月廿日上伏請令諸公卿議

定遣唐使進止。十月十五日兼侍從。始如。

全七年五月五日勅止遣唐使。七月十六日為中納言。即日授從三位。廿三日兼春小宮

權大夫。

全八年正月七日授正三位。

全九年六月十九日任權大納言。同日兼右近衛大將。七月廿日又兼中宮權大夫。

昌泰元年八月廿日兼民部卿。

全三年一月十四日為右大臣。右近衛大將如故。三月廿日三卷上表辭大臣。詔不許之。

全三十一八月六日献上家集合廿八卷 祖父清公世官家集六卷父是善世官相公集木十卷道真世官家之章十二卷。

十月十日再上表辞大将優詔不許之。

延喜元年正月七日授從二位廿九日任太宰權帥二月廿日如筑紫。長男後在行

古二高祖、次河後五位下式、大丞景行。他人正六位上并次。正六位下文書得

豐平生淳茂等系左遷諸國

全三十一二月廿五日薨于太宰府。于時春秋存存九所詠歌集曰世官家集上五卷。

延長元年四月廿七日贈正二位復本位 右大臣

正曆四年五月廿一日贈正一位左大臣。同閏十月十九日贈太政大臣 贈政卿

公の祖父清公博識多才で嵯峨、淳和の神代に右大臣清原夏野等と令義解を授け大學頭であった。其子是善即ち公の父よく家業を紹ぎ文章博士とせられた。此頃村中に入らず安業ありて東西に曹司として部屋があった。世官原大江の西家且曾主

とちて諸生を教授し、都て文筆事を司掌せられた。即ち是善も孝経、論語其他の經書、史類を講じて天皇の御おぼえあつく從三位を議に進之後に左大臣相公とて時の儒宗と仰がれたのである。其家は禁裏の南を菅原院であった。公も公の家代々の以て者族であるが上公もまた父祖に勝て博覧多識で忠愛の心が深かつたから後世は其國の神として崇めせられたのである。

公の字ハ三幼名ハ阿呼、世人官公といひ世官丞相と稱す。幼時より父祖傳来の以て其業を承けて儒学を成し治うた。又徳天皇齊衡二年公年十三の春父是善ハ公の師島田忠臣 或云生田口直主 といふに公のふを討みたるため詩を作らせよと命せられた。公は直に筆を執りて 月輝如晴雲、梅化似昭星。可憐金鏡軒、庭上玉房香。 公年十五元服せられた時母大伴氏ハ

ひさかたの身のこのつらさをうらむかゝいへの風をさふかせて〜がふ 明倫新集
と詠みしと云々を勵まされしが公の宗運を見ずんば殺せられた。

又都良香に後うて字は化した頃良香の家て人々身て弓射ることありて皆想ふに道
 真の儒家のであらわらば文よよく出来て弓とりて本末も知られまい。試みに弓射てみ
 たまるとすめられた。公いかに弓場を立出て弓矢をつけて引かれた。その姿勢先づ
 名人も及ばぬかゝるの放り給ひ夫れ約をばつれをかつた。良香はじめて一座の人々保く
 嘆息ありたといふ。公の意と此事業を励まされ官位、やうく高く名も、いりく聞え真
 朝日のひかりやうな勢であつた。しむし公の年三十一の時父の是善は歿せられた。今後
 大きく軍獨であらば名望にましく高まった。元慶七年渤海大使裴玄文籍といふ者が
 来朝した。公は其應接役を勤められたがかの使者は公の博識に、たく感じし公の
 詩を見て白樂天の風骨があると稱美した。公寛文の年遣唐使に任せられたが是より
 先在唐の僧中瓊といふ者書を我が朝に上つて唐の内地擾亂の由を報し遣唐使
 を停めりやうに請うたが朝議許されず。今又公の任命があつたのである。乃ち公は上表し
 て海路難を述べ公卿群臣と之を議し停止せうと請はれが遂に公の善意見導り

停せられた。其時公の上表

臣等伏檢旧記度々使等、或有渡海不遇命者、或有遭賊逐亡身者、唯
 未見至唐。有難阻氣定之悲、如中璋所申報。未知之事、推而可也。臣等
 伏願以中璋録記之状、下公卿博士、詳視其可不可、固之大事、不獨為身、

且陳教訓

醍醐天皇が東宮にましまし、折令音を下されてのたまふやう「唐土に一日に百首の詩
 を作つた者があると聞く。汝今オに雙ぶ者なし。一時の詞に十首を作り見よとて願を賜うた。

其内の一首 送春不用動再車 唯別怨宮興落苑 若使記

光知我意 今宵旅宿在詩家 和大納言に送み入れた。さて寛平九年極大納言となりたが、此時は

時平も大納言となり公とまじりて政を執る所なり。此頃宇多天皇八徳年三十一で
 あらせ給ふたが、弟出雲家のお志あつて、公にもわづらひはせしめられた。遂に弟位を白太子敷仁

親王にお譲りあそばされた。醍醐天皇と申すは天皇の御年若くはたまたまから公は一層深く
意を用めてかの時平と共に天皇を輔佐し奉りた。昌永二年二月に公は右大臣に任せられた
が再三時平を退けし上りられた。其故りも時平は左大臣である時平は代々大臣たる家柄の者
系氏でしかも基経の嫡子であるが我が朝ハもと儒家より起つた者である。今もし右
大臣とならばいさしめても今大御言は天皇の外祖後原高女藤や仁明天皇の御子源
光の上になたなけはならぬ。唯幼主を輔佐し奉ることいふこともいふことも
仕まへればこの右大臣たることだけ固く辞退せられたのである。出陣時の事候はかゝる
公の少く固辞せられたるの事である。それハ醍醐天皇の内大臣後原高女藤の女胤の所生
の所生。此時、時平の女御子の方の中宮であつたが未だ時平はたつた。時平は後原氏の
力を折かると思召すは天皇にハ及原氏の勢力を代表しこを時平の女御子をお生み
申さぬ中に譲りすることか日取も良策と思召されたりは公に之を公にお譲りなせ
たのである。かゝるいふことから醍醐天皇も特に公を重んじ給へた。かくて宇多天皇の御信

任があつた。また天皇の御信任もあつて時平の内官第九に補はれた。昌永三年正月天皇は朱
雀院宇多天皇御遷居後御所で御事殿と申し、行事ましまし、法皇と御物置の折内宮に仰せ
合はし給へやう。當時左大臣時平、右大臣道真相並に政事を執り行なつて將來必ず衛
宮の記のつげは何か一人にする方よからんと占察慮をめぐらし給へた。が時平は名門の者
る上に中宮の御見なれども未だ事に満たず、且つ其大異行、道真に及ぶべくは道真
ハ重代の執政にあらねども聖人の教を守り賢を崇め徳を尊ぶが者なれば執政の任に之を措
き他にあらずと思し是れ給へた。やがて法皇と天皇と御前に公をお召しなされし。今後
ハ汝一人を天下の政を執り行なへしと仰せられた。公ハ大いにあどろき頼に時平を退甲されが
一臣にお許しがない。さうほどに時平は今も道真の御口おし、唯事なからずと大いに憤つた。
そこで公ハ公ハ公の臣を御召しに召つた。詩の御題を賜はつたのである。即ち「春生三柳眼中」と
公ハ公ハ公の臣を御召しに召つた。詩の御題を賜はつたのである。即ち「春生三柳眼中」と
申されたり時平の怒りや、解け詩の真にも列席された。されどもこの両皇の公を召され

し其相がつかせぬか聞えて時平いふく公を罪に落さんと恐しい決心をされた。さて時平は
定国、世官根、光家と帝の直直公に快からぬ者どもを引き入北殿に陰陽寮の諸
員に贈賄したどし公を陥れる用意をした。天皇はもとより時聰明にましますと時平
僅に十七歳にまします上は御座る時平の妹であるから内外から公を洗するを眞實と
思し見し、是非なき事である時平内外の様子を見計らふに天皇に奏上するやう
「直直公に陛下を廢して世親王を立て己れ権を專にせんとす」ハ公ハナリ
是を於て公は内々に延言を言正月廿五日左遷の厄に遭はれたのである。年五十七はもと
に惜しいことをした。此時公は

たうの形ゆゑ我が身をくづつとせぬも君しからみとなりとせぬめよ
と詠みて法皇に上られた。法皇御覽し給うて時平よむむびたすか、天皇とても御子
たり行きとことわけ申さんいかにかかたはらんと思し百し正月晦日十長の時足は泥
を踏ませ給うて清涼殿に近づせてか申せし仰せ給ひしが商人頭世官根かかて白首を

恨ま奉れること 世親王の行 ありて妻し申さぬかり法皇せん方おはせ給はれ
穴しく還侍ましまし公は勅宣重くして男女の御子の申四人四方へ流され成長
なされた姫君ハ京に残され幼き公達二人のみ具して二月二日住み馴れし京御邸
を出發せられたる公の御邸は今下京区西洞院高辻に在る所に菅大神と
いふ神祠があるこれが左遷の時までおぼした所である。そこ公の常におぼせられ
た梅樹に世化の咲けるを頼みて

東風(こち)ふかばに不ひおこせよ梅の世化あるじたりとて春な忘れ
と詠じ給うた。帝心のうち想ひまゐるだいたはいいことである。やうくさやと遠く
なるまゝに、と御心慮を思して北のよりへおくられたまはる

若がすむやまの梅をゆくやもかろまふかたり久しげや
途中菅家代々の菩提寺なる河内国の道明寺おまら寄られたがほどなく
こゝを立ち出て明石浦に泊らせられた時御邸の主人公を見て、たはう思(言)

まを休

驛長莫驚時^ハ変改^シ 一榮一落是春秋^ト

と書いて興へられた。かくて太宰府に着き終る懐心を述べられた詩

離家三四月。 落涙^ハ百千行。 萬事皆如夢。 時^ハ伴^ハ彼^ハ文^ハ意^ト

宰府にハ送る國の武士をか看るぞいかに。又は別れゆく物いひかはす人いかに。まことに異國の心地し給ひ太宰に室に在る文墨に無節を感ひられた。ある夕方

夕暮を野に山あり三つはあり。歎きよこを物えまきりけり。

又雨の降りけり

天のトかくる人もなけれや。若ししぬ衣乾くよりまなき。

かくも公は獨自に謹慎せられた内外へ一歩だれ出られたことりなかな。去年の

九月十日禁中御宴侍り

君富^ハ春秋^ハ臣漸^ハ老^ハ

恩^ハ海^ハ岸^ハ報^ハ猶^ハ薄^ハ

と作りられたり。睿感のあまりに御衣を賜った。それを公はこの筑紫まで来たせられた。天皇のおまはに侍せられたことを念ひまつられた。今年九月十日去年の今日を思し出されて

去年^ハ今^ハ秋^ハ侍^リ涼^シ
恩賜^ハ薄^シ衣^ハ人^ハ在^リ在^リ

秋思^ハ詩^ハ公^ハ獨^ハ到^リ腸^ハ
捧^リ枝^ハ毎^ハ日^ハ捧^リ劍^ハ香^ハ

と聞く香の紙也。至誠位かめきいない。かくて延喜三年正月の改からぬ。御心地例ならず。此時世官の家後集 昌泰四年八月より延喜三月を中納言紀長公雄に贈られた。これが公の絶筆と申すべきか。此集の中でいと古びたもの。九月十三夜皓月に御心をすませられた

黄萎顔色白頭霜	况復千鈿屋外投	昔は深花簪組縛
今 ^ハ 為 ^リ 賤 ^シ 謁 ^シ 草 ^ハ 菜 ^ハ 因 ^リ	月 ^ハ 老 ^シ 似 ^シ 鏡 ^ハ 三 ^ハ 湖 ^ハ 波 ^ハ	風 ^ハ 急 ^シ 如 ^シ 刀 ^ハ 不 ^ハ 破 ^レ 社 ^ハ 心 ^ハ
隨 ^ハ 見 ^ハ 隨 ^ハ 旬 ^ハ 皆 ^ハ 慘 ^ハ 慄 ^ハ	此 ^ハ 秋 ^ハ 獨 ^ハ 依 ^ハ 我 ^ハ 身 ^ハ 杖 ^ハ	

在^リ府^ハ三^ハ年^ハ延^喜三^年二^月五^日遂^ニに^ハ無^シ死^セら^レた^リ。年^ハ五^{十九}筑^紫の^ハ女^ハ牛^ハ寺^ハに^ハ葬^リた^リ。

此後延喜五年八月九日安永寺に初め公の神廟を建てられた。これハ味原行といふ

者ニ依る事ありたが其後藤原仲光相次いで之を奉行し同九年に至りて作り終へた。

天皇は公を左遷せしめ給ふた事をいたく悔後悔みされて延喜元年に公を本位に復して正

位を贈り又の御子をも右本位に復され左遷の宣旨其他一件書類をば悉く所

焼き棄てられた。正暦四年五月廿日菅原正公の安永寺に於て還はしちり

れて公に左大臣を贈り給ふた。此年八月四日祭禮を行はれ後世に依る例とせられた諸

同におもは漸次に社を建てて像を畫すなどして天満天神と稱し山宮敷するやうにな

つた。又同年十月に菅原為時を遣はして正位太政大臣を贈りせられた。此正暦四年の

七年乙卯 一條元白永延元年八月四日始りて北野祭を行はれた。宣旨に云

と云 天満天神の勅号ここに始まるかといふ。宣旨弘元年十月廿日一條天皇始りて行幸し給ふ

幣帛を供進し給ふた。此社に於て是より先天曆九年三月北野に神廟を造り六月

九日公の靈を遷し奉る。天徳三年二月廿日右大臣正位左大臣藤原師輔神殿屋を造り

建し神宮敷を献納せられた。尔後歴朝相承て奉幣絶えず。現今ハ官幣中

社にまします。郡内で公をまつ社せり。重なる下川は村字上天満神社。上夜久

野村字直見銘天満神社。三岳村字日尾銘天満神社。本我村字菅原銘地

天満神社。さてかの人のに勝れせり。

山のたひハぬき山とありあへば手向山もこのありき神のまにに

ハ公が宇多天皇の供養で本宮に於た時、春日神社の大社と詠まれたのであは

あはれ公の一代をいのおと洵に具氣島の高くていかに幽學者らしく又至誠の執政として

聞然す所なき事あり父祖の教化の致す所といへまた公自らの修養良具因る

を疑はず。宣旨より千載青史を照して一方古尊出せらるのあきやう多謹で公の一代を

詳述せんと思ひまうれども浅きなる公の威重を感しまつことを忍んで止めぬ。

なほ北野縁起の中かり俗傳二三分を抄録す。

ある時都良香羅生門を通りけるに春風をよ吹きて家々の柳絲をみだせる様
 のをかしげねば氣霽風梳新柳舞(キハレカセシリウノカミラクシケツル)と詠い
 て次の句を安おじ頓った。この時羅生門の上かりしはがれ聲で氷浦浪洗旧苔鬚
(コホリキエテハナミキウタイノヒゲラアウ)と附けた。良香ハ身の毛も立ちて恐しいが、
 此のふられし急ぎ官家お冬つて吾こそ羅生門で詩を作れたとさも自慢
 らしう氷消の句を申しつけた。菅公うち笑はせ給ひて、あゝ人の物をしるや我が
 此の顔にする男のたま。上の句こそ良香の詞とおほゆほ下の句は鬼神の次ぎたもの
 だらう。君は賢才の士と、いづからに婚侍ある人なりまことにあさましくおもふと
 仰せられた。良香餘りに心はづしく顔も火のもえ出る思ひたといふことである。
 こゝより菅公ハ神お通いた人なりと人々感嘆したといふ。
 或の時道真もキナにあらせ給うた祝宴を催して門人ども貴もも賤もも古祥院と
 いふ寺小集り加賀迄を聞かれたうに一人の老翁が沙金と文とを持ち来り安否を寄

つて延席の安上りおいて何ともいはず急ぎ立ち去つた。人々これをあやみだ。公は異文
 をひろき見たまふし具文言に菅家の門人たちキナの御身をせらる由を聞けり。よつて此
 沙金をおくる。金ハ思ふ心の軽かめを表し沙ハことぶきの限たのらんことを祈る。る
 思たりとあつて誰がしわざともおれちかつたが後に山守多天皇の御所為にてあしよ
 う知られた。

北野の宮の御威徳の高くまゝすとのいふ世ふ知れて繁昌し給うたの村上天皇の御
 代よりと兼つ。凡そ官位福祿、智慧、臨終正念、往生極樂の望み何事も清く申すに
 従ひてかなはせたまはめいなき。ある時待賢門院の后の宮と申しける頃女房の衣失せ
 たのを人々あゝきさまいけられた女房いと無念がりて七日の暇をうけて北野にこもりて
 思ひ出づやなき名たつ身ハ、うかりまともあらむとかみよたりし其日を
 と詠じて献じけねば其日やがて、しきしまといふ半物の盗みたりけるが手づのふいたま
 へて鳥羽院の御上前に狂ひまはつた。これに女房への嫌疑ハ全くけられた。

○拾遺正誤 前の六ノ表一行の註庚申待之々ハ宇多上皇正月廿日西門より豊樂院真言院を過きさせ給ひ清凉殿近づくには斯くと申に申せとありしに惟人頭友房菅根長身も學匠より此に道真に抗せしに或時殿上度津の夜の時遊び時道真に厚かしのらぬに思惟の心を極めたる事御事等の史案にもたれに誤解なきやにせむ。全丁六行目東風吹かの次々櫻粉お舞して「さくら花ぬしを忘れぬ春を引は吹き来ん風ふことづつてせよ」の一首を脱り。これと古伝公出落の時のである。

全丁裏十行目の「天か下の次ハかほりの程」とあるをよまじ即ちあめのしたかほける程のたけれがやまをよまきぬひさしむなきとすをよまじとす。○郷吏料に云境内山林東西四十六箇南世五箇、社田志及三蔵止す年貢村除地外下田六部十三箇五重し年貢地あり、此ハ村木氏ノ家士板倉喜右内は五箇所せりとおし土師前田共口北百馬家ありといふ土師の村名も之に依れるなり古夫曰く土師前田ハもと一村なりけしが今も地所入組みたる所多し。

○無格社愛宕神社 小雀部村字上前田鑛屋(手白山)

祭神ハ 迦具土神 細見村字寺尾鎮元三柱神社の部にあづ。

○郷吏料に云 當社ハ福和山城主福壽兵衛の時草創たりと傳ふ。元、土師前田の二村この愛宕山を以て公事に及ぶしと云ふ。松平主殿の代に至りて裁決あり、乃ち山ハ土師、社ハ前田に属す。松平主殿御忠慮ハ候可成候。

一高五石 (山形寺内) 竹木六日銀別紙有、但山者土師村愛宕社並前田村事。古当社具以前社領を以て是社に属す。一高五石。元禄三年正月十一日。当社 祭徒中 主殿 判

○村木伊予守植昌侯寄附 天田前田村 愛宕社領(山者土師社)於上前田村之内高五石一本田之外也日銀別紙有。元禄御令度御色而令々寄附之畢、今可社領并境内山林如附奉不口有相違者也何事。村木伊予守植昌侯判 元禄三年正月十一日

此外寄附收一宮神社に同じ古田社ハ福和山附近五社(天照宮神社、一宮神社、若木神社、在社神社)及当社(上)の一にて歴代城主の山宮敷あり。故に社に二にかける。郡内での金山村下野條鎮元愛宕神社とす。

○明天神々社 小雀部村字上前田鑛屋 祭神ハ月讀命ハ伊邪那岐尊が橘の小門の阿波岐原 國許へ御禊し給ひし時

お生みられたとも又前にもいふやうに諸神の二尊が大八洲をお生みられた後にお生
まられたとも申す此大神光禰もはくこと日神につぎ結成から命じて夜食國を治
めしめ給うた又日神に配して天上の事と司りたまうた後、日神の仰せに依つて往りて
草原中野に保食神をお訪ひたされ時に保食神具口から穀類、魚類、獸類
を吐き出してこの大神を所産せられた大神は大いにお怒りをされて之を斬り、返り
具に其状を日神に奏上せられた日神はまたお憤りたされ今から後、汝を見ま
いとて遂に日と夜と隔りて、切に居るやうになつたと日本書紀の一書に載せられた
川合村字大原鎮守大神社部の巻の

○福程神社

雀郡村字川北鎮守

祭神、宇氣母知神 トヨカミチノカミ 即ち豊受大神 トヨケミ 和久屋靈神の所子 ワクヤノリ 令命 ノリ 御子に宇迦魂神
古事、平因羽 ヒラノノ 宇氣母知神 トヨカミ 大宜都比賣神 オホニタビメノカミ 大御食都神 オホミケツツノカミ 宇迦之御
玉神 ウケノミ 倉御意 クラノミ など同神であると説居られたり又此外に トヨカミ 豊宇加賀能
神 トヨカミ 神 トヨカミ

神、豊宇加賀能神とも申す所が古事記に須佐之男命カ所子に宇迦魂神
加居すて前にいふ豊宇氣母知神と別神としてあり其御子の多かる所から學者
かひりて考究されたものとされ、日本書紀に左のやうに記してある
天照大神神が天にましまして仰せられたに草原中野に保食神あり、月夜命より往きて
面會せよと命仰せられたに直に降りて保食神の許にあらはれられたるに保
食神は首を廻らして同じ向はれりと、飯、海にも向はれりと、いろの魚類、次に山にも向はれりと
いろの鳥獸がそれらから出たり、乃ち保食神は是等の物を多くかき取らして月
読命を御食應せられたる月夜命大いにお怒つて何故にか汚らばしい物ぞ吾を
もて居すかと勿心ち剣を抜いて保食神を斬り殺され、さうして天上に天照大神神
にいはしうその由を復命されたる時天照大神神大いにお怒りたされ、保食
された、大神神の後、天照大神神を御使とせまた保食神の許に遣はられたる保食
神、既につかれたるに、其の頂より牛馬が生じ、鶏、猪、鹿、野、魚、貝、唇、眼、鼻、

腹に福まゝに豆などかき生じて居た。時使天能人食り此等と致し持たぬ大佛
神に献上とされたる大佛神この度ハ大いに喜びたまはれ見^見其^其何^何化^化も^も豊^豊厚^厚中^中国^国
の^の名^名生^生の^の食^食料^料を^を仰^仰せ^せら^られ^れた^たも^もこ^こで^で西^西米^米、稗^稗、麦^麦、豆^豆の^の陸^陸田^田に^に福^福の^の水^水田^田に^に、[、]、[、]
ど^どし^しと^と似^似く^く分^分相^相を^を定^定め^める^るの^の種^種子^子を^を天^天狭^狭田^田及^及長^長田^田に^に植^植え^えせ^せら^られ^れた^た。養^養蚕^蚕の^の道^道も^も此^此
を^を始^始ま^まり^りて^てあ^あり^りし^し。 謹^謹で^で侍^侍名^名取^取と^と考^考ふ^ふに^に、[、]
あ^ある^る豊^豊の^の、豊^豊葦^葦原^原、豊^豊雪^雪野^野等^等の^の豊^豊で^です^すて^て物^物の^の多^多く^くな^なる^るこ^こと^と、ふ^ふも^もさ^さき^きに^に種^種
美^美の^の息^息で^であ^あり^り。

さて各地の福荷神社の祭神は皆此宇迦御魂神である。今申し福荷神社はソレに依りて福
荷さんと云は伏見が一番名高かりに福荷神社と云われり。其又思をあげると

正喜式神社

- 下社 大宮赤合 伊弉册尊女神 因象女神 永神也
- 中社 福倉魂命 神播百敷也 一宮豊宇姬命 天祖同慶願大明

井井

神、伊弉外宮同神、比咩大明神

上社

猿田彦命 三正界地主神也

大母宮司曰く、當社祭神、百本諸説頗多しと云、現今官幣大社として奉祀者所
宇迦之御魂神、後田彦大神、大宮に天能大神の三を以て正喜式所載福
荷神社三を即ち是なりと云

鎮座元明天皇和銅四年二月始りて伊奈利山三々峯に鎮せられしと云、
所載皆一なり。中略、和銅四年二月初年八即ち七任を修め、廿七日を鎮座の日とす
神階、神和天皇元年始りて後五位下王授け奉り、九年後田彦進上、米雀天皇
元慶五年正二位に陞せらるる。

社後仁明天皇、和十年、名神例に預り醍醐天皇の朝廷に奉刺定と云、
神大社に列し、後朱雀天皇長曆三年正社に加たり、明治四年官幣大社に列せらる
これぞ毎年二台初子の起り也又福荷神と云、正位に極まつたやうに思ふのも

分るといふおそく初年公に之禁書之語を新し、公の好讀を念じて其他相本種
物等を取らねける その年の書 十ヶ根松のあることである。かる由緒あるを口
らすして野狐を致すてあるをいふに大いに誤りある。其野狐を附会するやう
になつたのいふ言葉や文字から来たものとおもふに非ず。伊勢物語にも見えぬ
神は御食部神とも申す。古言に狐をケツソツソツたの伊勢物語にも見えぬ
こと御狐津と字訓を借つて書き或三狐津とて書いたこと狐が野狐を附会
した所以であらう。又今一つは大宮売能命を専女とも申す。魚と誤りを深
くしたてあらうとおもふ。狐のことを今をほろけと、所もあるといふからわけ
ら福荷神といふは狐とおもひ狐を見福荷さんといふやになつたのであらう。

猿田五郎余のこも中夜久野村字末鏡社須江神社の部に由る。

○松尾神社

祭神 大山咋神、市村島姫神 或曰息長で大山咋神ハ大主神の子

て山本之大主神とも申す。市村島姫神女別名を狭依見賣命とも申す。共に御
事蹟ハ傳つて居ない。

山城、甘藷野郡松尾村字山田の鎮座の松尾神社現令官郡大社でやはり祭
神ハ當社と同じである。古来朝廷の尊坐とし給ふこと殊にあつて式内である。創建は
大宝九年に申す。

○郷土史料に云。当社ハ古ハ在アセケ村カ氏神であつて中石原の坂下といふ所に鎮座せり。此
を後々この社地に移し奉つたのであらう。丹波志に記してある。又、丹波國信濃の神で
あつて私の進名神(キカシ)といふ者。和州信濃の川魚を捕つて大神の御供とす。故に此川筋に
味之三カシより下リ神守(カケモリ)今河津とかく。まてり釣魚を禁じて所謂殺生社と稱す。此
あたりに古に信濃川とけり。土師州和州の言合し。信濃川の東を流れり。あたりの言も
さへ味方より神守とて言はし。川といふ神守より下流に久保川といふことぞ。
○水の音に上る。くまこまこま。まのり。名をこそを。め。こ。り。あり。
○いのかせ。か。名。を。ま。ぶ。し。を。に。の。源。を。け。り。お。と。た。り。あり。
○戦守多指尾神社に記す。徳多指多を村川の魚を信し。ま。り。し。こ。と。大。例。より。し。ゆ。を。や。社。之。に。
な。ら。ゆ。た。り。といふ。

○一口神社

祭神 伊邪那岐尊、伊邪那美尊 商高神座(東日神、大之賣命、大日神、
菅田別命、市村島は主人命、合祀)

水神社

同 村字戸田鎮座

祭神 鵜飼女神

弥都波能売神(古事記)或曰古社祭神。月夜是命。古事記。市村島比賣命の三柱とも申す。

伊弉那伊弉美尊火神を生きて柄杓給へる時におまはられた神を伊弉事頭が為

○ 阿比地神社

同 村字興金

祭神 天照大御神

謹で按ずるに皇祖天照大御神は伊弉那伊弉美尊

大神二神の御子にましますが古事記と日本書紀とに於ての記載が

異つて居り。伊弉那伊弉美命日向小門櫛原で御身を清めたまはれた時に天照大御神

月讀命、建速須佐之男命の三柱の神がお生まれたまはれた。伊弉那伊弉美命は

大日向の喜ばたもとて天照大御神の天原を月讀命は夜之宮を建速

須佐之男命は海原を治めよと仰せ申したまはれた。此ハ古事記の大略であるが日本

書紀には伊弉諾尊、伊弉册尊の二神が五只既八八洲及山川草木を生じり。此上は

天下のま事をたもてるを生えとお護りたまはれた。月神ハ又

大日向尊貴とも申す。即ち天照大御神である。此御子光華明彩六合に照りわたりました。

二尊は大いに喜びたまはれた。吾子多けけと未だかやうな西五思も見る見はない。此ハ久しく

此土に留めること出来な。早く天上に送りて天上の事を治めしめんと仰せられた。是時天地

相距ること遠からず。次に月讀命、次に建速須佐之男命、次に伊弉册尊をお生みたまはれた。此ハ

古典の異日所をあげたにすぎぬ。さて須佐之男命、勇悍にましましてかく乱暴な

行なが多かつた。伊弉那伊弉美命、大いに怒り給はれて、此國を治ることを許さ

ぬとして根原に逐ひ放つことなされた。須佐之男命、詮方を仰親の神の仰せのまに

まに根原に討たれり。ことなされた。そこで命、天にまします伊弉美尊天照大御神にお暇申さ

とて天上に送られた。かゝる伊弉美尊命の乱暴を仰存じの天照大御神、今弟の上り来る常

事ありまはる。又々何かは行なすことあり。雄々しく武装したまはる。行なす

所、上り来られた。大御神、早速其末之志をお尋ねなされた。命、今度決して異志

ないとお誓ひなされた。天照大御神、多紀理田命、又の名、奥津島比賣命、次に市

亦良以實命又の御名ハ狹依民売命次に多岐部氏売命の三柱とお生みたまはれた。
又須佐之男命ハ正勝々連日天之忍穂耳命天智命能命天津日子根命天津日子
子根命能命能命久須民命の五柱お成りたり此れを後任の命御婦天照大神神が大
御心を安んじ給へた御様子を見て復び乱れお行ひが少かつた。即ち大神神の馬田を
こぼつたり種のみいてある所を甚れたり。新嘗祭を行はせられ御殿を汚したりたま
れたが大神神は弟命のことをよく御承知しますり常りに御見立をいたし御衣を織り
めたまはなす。命の心をよこしとて暴行ハまじり暮り或時大神神の御衣を織り
給ふ織殿に天斑馬を逆刺にして投げ込まれた。大神神は今より堪忍が出来ぬとて
天山の屋に入り戸を開けて逃居し給へた。よつて大合暗黒妖怪邪鬼ども群起して種々の禍
害が起せられた。
そこで八百萬神とて多くの神々天安河原に集合して天照大神神を慰め奉る。大神神
談をたまはれた。こゝに高御産産日神の伊弉思兼神の禰尊で所神集を催すこと

に一決した。神々ハをわけて分推して其準備をたされた。先づ伊弉許理度売命ハ御鏡を
玉祖命ハ八咫の玉をお作りになられた。天照屋根命、布刀玉命がおおひたまはれて天
天山の上大神を抜き取つておれた玉や鏡や色々の帛を結び白く清浄とて布衣命
ハこれをさげ持ち天照屋根命、御土戸高らかに祝詞を白く上げられた。此時天
宇摩志賣命ハ手すきをかけた。髪受をかぶつたりして手に湯瓶を持て伏槽の
上で足拍子手拍子をおしく舞はれた。列席の八百萬神はあまりのをかしさに一度に
いつとお咲ひたまはれた。天照大神神ハこり怪しとおぼして石屋戸を細目に開い
て戸外を御覧なすさうとて給ふとかねて御座り給へたまはれた。た張力の天手
カ碓神が勿心ち石戸を引きあげ大神神の御手を奉じておしきまられた。八百萬神が
お喜びいふおあはれ。御中手の手をひ足の踏む所を知られぬ態で「アオモシロ
と同日に歡呼された。後世臣白の語源ハこれである。
天照大神賣命ハ大神神の御前に奉侍してよつて大神神を慰め奉られた。こゝに

後世の神女宮の起原である。此時より曲豆船名倉、檣船名倉合の大津神の
御新殿の扉門を守護し玉守り此等此れ在座裡護衛の始りである。かくて
此等神、須佐之男命の二神位を以て、
大定を退位された。此後の事である。

さて天照大神神に於て哲文大神書に記載す所を抄録し神皇正統記の
と云ふ。

(上巻) 今昔物語に於て古傳を見たり或此子光彦明彩六合の間に照徹す
といふ事あり。此の事、
いふ又天照といひ日神といふ事、
長盛に天照大神神即ち太陽の説を主張す。神代卷に光彦の命、三田萬胤日神
月神とあるを以て之を日月とす。其の事、
之を教とて通は田原とす。然るに天照大神神とす。月を以て

月読命なりと心得人にもいふべからむと強ひんとするものあり生海生初とあるを其き
にうべなる如き意。日神月神とあるを得見つけざる誤りにぞありける。古史 伊弉諾
尊が日神の御徳高天、神皇光幸明彩にまします。高天原即ち天の清明が
御同に相應しくおもほしむればその君と定めたまひたるらん。結史と説き大神神
を以て太陽をのものにあらす。太陽を治めす所大神神となしたり。略服部中層
曰く古史典に天といひ高天原といふもの、虚空にあらず。虚空の上より別にあるに
あらず。日即ち高天原なりける。されば日ハ天照大神神にあらず。其所治者御同
に大神神ハ日の中に入ります。神ナリニテ。河原順徳曰く宣長に及ぶ。其の
の一人なり。曰くはほむる神世の故事。言論もいと多かり。大日靈尊ハ神聖
にわたらせ給ふ父母の御懐を養けり。道のまじく。食同をまじり。ちちを生をいつし
みたまふもの。から穀植あやより衣織す。つばらに導き。鬼に教へ
給ふ。其の徳廣く及び善く被り至らぬ。まなむこと。たとへば猶天津日の彦彦

天下を覆ひ六人に照りと行れるが如し。故に上は上下が下近おしたるが皆そのまゝ、日神にわたらせ結ぶとちもほえきつが誰がつけまぬらすることもある。日神とあがめ奉る風俗といふは、級是むしる是認すといふ説たが、斯く吾人の天照大神神に我が同の自祖神にましましと諸冊二冊の間には生れまゝ人格を有したまひける所神なりとするものなり。

想ふに宇宙の力象盡く精神を具へ生れを有し人と同しく活動し或は此の能力を有し威靈を有すとせり古代人の一般の信念に夫の布腹人の生を以てくと同じき活動物見しが如き、今日も動もすれば未開の民族の固に見得る所の事なり。而してルツリが吾等の目録、最も強く解る所の物、天照大神なりといしが如く天照現象中につきその太陽の偉大なる力、古代人の最も偉大なる神靈との観念を生ぜり。遂に所謂太陽神なるものを構成するに至る。蓋し自然の進行なり。我が古代に於て諸冊の二冊、此同土に降臨せしめと成す之が経管に

従事せられたる伊弉册尊の化去し給ひし時、我が同の人口に著しく増加しありしものなり。是れ伊弉册尊の一日に千人を殺さんと宣ひしに對し、伊弉諾尊は千五百人を生まると宣ひしにて徴せし。此等多數の人民は、冥昧暗愚の境にありしや知らざり。かゝる冥昧暗愚たる人民が先づは去して大威力ある太陽を觀望せし。遂に之を神格化す。誠に怪むに足らざるなり。此時に立ぬりた日靈尊、光華明彩の御身を以て高天原に君臨し給ふ。天下の生れ生れその在り智その行のすべし給ひしを瞻仰し、非常なる尊嚴を此尊に捧げまじしなり。かくて此尊、天照大神神とし日神とし我が國民の至聖たる出天様の對象とたり給ひしなり。此尊神と別に行はれ来れる太陽の信仰とは後生習合の徒が大日如來と天照大神神を習合せしが如く相共に結合せり。此合せらるる因縁の久しき遂に天照大神神即ち太陽との觀念を甲國にし遂に又抜くべからざるに至りぬ。然れども吾人にして神話的美色と物語的の誤謬とを去り純粹なる神道の立脚地

に幸いなき論せば天照大御神は諸冊二尊の間に生りませる智徳行の
 いたくすむれ給ひける大神なりとせざるべからず。かの神代卷の一書に
 伊弉諾尊の手を以て白銅鏡を持ち給ふ時大日靈尊なり出で給ひしと
 いひ或は一書に存眼洗ひたまひて困てなりませる神を天照大神といふと
 傳ふる如くは其に鏡といひ眼といふ皆太陽神話と結合以後傳説なり。
 以上述べ来れ居る如く吾人は天照大御神は即ち我が皇祖神にましま
 しく諸冊二尊の間に生れませる人格的の御神にましましむるものとす
 るのみなり。而してその智その徳その行むいたくすむれませたまひ世人の心を仰
 ぎ奉るを恰も太陽の如くましまし従つてその崇拜の遂に太陽の神話的崇
 拝と合一せらるるに至りしものとす。世の神道を説く者深く思を茲に致し人
 をして此大神を崇拜信仰せしむるに當り古代に行はれたる太陽の神
 話的崇拜を今日に強ふるべきを注意せざるべからず。

○郷土史料に云當社境内三段許興村に在りし天照元觀音寺(宇色ナリト云)此ニテ村古ハ
 何麻郡ニ屬ス(當時何麻郡下高津村元禄年間同繪圖改メ際本郡ニ編入セリ
 ト云)依テ當社ハ正音ヨリ
 何麻郡ニ出テタリ。

○賦畀我神社

畀我村字中鎮座

祭神 天之穗日命 生島神 神功皇后 應神天皇の四柱と申す
 皇祖天照大御神の仰せらるるに豊原之千秋長五百杖之水徳国ハ我ガ御子
 正勝吉勝々連日天忌穂日命の治める國であるしと天降したるに於て天忌穂
 日命の申されりゆへに今水徳國ハ是だ頼據せりと御返事なされたる。そこで大御
 神ハ多くの神たちを天安河原に召集し給へて先づ豊原中園の要者ども
 をうち辨はせうとおもひ給ひ誰を遣ふがよからうかと各自のみかくすことなく意
 見を述べよと仰せられた。即ち神々ハこれに穂日命が其れも適任とおもひます
 とお答へたりしたるに終つてこの命をお遣はしたるに於て穂日命ハ大に貴
 神に媚び後して教養の回復命されたる。此神は天忌穂日命の御弟にましましりて

出雲国の千家・北島両家の市社先にあります。生島神の大八洲の神靈又
生同神とも申す。旧事記に神武天皇がお歿りなされたことが載せてある。神功
皇后、應神天皇の馬事蹟ハ幡神社部に係し。

○御土史料に云釈日本紀光天皇玉皇四年九月壬辰丹波天田郡奄我社有神靈
供物無社中即十許文「更立社」とありてもと何地方に遷し奉れりか詳ならず
巻社に取主所前といふ所ありされど社地と見えず然りに例年八月十五日の祭礼に社人神
女共に古巻村西大川にて御祓す其時同村聖唐立山玉権現に祝詞を奏す。此社
殿宇なし古々丹波志に見ゆ。境内に八幡神社あり(此れ福知山築城の時同所より
移し奉れり)。又一宮神社ともいふ或は後代に是ならん。又祭礼に神樂六に神
幸、旗、矛、矢、太刀、鉾等の行列あり。社並に馬場あり。福知山城より生島國土
を去り。又奈馬二匹並に西具二領出づ。古本紀云武か行らんとし去々
神殿在鳥居ハ福知山城より修理せり。此一宮神社に在り
松手主殿頭の時三條宗直作の太刀を言明に研がしめ新に鞘を仕置らしめて奉納せり其
太刀銘云の銘に曰く
夫劍者之王之録、桓公之志、林之蔽宗、越之純、何勝、義、拳、一、利、本、朝、
業、最、雲、劍、超、越、支、笠、一、如、旗、乾、坤、神、室、之、靈、劍、皇、基、之、重、器、天、下、之、物、治、具、
莫、以、加、焉、茲、丹、波、同、福、知、山、天、田、郡、奄、我、社、中、村、有、八、幡、宮、具、社、内、納、波、三、糸、小、鏡、
治、宗、正、之、所、鑄、成、之、神、劍、一、握、上、屋、而、相、任、歲、神、錄、環、劍、鑄、波、勢、因、在、通、代、
太、守、總、權、研、刃、之、神、情、莫、世、不、有、之、是、信、取、闔、欽、神、皇、恩、因、系、代、無、神、感、之、許、
託、空、沙、石、語、今、茲、慶、安、二、層、維、赤、不、腐、昔、純、陽、月、北、平、山、尚、倉、倉、原、忠、房、之、討、於、
斯、於、為、城、主、一、掌、却、弊、治、民、庶、日、域、者、神、國、而、依、神、佑、而、請、邦、家、湯、仰、之、錄、先、經、

社前、取修補之、關神許、德也、感、德、不、勝、致、崇、之、至、謀、製、工、遂、繕、完、新、研
之功、乃、至、位、臣、臣、極、之、餘、謹、奉、紳、社、中、云、亦

慶安二年八月十五日
正徳中神劍命、應神天皇、納社中事有、物主家士を依、社人村長等、被立、宗師修、此外宗
正作之籍、其有之、之々、丹波志に見えたり
○福知山名所に云、式内奄我神社の祭神ハ神功皇后、應神天皇と申す所近、唯中八幡
と形す、昔々殿務を被て、左、折化此れ行く、十許許、本社に産す、

○式内 天照玉命神社 下豊富村字今安鎮座

祭神 天照玉命、天照皇后、大明命、又大明命と申す。三徳天降彦々火通々杵命、日
向国に降臨したまうと後、事、同國の吾田長屋笠狭に、い、重、勝、長、狭、といふ、今、お、馬、ひ
たされた。道、す、り、の、鳥、た、よ、き、地、あり、や、と、お、尋、ね、を、さ、り、と、其、人、對、て、よ、き、同、加、あ、り、ま、す、か
ら、轉、往、さ、る、所、心、の、ま、に、お、登、り、た、り、と、申、し、上、げ、た。依、て、道、尋、ら、る、こ、も、官、持、を、お、定、め
な、さ、れ、た。時、を、そ、の、地、に、鹿、草、津、姫、又、い、吾、田、津、姫、と、も、不、化、阿、耶、姫、と、も、申、す。一、美、人、が
ま、ま、り、た、の、尊、ハ、沙、誰、の、女、わ、と、い、ま、す。相、た、ま、り、と、い、ふ、日、元、也、大、山、祇、神、の、女、で、あ、り、ま、す
と、お、應、へ、申、し、上、げ、た。尊、ハ、や、が、て、こ、の、鹿、草、津、姫、を、お、召、し、た、ま、さ、れ、た。一、夜、に、い、て

御妊成り申した。この事を尊に申し上げると之を信じて給はずして汝の妊めよハわが子あらす
と仰せられた。鹿茸津姫大いに念り恨んで無戸室ムコを作す。其内にこもり誓ひていはれる
にハ毒の孕めり所若し天孫の御子にましますはずハ火にも決して傷ふことたらん。然らず
ば必ず焼くべし。火をかの室に放つて焼かれた。その始めて畑のおこる時にお生れられた
のが火洲降命。次に熱を避けて居りた時に彦火ヒコカハ出見命。最後に火明命。此の三柱がお生
またられた。日本書紀

又天孫が大山オホヤマ祇神の女メノカマ田鹿ツルカ津姫をお召しにたつて、一夜に御妊成り申されり四柱の
神を生ませられた。そこで姫ハこの御子たるを抱いて天孫の御前に出て申されやう。こ
天神の御子を生ばすの気まに養ふべきぞと、尊ハその御子たるを御覧なさる。い
かに可愛らしい子供であるが心く吾が子であるまいと、姫ハ否。此ハ天孫の御子に相
違ありませぬといひ、尊ミコした。天孫の子である一夜に生れわかれん。その決して吾が子でない
と仰せられた。姫ハすく恨み申して無戸室を作りその内に入り誓ひてせし。

天孫の御子であるが焼死せられた。怒り決して室を造ることたらのすと火を放て室を焼か
れた。その火ハ始めに明かす時にふみ死すにせし。御子が自らのりたまはく吾ハ此れ
天神の御子なるハ火明命なり。吾が父いづこにましますかと次に火の成る時に出てまたの
たまはく吾ハ是ハ天神の御子なるハ火明命。吾の父兄ハ何処にましますかと次に火折命
次に彦火ハ出見命かいて且最後に御母鹿茸津姫ハ火折の中より出て、其女が母め
り御子ハかくしれも火傷をり。此ハ天神の御子たるしと云たりと、天孫ハ此れを見た
まうたかと申し上げられた。尊ミコこたへてのたまはく吾もより吾が子たるを知らぬハ
あらねども衆人をしと汝の罪成と子供ハ絶倫の氣多とを知らしめんとして、御の通
りけりかつたのである。日本書紀

又天孫御母命 鹿茸津姫ハ木神の御女ハ千種豊秋津御比す人良に相合ひたまはく、天火明命と彦
火折命と吾をみたまはれたとて天孫御母の御子とてある。日本書紀

くがタリ又天津日高日子孫能速く能令命か登三沙寄で美人たお遊びたられた。此時

〇七五

今と美人との所由、汝は兄弟ありやと、お尋ねするるとその美人は言ひ「吾が姉に石長姫
 と申す者あり」と。そこで命「吾汝を百さんと欲すと仰せられたると、佐久夜思サクヤノシ七ナニ出デッ
 ルガアツヒメナリ。
 古事記云、アツヒメ、ミヤリ即答し申しかぬまわ、わつりより父大山祇に尋ねて後にな
 されたいと、早速父神に相談されると大山祇神、大いに喜んで、佐久夜思賣に、姉婿
 長媛を、副々多くの進上物さへ持たせて、命の許に遣はされた。然るに、姉の空名
 醜多ウツタとて父の方へ返し、唯佐夜思をばかりをアツヒメお留めた。姉神の恥づか
 しくおぼし召されたりいふ及ばず、父大山祇神も、弟をいとおぼし、命の許許へし
 遣はされけり。吾姉妹二人を尋ねし、天孫の所代トコしろのときはかきハ、水々に動きまき、
 めを祈り、又木花の以木ゆるやうに所代トコしろのいやなえませとの言コトで、あつたので、今、
 今姉にお返りなされたのりまことに口惜ウレシき所事トコロなりと、歎き申された。かくて佐久
 夜思サクヤノシ売ウり所姫トコロヒメとちやうやうで、陰月カゲツキやちやうやうに、命に申し上げられた。
 吾が生見子ナマミコ天孫の所子トコロんが、私に五座イツサおでからずと、命りそい吾が子にあらず、必し國神

の子ならと仰せられたと、さらば吾が産見子ウミミコ若し國神の所子トコロなり、難産ナニ産マであ
 りまマし、右ミ左ヒ天アメ神カミカ所トコロ子コをば、安産ヤスウ産マでありませうと、やがて産舎ウマを出して
 その内ウチに入り土を以て塗ヌり、寢ネいで、まほれた。さて、よく申産ウマ力チカラ時に、その産舎ウマに
 火を放つ、その火の盛シて、明アカに、火照ヒテ命ミコト次ツギが、火須ヒス執ツク理リ命ミコト且カ取ト後ノチに、火表ヒウ理リ
 命ミコト又マタの所名トコロナは、天津日高日子穗アマノヒタカヒコホ々々出見デミ命ミコト々々
 かやうに日本書紀と古事記と相違して居るが之を圖示すると

- 正哉吾勝々速日天忍徳耳命マサキミカサハヒアメノシメミコト
 - （一）火劇理命ヒケツリミコト 集人ツクヒト始祖ハジメノミコト、丹木花之御ニギハキハノミコト 御ミコト
 - （二）彦彦々出見命ヒコヒコデミミコト 丹ニ々ニ
 - （三）火明命ヒアカミミコト 辰張タチハ連ネ々々始祖ハジメノミコト 丹ニ々ニ
- 正勝吾勝々速日天之忍穂耳命マサカサハヒアメノシメミコト
 - 天火明命アメノヒアカミミコト
 - 天津日高日子穗能亦々神命アマノヒタカヒコホノミコト 丹ニ々ニ

以上日本書紀

後世万倍豊秋津氏売命

(標札)
天照玉命 (天田郡今安御) 拜殿上棟
延宝四年丙辰四月九日

從五位下伊予守源姓佐々木朽木氏季綱 副建

神社奉行
瀨川 平兵衛 善次
中目 権兵衛 盛若

作事奉行
土家 友右衛門 次修
菅原 兵左衛門 親次

朽木 伊予守 源平十 綱 判
朽木 兵左衛門 源種元 判
朽木 工佐守 源種治 判
朽木 土佐守 源玄 綱 判
朽木 出守 源綱 判
朽木 出守 源綱 判

○安可所成
一延宝元年十一月十五日
一正徳四年庚午年二月廿一日
一享保十二年戊申年二月三日
一全 十五庚戌年八月
一明和九年辰年

○神地、神元、古址、

一御供田 今ヒメ子と云ふ本社より西許成の方に當り。
一杉上 二本木の杉上月の時 倒れて見本のあたりを杉上といふ本社より四丁許未申也。
一御由田 シギタニの中にあり本社より四丁下 午末のうかにあたる。
一掃除田 シギタニの園上にあたる本社より六丁
一川米田 本社より六丁東にあり、宮口前といふ。
一神田 本社より六丁東にあり、宮口前といふ。
一土田 半田にあり本社より四丁下にあたる。
一カヤミキ 中古宮田といふかすが宮に奉仕して神刻を作れり故にいふ本社の子カ
に社地につく。カヤミキ未申の川をたつ。

一宗清田 前カヤミキと云ふ地本社より三丁半にあたる。
一六月田 今母と羊田との界をうり、是ハ六月十九日馬祭の料とせしむる甲辰の年
以下末社の方置在す

○祭礼ハ八朔にて宮名角あり六月十九日ハ神宝の由干ありしが現時ハつれも改めつ。締着の父は志目ハ
明治十八年より全三十九年五月年六十九にて歿すまで当社に奉仕したハ以上の事項ハ皆親
しく見聞せしものなり。父ハ終始一日の如く朝夕の拜礼曾て欠きしことなかりき。常に本社由緒
を正し古社保存願、日外格領を思ひ立ちてありし可異事として歿しぬ。父ハ明治維新の際に出
多保市天神々社、川合村大原神社に奉仕し水上部三原村内尾神社に轉じ復多保市天神
神社の社司となり終に當社に奉仕するに當り、旧社家業ニ當り父は内子に遺言して其子友
人たりしハ一時神職たりしハ後叙職して奉命を終へぬ今ハ故人なり其家ハ同社司安に隣り
現時高業を以てり。

○福知山名所なるこの御社ハ和久ノ天照とて其名甚直に高し。或ハ和久ノとも申す。早稲時新所の
ため多持すその甚だ多し。上下町富田村の大部カ福知山町の多持尾を氏子といふ。其
といふた。大正元年九月十日、旧地主の崇敬あつたこと。附近五社の一たること。又神鏡供進使
多持尾とて一宮神社といふこと。当社ハ所謂和久川のほとりて郡中第一の米産地で
ある。大正元年大官會主具在カ可也。

○曲皇宮田村 朽木氏系
(三ノ前記大官會の部にもあり)

さて當社本殿及拜殿とも大正七年一月十日改築の着手し大正九年三月竣成。四月
十日御遷座式が行はれた。其費用概算參萬二百圓と云く

工匠名古屋市中区松重町

工本士 伊茂平左衛門

屋根工兵庫縣永上郡上夜下村下港

友丹長次郎

社司本國氏改築總裁天田郡長大場茂衛氏、全願向京都府勸業課長竹澤徳徳氏
前^{天田}郡長 其他下豊富村長萩野敬亮上豊富村長高橋要助福知山町長吉田三善所
和久忠兵卫片岡亀悦足立吉次郎足立庄太郎足立芳太郎大槻順太郎内宮延彦竹下長
治小林貞治郎川村伊右衛門高橋綾花の清氏女實とと韓旋せりといふ。

(拾遺)とて古事記傳十六に書紀にハヌ火明命とのとあり。火照命といふ傳ハハヌをハ
彼元丸穂耳命の弟子尾張連祖たる天火明命とまがひつる事。故に此段の火明
命を書紀にハ尾張連祖也とあり。そいふ混乱したるものなり。然れども此の神名ハ
此記に火照とあるを正しかりけりと見えたり。此説ハ天火明命ハ迹と杵命トして
その迹と杵命の両子に事火照命と書紀にハ火明命とハ此同神にまゝと

又旧事紀に此天火明命と神武天皇ノ段に見えたり。鏡連日命とを一つ神とと名を
三照厨照之天火明櫛玉鏡連日命と云々尾張連と物部連とを一つに此神
の後とせりいみじき俗説なり。鏡連日命と此天火明命とハ本より別神なること
いふにさうなり。又尾張連ハ此天火明命の後、物部連ハ鏡連日命の後と
是も同祖の姓にあらず以上

同神ハ社貞清田神社(尾張国中島郡一宮町鎮座)ハ富社と御同神にまゝ

○式部本神社 福知山町字堀小字荒木鎮座

祭神ハ天神七代 所謂神 七代ノ神々ト地神五代 古典に見 神々ト申す。天神七代ノ神名ハ
下天部村字多保市鎮座天神々社ノ部に載せられたるほ左に哲彦神書
に依りて抄記しておく。

七代ノ神名古伝多少ノ差あり。吾人をして之を見るに最初ハ国常立尊にして第七代
ハ豊雲野尊なり。日本書紀にハ国常立尊と此神との間に国狭土尊を傳り

平田有八古事記に大山津見神、野槌神の二神、因山野特別而生神、名天狹土神次國
狹土神云々とある。國狹土神のまがれ乱れて七代に出でたること古史と云ふ。國狹土神と
國之狹土神と同一神と云ふ。而かも吾人ハ此神名ハ必ずや國常立尊の別名なりと信ず
るものナリ。第三代リ泥土尊、尊、沙土尊、尊、第四代ハ角杵神、活杵神、
書紀の正位之を述ぶ。吾人取らず。第五代ハ太戸之道尊、大廿日辺と云ふ、第六代ハ面足
尊、根根尊、第七代即チ伊特諾尊、伊特冊尊、二神ナリ。古事字設其た區
區たり。此島親方ハ國常立尊ハ即チ天之御中主神にて五行の徳を有し給ふとし國
常立尊と諾、冊二神との間の五代を五行に配し而して白くこの諸神實に國常立
尊の一神にましますたると云ふ。五行の徳、おの神とあらはれ給ふ。これを六代とも数ふる
たり。二世三世の次第を立てるにあらざるにや神皇正統記かく解せ、國常立尊より直に諾冊
二尊に至りし。玉木葦原に更に上歩を進めて古伝に七代代、一代代といふ義あり。
此七代の神ハ本、國常立尊の太氣元靈より化生し給ひて國成り定り諾冊二尊ハ

化し給ふに説上せ、國常立尊の御代ハ約まり下り説せ、諾冊二尊ハ一行ハ約まり下り
主張せり。即ち彼、陰陽五行の精體妙合して茲に諾冊二尊と化生し給ふものなり。此
代といふ其経路を神格化せしに過かす。即ち七代二代ありといふに論結せざるは、度會延佳
ハ七代神と人身の九ヶ月の懷妊に比し平田有八も亦諾冊二神の御身に漸々に成り整
ひませる趣あり。此二神之別、四代の神の御名ハ出来れりものと云ふ。佐島胤の内人下流の
高岡康則ハ大いに西洋の創造説を参考し此等の諸神について説き、白く康則畏ミ
畏ミも按ふるに國土の初めと神の初めとの名に立固て見せ奉りにあるべからず。此直に
皇土座靈大神の諸冊二尊を以て出給はむとして彼の國土と成るべき物の初め、沙泥を
けか具中より其泥土の精を取つてかつく具形像を造り初め給ふを云ふなり。又泥土も
此時ハ未だなかりしを其れをも作り出給へるにもあるかと、舊胤之を評して此ハいと云ふも
考へて然る説と申す下り。後ふし古史といひ、以上述べるか如く七代神ハ其出来形々
の説より而かも之陰陽五行ハ其解せとするが如し。決して古事を得ざるもなき。古傳の真意

ハ此七代神ハ此国土の漸次を展張するに由り其時代時代に至る神として定れ出てませる神々にて
その神々に由りける世界の恒態又リその神々の恒態を以て其名に表ししものとすべく
其神名の致せず又はよき神説の區々たることかくの如しとて四神七代とい

天照大神神、天忍穗耳命、近々杵命、玉乃穂々出見命、鵜草不合命を申す
のあり。中古以後俗に天神七代、地神五代などいふ前に引く神七代を天神七代と云ふ之に對し
皇祖天照大神神等々地神五代などといひて天と地とに配したるのありけり。何の根拠も
ないこと例の本地垂迹説かり傳説が一概に傳へらるるやうになつたので
あらうとおもふ。その七と五を合せて十二とし十二所権現などといふに至つたが古曲に記載せられ
てないことである。

後世に神七代を天神七代と申し、後の五代を地神五代と申すをいふのなるをこの香のいひ初めつるこ
とにか。更に事の由を考へず、たゞに強て天と地と配せむとの慢説なるを世に普く
云を化してのいみじき非なることを并（凡そ人もを引）附えぬいかにせよ。先づ此七代を天神と

申せること古書に見えたることなし。只姓氏録に角凝魂神と申すハ此七代の中の角杵
神を多く思はるに其後胤を天神部に收められんも此ハ正しく角杵神とあるにも
あらず。名の異化がたに就して高御魂神などの例として天神の部にハ入らる化た
るものなるへけり。説とす。ばりのことにもあらずかし。古事

○参考 熊野十三所権現の事を田舎記してあり。郡内にも此社の外に熊野サレハ権現サレハハ
神社も多し。かたがたの記す。たゞて紀伊国東牟婁郡に在る本宮。新宮
那智を熊野三山といひ、又熊野三所権現と申す。其本宮に勧請奉祀せざるを三所権現と
申す。中古以来、仏徒が、当社を同堂せざるに際し本地垂迹の説に基いたるもので是等寺僧ハ、
昔昔の本地より化現したものとしたり。所謂十二所と云ふ（サレ師如末）以上を三所権現といふ。一宮、本宮
（不動明王）十萬宮（並尊賢聖）勸請十五所（根加牟尼）遊行夜叉（不動明王）以上四所権現
ハ中宮（西三尊）見山宮（如意輪菩薩）一聖上宮（竜舟菩薩）一淨土宮（地蔵菩薩）サレ王子
（土面権現）以上五所権現といふ外に米持金剛童子を加へて共に配する新宮にてハ、伊弉利位
古、出雲の三神を加へて十五所権現と稱す。而して祭神についてハ、異説あり。本宮、熊野三山神社
としてハ、同教申す。祭神、伊弉利位、サレ王子、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、
熊野三山神社の又サレ命をこうし奉りて家を家つ子大神といふと記したり。第一殿ハ家つ子大神
（サレ師、サレ王子、サレ師）第二殿、熊野夫須美大神、志保子大神、其三殿ハ天照大神、同尊三
尊以上を上の四社といふ。其四殿、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、サレ師、
之を下の社といふ。其五殿、可具土神、ハニヤヒメ命、三ツハメ命、ワケムスヒ神、之を下四社といふ。上
中下を合せて十二所と稱す。

山形神天皇十六年創之といふ。又熊野速玉神社、即新宮と同郡新宮町に鎮座。外宮亦全前
 仁徳天皇の時代の創建といふ。熊野神社と同郡新宮村に鎮座。外宮神皇全前。社記に
 伊弉諾神二有馬村土俗祭時、花婿亦以花笠、又用鼓吹幡旗、高麗舞而祭。今案旧事記、
 末、皆與日本紀不同、然今按日本紀、以伊弉諾、為熊野社、日本紀伊弉諾到伊弉諾所
 將還時、所唾之神、曰速玉男、次掃之神、曰ヨモツコトカヲ（泉津事解男）一凡二神
 矣。世言式依伊弉諾、熊野神社、由是以速玉男、事解男、伊弉諾三神、為
 熊野三所推現、古今皇代圖說云、山形神立於六十五年、始建熊野本宮、且行帝五
 十八年、建熊野新宮、洋房、絶海入胡時、洪武帝尚素稱福事、故合以幾句云
 熊野山前新福祠、満山せ草草雨余肥、
 神今海上波清穩、一万里好同須早啟
 天子和云
 熊野山前血合祠、松浪琥珀也應肥、
 當時作福見仙榮、
 直到如今之更不眠
 神社を詳節以下、類聚名物考神祇四。

以上依て考へると、土所推現といふも必ずしも天神七代地神代の神々に限らぬことがわかつて思ふ。
 ○御土史料に云々天神七代地神代。三行實錄に曰く貞觀元年九月四日若木神社官社に列
 すと然るに屢々兵火にかり社殿燹失せり。尔来久しく其荒廢したりけるを寛文年中
 吉山惟定の内中目録兵工盛治記を考へ再興せりといふ。
 ○福知山の神、神南山一宮神社の南方凡三所の所にあり。永上郡の界にそびえたる名山で、
 山の中ほどにま内若木神社がある。甲斐山禁かり頂上まで五下洋頂上に平地がある。若木不
 恒の城址といふ。又仁不美すも此所にたてこもつて山名勢に攻められて死んだとて今山禁に仁不

の墓といふのがあり。此あたり往古ハ寺院多く其址今に存す。後て人家も多かりけん。若木千軒といふ
 の碑もある。

上川口村字上小田、中夜久野村字大田子鎮座熊野神社同躰と思ふ。

○武 神社

下曲豆富村字若川河鎮座

○武 神社

上曲豆富村字小牧鎮座

○八坂神社

奄我村字小安丹 鎮座

○八柱神社

上夜久野字平野鎮座

祭神 素戔須佐尊命 素戔嗚尊、進雄神とも書く。伊弉那岐神の弟、伊弉
 那岐伊弉那美二柱の弟とす。天照大神神の部、伊弉那岐神が此命に海原を鎮
 せよと仰せられたがそれにはよくも隨ひたらず仕奉の頃、唯泣いてばかり居られた。父大神が
 其故を問はると吾はひたすト母の国即ち伊弉那美大神のます根國に往いたいの注ぐの
 であるとお答へられた。父大神は、怒り給ふて直に放たさるることになつた。其後には
 いろいろ乱暴がつたが、今度、多くの神々が相談して追放させられた。そこで命、出雲國

の龍川上までお降りになつて手名植、足名植といふ老夫婦のために八岐大蛇を屠り且尾
から天業雲剣を得て御神天照大神神に献上された。かくてかの老夫婦の女たる天照和世作
と婚し須賀といふ所に御宮を造つて御同棲をなされた。その時

よく似たついでにふふいふまゝあふふいふまゝつくるそむゆるふかあを

といふ神歌を作られた。これ後世の經歌のはじめであるといふ。
日本書紀の書に伊弉諾尊勅して月夜命、滄海原潮之八百重を治すべしと宣ひしといふ
書に伊弉諾尊素盞鳴尊者滄海之原を治ましと勅し給ひし傳へ古事記に建速須佐
之男命に詔はく汝命、海原を知れよと事依したまひしと傳へ而して保食神即ち大宜
津比賣を殺し給ひし神を日本書紀に月読尊とし、古事記に須佐之男命とせり、其他
月夜見の夜見、黄泉に黄泉、須佐之男命の事、給ひしとせり、所より、此等の
事、夫に基き、本居公稱「今つくり思ふに」と月夜見命と須佐之男命と一神かと思
はるゝこと多しといひ、厥の事をうたひしもの如し而かも之を一神なりと断するを教てせ

かして曰く「然れども諸の古書に之を一神としたり傳はなかりとを別神としたり、全く一神の如
くにてなほ別神とす深き所以あることなき。今たやすく、ふまふあがすと古事記の
内人服ア中庸、更に一步を進めて曰く須佐之男命と申す、月夜見命の一名なるがまゝ
れ別神の如く傳へたるから、事依おも何れと此と二つにたりたるにて、日本に月神と月夜
命と治すべし故に亦之を二に送るなり、日月の旋轉、世に於て、且見る所、れもい
へる伝、たゞしと、三、田多利にまつり、此、絶、あ、的、に、肯、定、せ、う、れ、た、り、何、の、如、く、何、の、如、く、
に、ま、ま、を、止、肯、定、せ、う、の、誠、に、其、の、要、点、を、あ、げ、ん、か、一、今、月、に、書、紀、に、日、月、既、生、た、り、と、あ、り、ハ、生、海、生
り、と、あ、り、と、同、い、く、決、して、日、月、を、の、もの、に、あ、ら、ず、日、月、の、主、宰、神、と、い、う、もの、を、り、と、し、先、づ、月、夜、命
を、以、て、人、格、的、の、神、と、し、月、を、の、もの、に、あ、ら、ず、を、断、じ、二、更、に、服、ア、中、庸、の、此、二、神、を、一、神
と、せ、り、の、説、を、以、て、早、見、と、し、慈、心、に、之、を、敷、行、せ、り、後、つ、彼、の、傳、授、多、く、服、ア、の、説、に、基、
る、所、多、し、彼、り、中、庸、の、説、を、う、ち、月、夜、命、と、い、須、佐、之、男、命、の、ヨ、シ、同、に、お、れ、後、得、た、ま
へ、る、所、多、し、と、主、張、せ、り、三、田、多、利、尚、伊、弉、諾、尊、の、勅、して、或、は、滄、海、原、を、治、り、せ、り

曰はれ或は天下と曰はれ或は宇宙を曰はれを以て皆同一なりとし之れを二神の曰はれを殊に正しく知れし由なりと説きぬ、四、平田公のイマキラの祓除の時伊弉諾道子(イハ)我ありたまたまかたりて生れたまふ神を素戔嗚尊と伝やるとハ速須良比古神の誤にして素戔嗚尊(イハ)月夜命なりとす。

月夜命は別神、平田公の誤論かくの如しと疑ふ人リ之に左祖するものあり、吾人ハ勿論日月既生たりとあるを以て直に日月神、月神を以て太陽の主す神とするも取らざり。又吾人が月夜命ハ須佐之男(イハ)のヨミ國に往きたり後に申せる如きとせよか如きハイハミを以て月神とせ誤に基けるものとす。唐海原と天下或は宇宙に關し此点における古事記、日本紀の傳の錯誤あるハ争わばなし。然れども月夜命に於て、神代に人體に日月神の體をうけて其通を下に施し行はり時徳にてたまひましたまひり或は配日月而治故布送于天と述化に日月並りたまふとははれ給ふことなく日月神に並び天地を治めさせ給ふ補佐の臣と上天に送り給ふ是臣の始也といふを化或は然らん蓋え来月夜命ハ素戔嗚尊と別

神を化れ其傳風に漣滅して父母を共にしその性格亦や、類せる須佐之男(イハ)の傳のみつたはり遂に二神を一神とするの伝を生ずるに至りしを(イハ)神話之に於ける素戔嗚尊此神を以て皇氣風の人格化とせり。勿論此神の古伝中、高天原に上らる、時山川悉く其國土皆震ふと傳へ、その勝佐備せらるや田原田原皆宮せられしが如く伝はれ、此皇氣風の人格化の如しと疑神と直りしを此の如き、此神の猛烈の致す所なりと此神ハ全く歴史的のものと稱せり。一要マに吾人素戔嗚尊を以て諸神二尊の序子にして其始ハ頗る粗暴なり所ありしも後歟の温順なり神とならぬ我が國の経世に幾多の功なり神なりとせむのなり、以上皆以て、
俗に祇園とて須佐之男(イハ)牛頭八王子、五男、相田姫、少將を合祀して居る祇園ともと釋伽ガ説はされたり、祇園精舎の名を取つたのでいふまでもなく本地垂迹説に基いたものである。神社考詳節に曰く山城國安芸郡八坂郷祇園社三座一曰牛頭天又名武塔天神、二曰波利女、俗号少将开神社、是福田姫也。或曰波瀾の雄龍王也、三曰蛇毒氣神是

八坂蛇所化子々貞觀十年始祭于此所。

以上の内平野鎮座八柱神社此社号祭神、神社官八神殿の神々即ち

高皇産靈神

神皇産靈神

魂留産靈神

生産靈神

足産靈神

大宮賣神

事代主神

御膳神

の八柱であるが但し須佐之男命から申せし所謂五男三女神の八柱をよーとし思ふ。即ち天照大内神とお誓ひの時生れきた。天乃穂耳命 天穂日命 天津日子根命 流津日子根命、能野久須思命五男、多紀理比賣命 市杵島比賣命 多岐部比賣命、禰以上八柱とす。

祭 ○島田神社

上直富村字畑中鎮座

祭神 埴安命、波通夜須毘古神、波通夜須毘古賣神ともに、伊邪那美神の御子なれども、御事蹟ハ傳ハらぬが埴波とハ埴土ハニツチ埴輪ハニワなどの埴ハニで粘土のことである。大和国十市郡に、式内埴安神社といふがある。この祭神も、島田神社と同じことである。

さて神武天皇が大和国を、御平定なさうとしたまうた時虜どもの頑強なのに、大いに御心を悩ましたまうた。或夜の御夢に、天神が天皇にをしへ申されるには、「よろしく、天香山社中の埴を取り来つて、土器を造り以て天神地祇を祭れ。賊どもハおつから平ぐておらうと。天皇ハ謹んでこの御をしへの通り為さうと思召す時、前日飯順した弟オトコ狛ウサギが天皇に申し上げるに、「此邊には八十集帥ヤソツケルといふ強賊が居つてあくまで、天皇に御手向いせうとしてをります。私もいふと心配いたして居ますが、しかし此は天香山の埴を取つて土器を作り以て神々をお祭りなされたら、彼等を討平することハ容易でせうと。天皇ハおきの御夢と、一致した事をお喜びなされ、御心強く思召された。今は一時も早く天香山をやつて埴土を取り寄せうとなされたが、そこへ往く道筋ハすでに、その賊どもが塞いでをるから、無事に通るとハ六かしい。天皇ハ深く御思案なされて、推根津彦オシネノヒコと、弟狛ウサギの二人を二人とも弊衣の上に蓑笠を着せて、夫婦連の老農夫の装いで、お遣はしなされた。なほ、出發に際して、天皇ハ戒めて仰せられるに、「汝等、此度行ハ安負に吾が平

定の成否に關する大事であるからよく注意して使命を全うせよと。此時推根津彦
ハかこみて「我が天皇此國を御平定なさるならん吾等往く道筋ハおのづから無事
ならん。若し然らずば賊ハ吾等を遮ぎるでありませう」と深く決心の目をかへ申し上げて
出發した。所がお見にくき老人どもとて大いに嘲り笑うて却て賊ども自ら道を遮り
ては易々と香山の垣を越えて還つた。天皇は其の成功を喜び、早速に前夜の沙敷への通りを
をお作りさせ丹宮川上で成盃を仰祭を行はせられた。終つて八十長帥を國見丘に討つて
天白軍の軍は大勝利であつた。天香山の所由は此垣安神が發つてあるの如くわけてあり
とある。

○御主史料に云境内三太向に十八箇竹樹交生せり。外に山林を所あり社田三畝三歩。高四斗七升七合。
村除。永工部遠坂より社人來りて祭禮を勤めし。今ハ天照玉命神社々司兼勤なり。
此大神ハ紀伊能ハ野より勧請せしものと伝ふ。土所ハ四八座の神なりとぞ。又或書言ハ天照大神
神と見ゆ云々。蓋し遠坂より社人來りて見水ハ前説是を云々。但しハ本社の社ハチキアズ
等々あり。又ハ垣安神が連玉男命にあらざるが後考を待つ。

○一宮神社

下川口村字牧鎮座

○山神々社

全村字楯木鎮座

○天神々社 二座

奄我村字菅巻鎮座

祭神大山祇神 大山津見とも書く、諸冊ニ尊の御子と申す。皇孫亦々并尊が降臨
したまはつて此神の侍奉を木花開耶命をお召したまはれたのに、その御の船長姫
命をも副へて皇孫の侍許におさし出したまはれた。しかるに皇孫ハ御女の魂を見たい
と云ふを以て此姫命だけには返しなされた。御父大山祇神ハ大いにお恥がたまひ皇孫に申し
上げられたやう「吾姉妹ニ女を奉らるハ船長姫ハ皇孫のいやつきに長久にまらせ
又用耶姫ハ木花の忌不えさかく栄えませの積りであつた。さるに今船長姫をお返し
たまはれたらう後唯木花の如くのみをあらせしむ恨み申された。天火明命の御孫
照。

○御主史料に云古記伝に曰く山ノ神山津持にて山を持て神なり。秋日本紀に曰く大山祇神ハ
神名帳に曰く伊豆國加茂郡伊豆三島神社と有。駿河風土記に云富土郡一宮神社なり。即チ
不二神社なり。祭神大山津見神と本社も古スルが同。勸請せり云々の建久四年九月頼朝
富士野かりのとき同々の大小名着到の帳場に社て用郡おしらうありけり。丹波ハ平は次

の領国に早者到着す重ねて使者を以て吟味を正されたるに内大臣宇内宗茂の性をかきまて川口
庄川口平内左門といへる平家の殘党の遺言を聞きまへ平家の亂を存せんと見えたり
依て此申上り多に頼朝聞きてスルが同牧野左門をえらみ其一人と共に討手に差向
けり牧野右工内一家の長言たりと喜み手兵を率めて丹波に不もいませり兼て道
々夜討と申合せ川口庄に在るのみに入こみたりさて夜半頃此の外かこむを取らまき兼て
の高張てうちんを一度にましあげし戸を打ちやぶり平内左工内やあると叫びけり思ひも
空らぬことなればは死物狂にかけ出づる所をこれとて片はらから討つとり人も残さず
平けり。則牧氏此所を領して子孫あり曾孫丹後記に見えたり。スルがかり當社と遷
りま水所此に記明あり。

〇是古當神社

下川口村字下天津鎮注

比賣神 比賣神との女にて詳ならず。俗傳に天津姫といふ是社大明神祖

申緒卷といふものありてその記する所

抑人皇三十七代孝德天皇之皇兵末親王又有間皇子とも云此皇子齋淵明天
皇之御宇発謀叛給つ依り白雉五年甲寅三月丹波國に被流給つ其後三
羽ニクテ今但馬國朝来郡則鎮存有り時親王契給ひ三姫君天津姫上云棟
手大連公之弟也大織冠鎌足公之弟伯父君也此姫親王ニ別レ給へ侍跡古稱と

出給つ然共是止土地踏不給云々上人ハ御是弱ク殊更去遠路事故具御難
儀被為漸ク是直来り給つ処疾病臥シ給ひ里人色々虽奉介抱不慮治
療此所ヲ患死ニ果テ給フ云々御名ヲ以テ天津村ト云フ云々

有馬白王子 有間公孝德天皇の皇子なり。母ハ皇妃小足媛 皇子性黠稱永嗣明帝
の時非望を抱き帝を欺き奉つて年豊の温泉 紀伊に幸せし其處に余じ
て大臣サ蘇我赤兄と事をあげんことを謀り適マ皇子の袴脚故なくして斬
以て不祥とし互に盟ひて止む。而して其夜赤兄人をいして皇子の策を問ひ使者を年
豊に馳せて之を以て討し遂に皇子を執つて行在に送る。白皇太子面り歎状を問ふ皇
子答つて曰く唯天と赤兄とのえ知る我ハ知らずと遂に死を藤白阪に賜はる時二十
九大日本史

〇三岳神社

三岳村字喜多鎮座

祭神 大己貴神

福知山町字堀鎮座一宮神社の部に在る。

○御史料に云、奥院白山権現本社新山頂まで八丁許あり、境内山林地致の隙地あり、井
多村より登るとき本社まで十丁、本社より上ハ女人禁制、此山ミタケ山といふ東柳屋峰
登山上直北、三丘山山真境之西原界、右方至為結界、之甲乙後其積ノ様ナク、
野之証は有ズク、鳥居上山保中佐々木ニアリ、是正西ナリ、三丘山金火寺下山保、
多ナリ、是本坊ナリ上山保ト申下佐々木ノ宮中飯寺ノ五ノ村下山保ト大忌長長長長長
コノ木ハ皆大忌ノ上ノ多ノ上下野赤、行積、天ノ坐ノ六ケ村ナリ
祭礼式 下山保登山ノ年ハ古例ナリ、神輿大忌村天満宮ノ下野赤所まで神
幸あり、上山保登山ノ年ハ古例ナリ、神輿出立、神輿をサリ、別当野おほの社に出、本社
天文十四年四月廿三日火止、全正年再建、是主金山備後守晴実ノ原頼光ノ祈願書と
いふものあり、確實な社記多し、俗に云、頼光寺大江山ノウラハの時、にミナリ、是に良の
カタリ大江山とめたりし、ミタケ山ともいふ云々

の一宮神社

下夜久野村字額田鎮座

祭神 天津日高日子德出見命 天津日高日子波限建糺茅草葺不合命
豊玉姬命、安曇磯良命の四柱と申す。上ノ件日子德々或曰、穂々出
見命一柱と。日子德々手見命 日本紀云、火々又火遠理命とも申す。通々荒余
の第三の御子である、此命ハ山幸して鳥獸を捕獲なすことが御上手であつた。
又御兄の火須勢理命ハ海幸して魚貝を獲られるのが御上手であらせられた。

あるときこの御兄弟が互に釣針と弓矢をお取りかへたさされて火須勢理命ハ
此命ハ海でそれ狩漁をなされたが、いづれも獲物が大きかつた。そこで御兄弟
直に弓矢をお返したまされたが、この命ハ釣針を悉く比々矢つてめられた。それで御
自身の御刀を鎔いて多くの釣針を作つてお償ひたされた。けれども御兄弟
兼知をさすどうしても元の針を返せ、他の針なら幾ら多くあつても受取りぬ
いたくお責めたされた。この命ハ深く御心配なされて海濱をうろく歩い、獲られた
が、今更せん方がないため、塩土公判といふ老人が命の様を見て怪しく、命にその
故をおたづね申した。命ハ素直しくお答へなさると、公判ハそれなら御心配あそばさ
す。私がいふことを教へ申さうと慰めまつた。やがて公判ハ日無笠を造つて
命をこれに乗せまめらせ申すやう、「此所の海をだん／＼お進みなさると
そこに立派な宮殿があります。それが海神のましますお宮です。そこへお参り
なされたり命のためにと善い事があります。」と命ハ公判のいうた通り

心海をやうに進まると果して立派な宮があるさうしてその御門前に板
葉のよく茂った香榊がある。余は先づこの樹の上つて為られると暫くして下女ら
い者が出来て来てその樹の下のお池で水を汲まうとする。と余のお影が水に映ったから
下女仰いで樹上を見よと美しい少年が居られる。下女はどろいた。余は下女に向つ
て水を誘はれると美しい金鏡で余にさし上げた。やめて下女の内に入って云々と豊
玉姫命にお知らせ申すと豊玉姫命直に出て余を見てその由を又父海神小
お告げた。余はさると今度海神も亦お自ら出て来られた。一見火遠理命たる
を知り早速お宿の中にお入れ申しいろくの珍味で御饗應なされた。それか
ら余は豊玉姫命と帝同居なるとなる。余は三年ばかりもここに居てた。い
れながらある日かの釣針のこゝに詠して大いお歎きた。豊玉姫命は之を聞いて共に
徳心配をいふ。海神にも御相談なされた。海神は悉く魚族を集めて釣の有無を
一々お問ひたされた。皆曰くこの項上お鯛が自分の咽に鯉ありとて食餌をとらない。

この鯛が呑んだに相違ないと海神は直に具咽をおしらべなると果して釣針があった。即ち
之を取り出してよく洗つて之を余にお下さった。此時海神が教へられる。この針を御見命にお
返しなると時この針はもと海幸ありしが今より互對に不幸を招えとの言葉を唱へて
後向にお返しなさい。又御足が高田をお作りなされた。余は低田をお作りなさい。此
果がさうと又さると吾は水神ゆゑ三年の淵に御見。必ず人負しくなられぬとせう。御見
若し恨めてお責めなす。潮必血珠を出して溺らし若し愁へらる。潮干珠を
出してお救ひなされ。とて西の珠をお授けなされた。かく海神は大海の鯨魚を召し集めて
仰せらる。やう余の命が上国にお入りた。だが汝等の仲間誰が臣取も丈夫で早く
お送りつけ申す。か。とを各其身長によつて誰を。か。幾日彼を。か。何日か。らうと
口々にいひの。ら。中の一。吾等の鯨が。進。出。て。吾。ハ。一。日。で。お。送。り。つ。け。申。さ。う。と。申。し。か
た。海神は。此。鯨。に。命。じ。て。命。を。且。自。の。所。に。身。せ。ま。わ。せ。て。送。り。せ。た。ま。う。た。此。時
海神は。鯨。に。向。ひ。て。汝。途。中。で。いた。づ。ら。を。も。人。に。迷。惑。を。か。け。て。ら。ら。ぬ。と。い。ふ。と

御住意ありたりといふ余は海神の御許を辭して津出たなされたりと豫定の通り
に切送りつけ申し奉る余は此鯨が飯る時に小刀を具首にかけせて功をお褒めたり
さて海神のたまひの御りゆきをお徳にしたりと見奉りて遂に頓首して謝罪な
されたり夏後、余は曲豆玉姫命を津左にたて奉りて高千穂宮を天下をお治めされ
たり。此余のゆき、即ち天津日高日子波限建鷲茅草昔命命と申し奉
り代神武天皇の津父と留らせたまふことあり

日子波に出見命海神の御許を辭してお還りなされたり豊玉姫命も間もなく来りた
りて曲豆玉姫命が仰せられたにませ、今臨月でありすが天の神のゆきですり海神の宮
でお産をすまことお奉りませぬとやがて海邊にまををた作りなされたりお出
まされたり先にこの命がお生まれなされたり。そのまを命の鶉の羽で昔命であつたり
昔命も合はぬ先きに生まれたりなされたりといふ思ひからかくゆきをつけまめられた
あり。此命は父命のお後嗣となりて高千穂宮を天下を治めしめし玉依姫命を
お后となされたり四柱のゆきましまし奉り其の四子が即ち神武天皇である。

^{アツミシラノ}安曇磯良命 ^{アツミシラマロ}又安曇磯良命

伐の時、靈龜に乗つて参向し御船を漕がれたと申す。私に按ずるに當社祭神は
かく御夫婦と御子と三柱ましますから、かのまゆ火の手見命を無事にお送り申し奉
るといふ大功あり。鯨魚を祭神に知るるが通當であるまかと思ふ。同じ海上に居す
方であるが一柱だけ前の三柱に何の關係のたひの如何と思ふ。かしこは研究を望み
ぬからであらういたし方がないが。

○郷土史料に云境内東西十間南北十六間餘地。昔早創不詳。額田伝記に云く永祿中在
上との本社。但馬國朝来郡粟麻神社を移し奉りたりといふ者。同國出石郡
出石神社を移し奉りたりといふ者との二説あり。一宮記を見れば粟麻神社祭神は上社の
彦火手見命、中社の竹護神、下社の豊玉姫命とあり。出石神社は八種神宮を祭
神とし見奉りて女は後説見奉りしに云く社人夜久野石見

○高倉神社

○中夜久野村字日置鎮座

祭神 事代主命 細見村細見鎮座梅田神社にあり。或は曰く以仁王と。
○郷土史料に云境内四十五間三十四間外に六間長三十間の馬場あり。木林林檎百間。七十間
あり。今も今山陰街道其中を貫き、頗る風致を損せり。現代の歴史を破壊すといふ実

はかふこといふが

○宇徳神社

上夜久野村字板生鎮座

○全

村字平野鎮座

祭神 伊邪那美神、川合村鎮座大原神社の部に由づ。或曰く速玉男命と伊邪那岐神が伊邪那美神のまゝす世^{ヨシノミ}泉^{ミナ}國^{クニ}にお出^デかけ^ケち^チせ^セ化^ケて申^マせ^セ申^マれ^レる^ルや^ヤ此^{コノ}に^シ至^シル^ルと^ト甚^シだ^ダ悲^シし^クき^キゆ^ユ久^クに^ニ未^マた^タで^デあ^アる^ルと^ト伊^イ邪^ヤ那^ナ美^ミ命^ノお^オま^マを^ヲ申^マさ^セる^ルや^ヤう^ウど^ドか^カ吾^ガを^ヲ見^ミな^ナて^テ居^イて^テ下^シま^スれ^ルと^ト然^シる^ルに^ニ伊^イ邪^ヤ那^ナ岐^ヒ命^ノお^オ聞^キき^キな^ナさ^セれ^レが^ガう^ウて^テや^ヤは^ハり^リ御^ミ覽^ミな^ナさ^セた^タで^デ伊^イ邪^ヤ那^ナ美^ミ命^ノ大^タに^ニ恥^チぢ^ヂ恨^ミみ^ミな^ナさ^セれた^レか^カて^テ伊^イ邪^ヤ那^ナ岐^ヒ命^ノ今^{イマ}お^オ返^マり^リな^スさ^スら^ウと^トせ^セら^レる^ル時^{トキ}に^ニ默^シし^テた^タま^マふ^フこ^コも^モ出^デ来^キず^ズ旅^ツ離^リれ^レを^ヲ申^マさ^セれ^レて^テ唾^ハか^カれた^レ時^{トキ}に^ニ生^ナり^マせ^セる^ル神^{カミ}と^ト申^マす^ス。(日本^{ニッポン}紀^キ一^{イチ}書^{ショ})

○大年神社

下夜久野村字今西中鎮座

祭神 佃見村字千束鎮座、大歳神社に出づ。

○三柱神社

下夜久野村字今西中鎮座

祭神 佃見村字寺尾鎮座、三柱神社に出づ。三寶荒神を改めし所多し。三寶荒神家々に竈神として荒神を祭ることハ、彼^{キヤウシヤ}行者^{キヤウジャ}から始まる。大和国城上郡鷲峰山竹林寺記に曰く、人王四十一代持統天皇御宇、彼行者金剛山に於て、念誦し給ひければ、良^{ヨシ}の方に當りて、赤雲一道天に通ると、豎^{タテマ}幢^{トウ}の如し。か^{コノ}角^{ツノ}彼^キの^ノ地^チに至^シり^リ、此^{コノ}を見^ミれば、一神^{イツカミ}あり^リ、首^{カビ}に^ニ宝^{ホウ}冠^{クワン}を^ヲ戴^カき^キ、六^{ロク}臂^ベ具^グ足^{ソク}す。右^{ミドリ}第一^{ダイイチ}手に^ニ備^ヒ結^{ムス}、第二^{ダイニ}手に^ニ蓮^{レン}華^カ、第三^{ダイサン}手に^ニ宝^{ホウ}塔^{トウ}、左^{ヒダリ}第一^{ダイイチ}手に^ニ鏡^{カガミ}、第二^{ダイニ}手に^ニ宝^{ホウ}珠^{シュ}、第三^{ダイサン}手に^ニ羯^{カク}磨^マ、たり^リ、餘^ノり^リ、小^{コノ}白^{シロ}の^ノ生^ナけ^テ曰^クく^ク我^ガハ^ハ荒^{アラ}れ^レ三^{サン}宝^{ホウ}護^ゴ衛^ヱ神^{カミ}にして^シ世^セに^ニ荒^{アラ}神^{カミ}とい^ハふ^フ、我^ガハ^ハ常^{ジョウ}に^ニ淨^{ジヨウ}信^{シン}修^{シュ}善^{ゼン}の^ノ者^ヲを^ヲ扶^{サシ}け^テ不^フ信^{シン}及^キ逸^{イツ}つ^ツ者^ヲを^ヲ罰^{バツ}す、故^{コト}に^ニ世^セを^ヲ荒^{アラ}れ^レ神^{カミ}とい^ハふ^フ、我^ガハ^ハ若^ニ手^ニの^ノ使^シ者^ヲ多^ク敷^シ、故^{コト}に^ニ三^{サン}宝^{ホウ}者^ヲハ^ハ之^レを^ヲ守^{モリ}護^ゴし^テ佛^{ブツ}法^{ポフ}不^フ敗^{サイ}り^リ者^ヲハ^ハ之^レを^ヲ罰^{バツ}す、然^シに^ニ凶^{クウ}人^{ニン}日^ヒに^ニ多^クし^テ、少^シく^クも^モ者^ヲハ^ハ少^シし^テ、世^セ若^シし^テ我^ガハ^ハ真^{マコト}の^ノ神^{カミ}を^ヲ看^ミん^ドと思^フ、此^{コノ}七^{シチ}岫^ク七^{シチ}谷^コの^ノ山^{ヤマ}是^レを^ヲり^リと^ト言^ハひ^ハ詭^キを^ヲ心^{ココロ}に^ニ強^カし^テ、^{真^{マコト}谷^コ山^{ヤマ}此^{コノ}荒^{アラ}神^{カミ}を^ヲ普^フ遍^{ベン}如^ニ未^ミ荒^{アラ}神^{カミ}と^トい^ハふ^フ、三^{サン}宝^{ホウ}荒^{アラ}神^{カミ}、三^{サン}面^{メン}心^{シン}怒^イの^ノ相^{サマ}を^ヲ現^{アワ}せ^セし^テ、六^{ロク}臂^ベに^ニ独^{ドク}鈿^{セン}、六^{ロク}鈿^{セン}}

〇九一